

兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表について	1

監査委員公告

平成24年3月30日

兵庫県監査委員

黒川 治

藤川 泰延

塚本 隆文

栗原 一

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

包括外部監査人から包括外部監査の結果報告書の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成 23 年度

兵庫県包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

県税の賦課徴収に関する財務事務について

兵庫県包括外部監査人

公認会計士 伊東昌一

目 次

第1	包括外部監査の概要	5
【1】	外部監査の種類	5
【2】	選定した特定の事件（監査テーマ）	5
1.	包括外部監査の対象	5
2.	監査対象期間	5
【3】	特定の事件（テーマ）を選定した理由	5
【4】	監査対象	5
【5】	監査要点	6
【6】	主な監査手続	6
【7】	外部監査実施期間	6
【8】	外部監査人補助者	7
【9】	利害関係	7
第2	県税の概要	8
【1】	県税の種類と概要	8
1.	税の種類	8
2.	税の徴収方法	8
3.	県税の内容	9
【2】	県の財政状況と税収	9
1.	県税の推移	9
2.	徴税費	16
【3】	組織体制と所掌事務	20
1.	県の税務機構及び事務分掌	20
2.	人員体制	23
3.	平成22年度の重点取組事項	24
第3	課税・減免事務に対する監査手続と監査の結果及び意見	27
【1】	監査対象及び監査要点	27
【2】	個人県民税	27
【3】	個人事業税	31
【4】	法人関係税（法人県民税・法人事業税）	37
【5】	不動産取得税	45
【6】	軽油引取税	50
【7】	自動車取得税及び自動車税	54
第4	収税事務に対する監査手続と監査の結果及び意見	61

【1】 収納事務	61
【2】 還付事務	64
【3】 督促事務	67
【4】 延滞金の徴収事務	71
【5】 滞納整理事務	75
【6】 個人住民税特別対策	92
【7】 不正軽油調査	97
第5 その他税務事務に対する監査手続と監査の結果及び意見	100
【1】 文書管理	100
【2】 税務オンラインシステム	101
【3】 委託事務	106
【4】 人材育成	109
【5】 県税事務所の統合再編	112
おわりに	114

(注1) 報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に基づいて行ったものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

(注2) 単位未満端数四捨五入処理により、報告書中の表の合計あるいは差額において内訳と一致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（監査テーマ）

1. 包括外部監査の対象

県税の賦課徴収に関する財務事務について

2. 監査対象期間

原則として平成22年度（必要に応じて、平成21年度以前の各年度及び平成23年度についても対象とした。）

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

兵庫県（以下、「県」という。）の県税収入は平成22年度で5,739億円となっており、一般会計歳入の26.5%と歳入の根幹をなす重要な収入源となっているが、近年の経済不況等の影響から、実質的には相当の割合で減少しつつある。

一方で、平成22年度末現在の県税の収入未済額は222億円（うち1年以上滞納しているものは150億円）に達しており、平成22年度の監査委員監査においても、滞納の発生防止と適切な債権管理を行うべきことが指摘されている。また、県が平成23年3月に策定した「第2次行財政構造改革推進方策」においても、歳入対策として「県税の徴収率の向上」が掲げられているところである。

このような状況において、徴収すべきものを確実に徴収することは経費の削減と並んで極めて重要であり、したがって、督促、滞納整理等の収税事務が適切に行われているか、課税・減免事務が法規に従い公平、公正に行われているか、といった観点で税務事務を監査することは有効であると判断した。また、税務事務の多くは11箇所の県税事務所において行われているが、課税の公平性・効率性・有効性の観点から、各県税事務所で統一的な事務がなされているのかを検証することも有用性が高いと判断した。

以上より、「県税の賦課徴収に関する財務事務」を監査テーマとして選定した。

【4】監査対象

県税の課税・減免事務及び収税事務のほか、税務システムの管理や委託事務等、関連するその他税務事務も対象とした。

また、対象とする税目については、収入金額及び県が実施する事務の重要性の観点から、以下の8つの税目を監査対象とした。

- (1) 個人県民税
- (2) 法人県民税
- (3) 個人事業税
- (4) 法人事業税
- (5) 不動産取得税
- (6) 自動車取得税
- (7) 軽油引取税
- (8) 自動車税

なお、地方消費税は平成22年度の県税収入の18.4%を占める重要な税目であるが、国が消費税と合わせて徴収して各都道府県に配分するものであり、県が課税・減免、滞納整理等の事務を行わないことから、監査対象としていない。

【5】 監査要点

上記監査対象について、主に以下の観点から監査を実施した。

- (1) 税務事務が法令等に準拠して行われているか。
- (2) 税務事務が課税の公平性に配慮して行われているか。
- (3) 税務事務は効果的かつ効率的に行われているか。
- (4) 県税事務所の税務事務は適正かつ統一的行われているか。
- (5) 文書管理が適切に行われているか。
- (6) 税務システムのセキュリティ管理、運用管理は適切に行われているか。

【6】 主な監査手続

県税事務所及び税務課において、担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。また、資料等から適宜サンプルを抽出し、正確性や合規性の観点から詳細な検証を行った。

なお、県税事務所については、税込規模や取扱税目等を考慮し、11県税事務所のうち神戸県税事務所、西宮県税事務所、姫路県税事務所、洲本県税事務所の4つの県税事務所（以下、「4県税事務所」という。）に赴いて実地監査を行った。

【7】 外部監査実施期間

平成23年4月1日から平成24年3月8日まで

【8】外部監査人補助者

公認会計士	酒井 清
公認会計士	牧野康幸
公認会計士	鈴木 亮
公認会計士	佐竹優子
公認会計士	杉山恵美
公認会計士	大枝伸一
公認会計士	藤原 学
公認会計士試験合格者	山本啓介

【9】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2 県税の概要

【1】 県税の種類と概要

1. 税の種類

税は一般的に、国に納める「国税」と地方自治体に納める「地方税」の2つに分けられる。(さらに、地方税については、道府県に納める「道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分けられる。)

また、税金の用途による区分として、一般的な財源に充てられる「普通税」と特定の用途のみに充てられる「目的税」に、納税方式の違いによる区分として、納税義務者と税負担者が同一である「直接税」と同一でない「間接税」に分けられる。

上記の区分に基づいて、我が国の主な税金を分類すると以下のとおりになる。

		国税	地方税	
			道府県税	市町村税
普通税	直接税	法人税, 所得税, 相続税, 贈与税 等	道府県民税, 事業税, 不動産取得税, 自動車取得税, 自動車税, 鉦区税, 固定資産税 ^(注) 等	市町村民税, 固定資産税, 軽自動車税 等
	間接税等	消費税, たばこ税, 酒税, 自動車重量税, 揮発油税/地方道路税 等	地方消費税, 道府県たばこ税, ゴルフ場利用税, 軽油引取税	市町村たばこ税
目的税	直接税	—	狩猟税	事業所税, 都市計画税 等
	間接税等	電源開発促進税, 特別とん税	—	入湯税

(注) 固定資産(償却資産)の価格の合計額が一定の限度額を超える場合に、その超える部分について都道府県が課するもの(地方税法第740条~第747条)。

2. 税の徴収方法

主な県税の徴収方法は、以下のとおりである。

概要		主な該当税目
普通徴収	納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人県民税(給与以外の所得者分) ・個人事業税 ・不動産取得税 ・自動車税^(注)
申告納付	納税者が納付すべき税額を申告し、その申告した税額を納付すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人県民税、法人事業税 ・地方消費税 ・県たばこ税 ・自動車取得税^(注)

概要		主な該当税目
特別徴収	本来の納税義務者から直接徴収するのではなく、当該納税義務者が得る給与等を支払う事業者（特別徴収義務者）が税金等を代わって預かり、特別徴収義務者に納入させること。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人県民税（給与所得者分） ・ゴルフ場利用税 ・軽油引取税

（注）自動車税については新規登録時に、自動車取得税については新規登録、変更登録又は移転登録時に、それぞれ地方公共団体が発行する証紙をもって地方税を払い込ませる。

3. 県税の内容

税の種類で挙げた税目のうち、県に関係するのは道府県税であり、下記の税目を賦課・徴収している。

税目	概要
普通税	
県民税	
* 個人県民税	県内に住所のある個人に課される税
県民税配当割	上場株式等の配当等の支払を受ける者に課される税
県民税株式等譲渡所得割	特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、その支払を受ける者に課される税
県民税利子割	金融機関から利子等の支払を受ける者に課される税
* 法人県民税	県内に事務所・事業所を有する法人に課される税
事業税	
* 個人事業税	県内に事務所・事業所を設けて事業を営む個人に課される税
* 法人事業税	県内に事務所・事業所を設けて事業を営む法人に課される税
地方消費税	消費税が課税される取引を行った者に、消費税と併せて課される税
* 不動産取得税	土地や家屋を取得した者に課される税
県たばこ税	小売販売業者にたばこを売り渡した卸売販売業者等に課される税
ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用した者に課される税
* 自動車取得税	自動車を取得した者に課される税
* 軽油引取税	軽油の引取り等をした者に課される税
* 自動車税	自動車の所有者に課される税
鉱区税	鉱業権を有する者に課される税
固定資産税	市町村から課される固定資産税（償却資産）が一定額を超える償却資産を有する者に課される税
目的税	
狩猟税	狩猟者の登録を受ける者に課される税
水利地益税（注2）	水利事業により特に利益を受ける土地や家屋に対して課される税

（注1）*印は監査対象とした税目である。

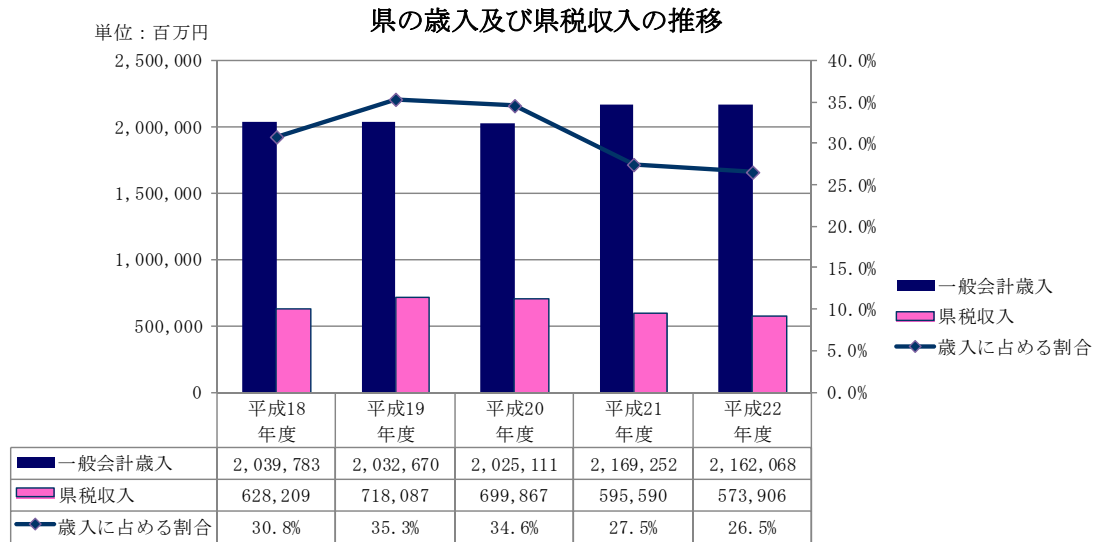
（注2）水利地益税については、兵庫県では課税していない。

【2】 県の財政状況と税収

1. 県税の推移

(1) 県 の 歳 入 ・ 歳 出 及 び 県 税 収 入 の 推 移

県 の 平 成 18 年 度 から 平 成 22 年 度 ま で の 一 般 会 計 歳 入 額 ・ 歳 出 額 及 び 県 税 収 入 額 の 推 移 は 、 以 下 の と お り で あ る 。



(注) 地方消費税を清算後の金額で予算計上しているのは平成21年度からであるが、比較の便宜のため、平成18年度～20年度の県税収入についても、地方消費税を清算後に組み替えた金額で表示している。

県 の 一 般 会 計 歳 入 は 平 成 21 年 度 に 大 き く 増 加 し て い る 。 こ れ は 、 同 年 度 に 地 方 消 費 税 の 都 道 府 県 間 清 算 を 行 う 地 方 消 費 税 清 算 特 別 会 計¹ を 設 置 し た こ と に よ り 、 一 般 会 計 歳 入 が 減 少 し た 一 方 で 、 中 小 企 業 制 度 融 資 の 融 資 目 標 額 拡 充 に 伴 う 預 託 金 の 増 加² が こ れ を 上 回 っ た た め で あ る 。

他 方 で 、 県 税 収 入 は 平 成 21 年 度 に 大 き く 減 少 し て い る 。 税 収 規 模 は 一 般 的 に 経 済 構 造 の 変 化 や 景 気 の 変 動 に 伴 っ て 大 き く 左 右 さ れ る が 、 サ ブ プ ラ イ ム ロ ー ン 問 題 に 端 を 発 す る 平 成 20 年 の 世 界 的 な 金 融 危 機 の 影 響 を 受 け 、 企 業 収 益 が 大 幅 に 悪 化 し た 結 果 、 法 人 関 係 税 を 中 心 と し た 県 税 収 入 が 大 き く 落 ち 込 ん だ こ と が 原 因 で あ り 、 そ の 結 果 、 一 般 会 計 歳 入 に 占 め る 税 収 の 割 合 も 減 少 し て い る 。

し か し な が ら 、 平 成 22 年 度 の 県 税 収 入 は 一 般 会 計 歳 入 の 1 / 4 以 上 (約 26.5%) を 占 め て お り 、 依 然 と し て 県 の 歳 入 の 根 幹 を な す 重 要 な 収 入 源 で あ る こ と に は 変 わ り な い 。

(2) 税 目 別 県 税 収 入 の 推 移

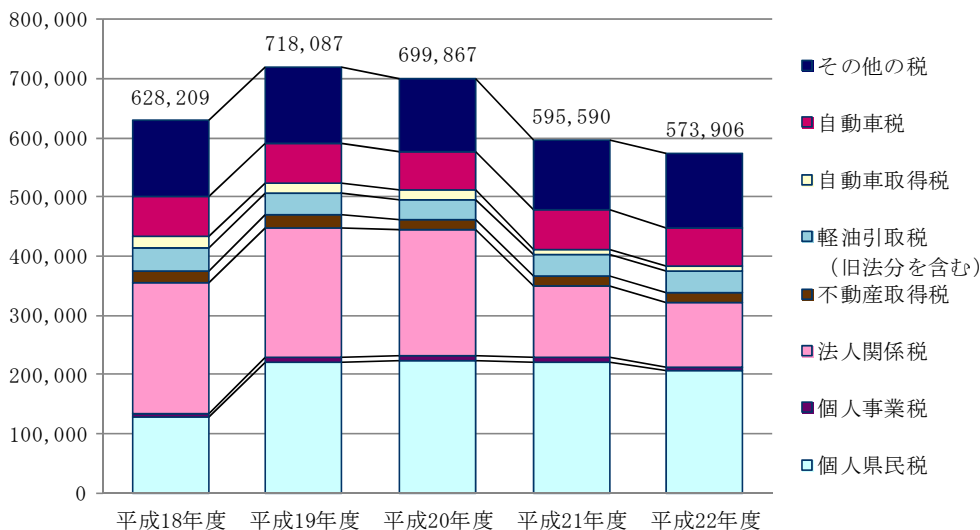
¹ 地方消費税清算特別会計については、地方消費税の清算に係る経理を一般会計と区分して行い、清算後の地方消費税額を一般会計に繰り入れることで、地方消費税に係る歳入額を明確化するために設置された。

² 中小企業制度融資については、一般会計から旧産業開発資金特別会計を通じて金融機関へ預託を行い、年度内に同会計を通じて一般会計に償還していたが、平成21年度に融資目標額の大幅増額に伴い、特別会計を通さず、一般会計から直接金融機関へ預託を行う方式に見直された。

県の平成18年度から平成22年度までの税目別の県税収入の推移は以下のとおりである。

単位：百万円

税目別県税収入の推移



(単位：百万円)

	平成18年度	割合	平成19年度	割合	平成20年度	割合	平成21年度	割合	平成22年度	割合
個人県民税	127,236	20.2%	219,991	30.6%	223,742	32.0%	220,706	37.1%	206,289	36.0%
個人事業税	7,973	1.3%	8,011	1.1%	7,974	1.1%	7,400	1.2%	6,432	1.1%
法人関係税 ^(注)	219,251	34.9%	220,412	30.7%	212,427	30.4%	121,127	20.3%	108,006	18.8%
不動産取得税	21,526	3.4%	20,086	2.8%	17,591	2.5%	18,255	3.1%	17,428	3.0%
軽油引取税 (旧法分を含む)	37,387	6.0%	37,018	5.2%	34,002	4.9%	34,863	5.9%	37,260	6.5%
自動車取得税	19,245	3.1%	17,333	2.4%	15,017	2.1%	9,663	1.6%	7,829	1.4%
自動車税	66,777	10.6%	66,795	9.3%	65,675	9.4%	64,910	10.9%	63,725	11.1%
その他の税	128,814	20.5%	128,441	17.9%	123,439	17.6%	118,666	19.9%	126,937	22.1%
県税合計	628,209	100.0%	718,087	100.0%	699,867	100.0%	595,590	100.0%	573,906	100.0%

(注) 法人関係税とは、法人県民税及び法人事業税をいう。以下、同様。

平成19年度に三位一体改革の一環として国から地方へ税源が移譲されたことに伴い、個人県民税の税率が比例税率とされた結果、個人県民税が+927億円と大幅に増加している（増加率72.9%）³。

平成21年度は、世界的な金融危機に伴う企業収益の悪化の影響に加え、地方法人特別税が国税として創設されたことに伴う法人事業税の税率引き下げにより、法人関係税の収入額が△913億円と減少したほか（減少率43.0%）、「環境性能に優れた自動車に対する自動車取得税の特例措置（エコカー減税）」の影響により自動車取得税も△53億円と減少し（減少率35.7%）、結果として税収総額は△1,042億円と大幅に減少した（減少率14.9%）。

また、平成22年度は、景気の低迷を反映した給与総額の減少の影響により個人県民税が△144億円と減少したほか（減少率6.5%）、企業業績は回復

³ 所得税から住民税への税源移譲により、個人住民税の所得割の税率が、3段階（5%、10%、13%）の超過累進税率から、一律10%（県4%、市町村6%）の比例税率に変更された。

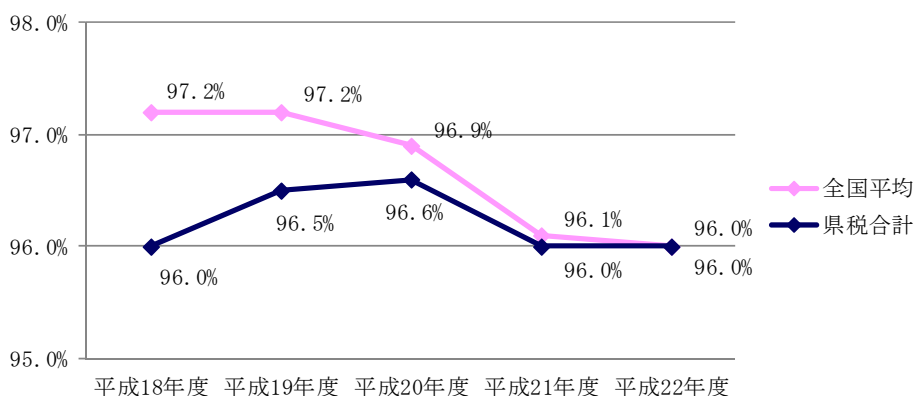
したものの、法人事業税の地方法人特別税への振り替えの平年度化⁴により、法人関係税でも△131億円と減少しており（減少率10.8%）、この結果、税込総額も△216億円と減少している（減少率3.6%）。

(3) 県税徴収率、収入未済額、不納欠損額及び減免額の推移

① 徴収率の推移

徴収率とは、年度における調定額⁵に対する収入額の割合であり、県の平成18年度から平成22年度までの徴収率の推移は以下のとおりである。

県税徴収率の推移



区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
個人県民税	93.9%	95.2%	94.5%	93.7%	93.2%
個人事業税	87.7%	88.9%	90.3%	89.9%	89.9%
法人関係税	98.1%	98.2%	99.3%	98.9%	98.9%
不動産取得税	78.6%	83.0%	83.9%	86.6%	88.4%
軽油引取税 (旧法分を含む)	94.9%	95.1%	94.3%	95.0%	96.6%
自動車取得税	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
自動車税	94.3%	94.6%	94.8%	95.0%	95.5%
県税合計	96.0%	96.5%	96.6%	96.0%	96.0%
全国平均	97.2%	97.2%	96.9%	96.1%	96.0%
全国平均との差	-1.2%	-0.7%	-0.3%	-0.1%	0.0%

個人県民税の徴収率の低下等を主な原因として、県税の徴収率は平成18年度においては全国平均と比べ1.2%下回っていたが、平成18年度以降、徴収率の全国平均が低下している一方で、県税徴収率は概ね同水準を維持することができたため、平成22年度では全国平均と同じ水準の徴収率を達成している。これは、県において、「新行財政構造改革推進方策〔新行革プ

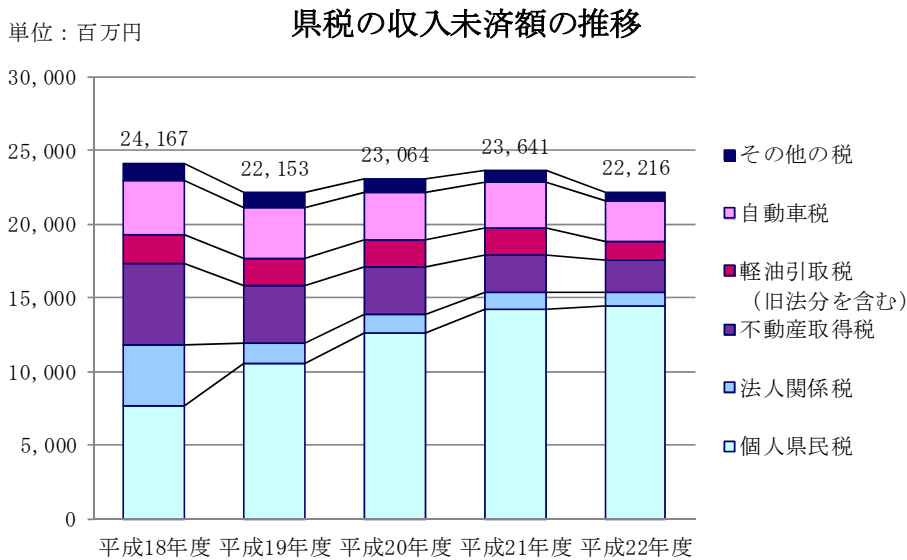
⁴ 平成20年10月1日以降に開始する事業年度から、法人事業税（所得割・収入割）の税率を引き上げるとともに、国税として地方法人特別税を創設し、地方法人特別譲与税として別途配分されることとなった。なお、法人関係税に地方法人特別税を加えると、112億円の増加となる。

⁵ 調定とは、歳入を収入しようとする場合に、歳入の内容、収入金額等を調査し、決定する行為をいう。

ラン]」（以下、「新行革プラン」という。）の一環として、県税徴収率が全国平均を上回ることを目標に掲げ、税込確保対策のための重点取組を実施したことが主な要因である（重点取組事項の具体的対応策については、「4.平成22年度の重点取組事項」を参照）。

② 収入未済額の推移

収入未済額とは、年度の歳入として調定しているにもかかわらず、年度末（出納整理期間⁶を含む）までに納入されなかった額のことをいい、県の平成18年度から平成22年度までの収入未済額の推移は以下のとおりである。



(単位：百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
個人県民税	7,647	10,589	12,581	14,177	14,501
法人関係税	4,128	1,394	1,318	1,209	901
不動産取得税	5,607	3,894	3,182	2,501	2,109
軽油引取税 (旧法分を含む)	1,883	1,753	1,839	1,840	1,317
自動車税	3,695	3,473	3,272	3,080	2,701
その他の税	1,207	1,050	872	834	687
県税合計	24,167	22,153	23,064	23,641	22,216

平成19年度以降、個人県民税の収入未済額が年々増加しているのは、平成19年度に国から地方への税源移譲が行われた結果、個人住民税の調定総

⁶ 出納整理期間とは、年度内に収入又は支出すべきと確定したものの、年度末で未収又は未払となっているものについて、収入又は支出を行うために設けられている期間で、会計年度終了後の4月1日から5月31日までの期間をいう。この期間で終了した年度の収入と支出を確定する処理が行われる。

額が増加したことにより、収入未済額も累積的に増加しているためである。

また、不動産取得税の収入未済額が年々減少しているのは、新築特例適用住宅用土地の取得に係る徴収猶予を減額調定に改めたことに加え、徴収率向上のために滞納整理手続を強化した結果である。

なお、平成18年度から平成19年度にかけて、法人関係税の収入未済額が大幅に減少しているのは、高額滞納案件の不納欠損処分がなされたことによるものである（具体的な内容は、「③ 不納欠損額の推移」を参照）。

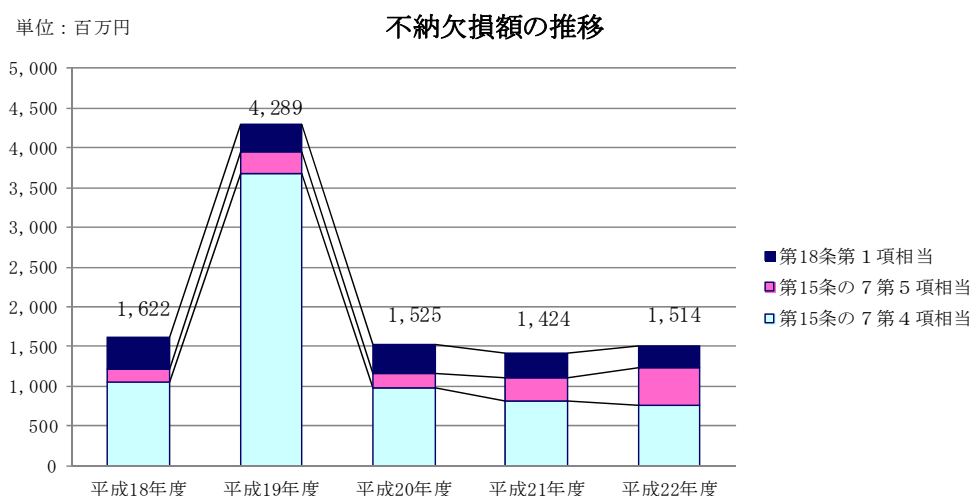
③ 不納欠損額の推移

不納欠損とは、既に調定した徴収金に係る債権が徴収し得なくなった場合に、その徴収を断念し、会計上の債権管理から外すことをいい、地方税法の規定に基づき、次の事項に該当する場合に不納欠損の手続を行う。

- a. 滞納処分の執行停止期間が3年間継続し納税義務が消滅したとき
（地方税法第15条の7第4項）
- b. 徴収金を徴収できないことが明らかであり、滞納処分の執行停止後、直ちに納税義務を消滅させたとき（地方税法第15条の7第5項）
- c. 徴収権が時効により消滅したとき（地方税法第18条第1項）

（滞納処分の執行停止に関する詳細は、「第4 収税事務に対する監査手続と監査の結果及び意見 【5】滞納整理事務 1. 概要 (1) 滞納整理事務の流れ」を参照。）

県の平成18年度から平成22年度までの不納欠損額の推移は以下のとおりである。



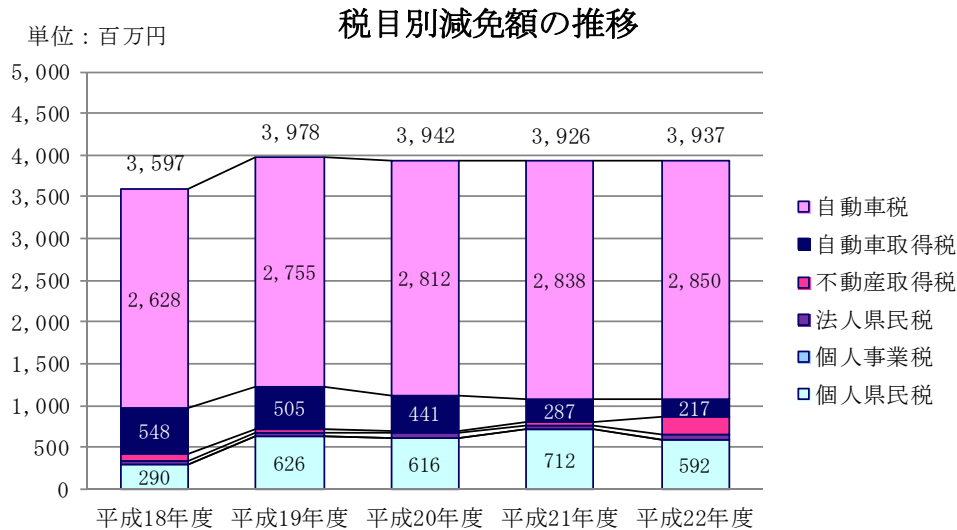
(単位：百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
第15条の7第4項相当	1,061	3,681	978	814	757
第15条の7第5項相当	157	275	187	289	473
第18条第1項相当	404	333	360	321	284
合計	1,622	4,289	1,525	1,424	1,514

平成 19 年度において、地方税法第 15 条の 7 第 4 項（執行停止後 3 年経過）に基づく不納欠損額が多額に発生しているのは、高額滞納案件 2 件で法人関係税合計 2,465 百万円が不納欠損処理されたことがその理由である。

④ 減免額の推移

県の平成 18 年度から平成 22 年度までの税目別減免額の推移は以下のとおりである。



(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
個人県民税	290	626	616	712	592
個人事業税	0	0	0	1	0
法人県民税	57	59	59	56	59
不動産取得税	74	33	14	32	219
自動車取得税	548	505	441	287	217
自動車税	2,628	2,755	2,812	2,838	2,850
県税合計	3,597	3,978	3,942	3,926	3,937

県税の減免総額のうち、自動車税の減免額が占める割合が非常に高くなっており、平成 22 年度では約 72.4%を占めている。また同税は、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて税収が減少傾向にある中で減免額が増加している。これは、高齢化に伴う障害者手帳所持者数の増加により、地方税法第 128 条及び県税条例第 126 条に基づく障害者減免の適用件数が増加しているためである。

そのほか、個人県民税について、平成 19 年度に減免額が増加しているの

は、国から地方への税源移譲が行われた結果、個人住民税の調定総額が増加したためであり、平成21年度に増加しているのは、平成21年8月に発生した台風第9号により佐用町を中心に甚大な被害を受けたことで、減免適用事例が多かったためである。

また、不動産取得税について、平成22年度の減免額が増加しているのは、次世代スーパーコンピュータを神戸市へ誘致するに際して、地方税法第73条の31及び県税条例第64条に基づく政策的な減免適用があったためである。

2. 徴税費

県税を徴収するためには、徴税吏員の人件費や需用費等の諸経費（徴税費）が発生する。したがって、県税徴収業務の効率性という観点から、いかに少ない経費で多くの収入を確保するかということが問題となる。そこで、県税収入に対する徴税費の発生割合等について、以下において時系列分析や類似府県との比較分析を実施することにより、県税徴収業務の効率性について考察する。

(1) 時系列分析

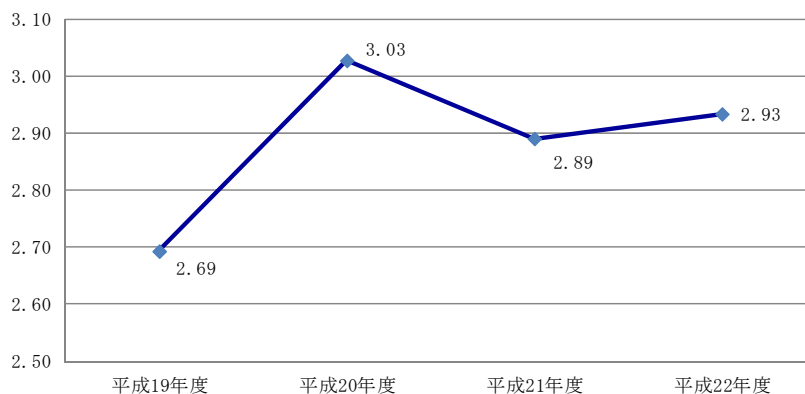
平成19年度から平成22年度までの県税収入、徴税費及び県税収入に対する徴税費の割合（徴税費/収入額）の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収入額	718,087	699,867	595,590	573,906
徴税費	19,341	21,188	17,216	16,837
徴税費/収入額 (%)	2.69	3.03	2.89	2.93

単位：%

徴税費割合の推移



(単位：千円)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
収入 (見込) 額 (ハ)		718,086,867	699,866,977	595,590,371	573,906,206		
徴 税 費	人件費	職 員 給	2,930,316	2,801,330	2,593,305	2,538,231	
		諸手当	超過勤務手当	93,350	86,099	65,008	64,354
			税務特別手当	35,304	34,344	32,696	32,089
			その他の手当	1,824,581	1,699,830	1,530,390	1,475,480
			小 計	1,953,235	1,820,273	1,628,094	1,571,923
	その他の人件費	1,208,021	1,202,388	1,099,761	1,184,383		
	計 A	6,091,572	5,823,991	5,321,160	5,294,537		
	旅 費	需 用 費 B	56,173	52,410	47,044	46,572	
		需 用 費	219,371	190,683	173,656	152,038	
		通信運搬費	360,295	341,133	302,329	287,996	
		備品費	11,974	19,299	7,737	7,702	
	その他	525,451	729,492	556,069	726,169		
	計 C	1,117,091	1,280,607	1,039,791	1,173,905		
	徴 取 扱 費 等	道府県民税	納税通知書の数分	7,526,988	10,206,199	8,885,761	8,343,547
			振込金額分	2,600,567	235,098	52,417	32,971
			その他	264,523	1,981,033	347,196	452,226
			小 計	10,392,078	12,422,330	9,285,374	8,828,744
		地方消費税	473,891	471,253	457,371	442,462	
		小 計	10,865,969	12,893,583	9,742,745	9,271,206	
納税貯蓄組合補助金		7,609	5,741	5,678	5,656		
特別徴収義務者に対する交付金等		特別地方消費税	0			0	
		ゴルフ場利用税	69,858	73,955	73,208	72,210	
		軽油引取税	922,422	918,869	833,511	858,143	
小 計	992,280	992,824	906,719	930,353			
その他	210,080	138,986	153,013	115,091			
計 D	12,075,938	14,031,134	10,808,155	10,322,306			
合計 A + B + C + D (ニ)	19,340,774	21,188,142	17,216,150	16,837,320			
税収入に対する徴税費の割合 (%)		対収入額(ニ) / (ハ)	2.69	3.03	2.89	2.93	
徴税吏員等数 (人)	吏 員	嘱託、雇人、備人	661	665	623	606	
		計 (ホ)	79	80	80	92	
		計 (ホ)	740	745	703	698	
	臨時職員	11	19	19	19		
徴税吏員 1人当り徴税額 (ハ) / (ホ)		970,388	939,419	847,212	822,215		
徴税吏員 1人当り徴税費	人件費 (含旅費) (A+B) /	8,308	7,888	7,636	7,652		
	物件費 (C+D) / (ホ)	17,828	20,553	16,853	16,470		
	計 (ニ) / (ホ)	26,136	28,440	24,490	24,122		
事務所数	税務事務のみを所管する事務所数	17	17	11	11		
	税務事務を併せて所管する事務所数	0	0	0	0		
計		17	17	11	11		

県税収入に占める徴税費の割合は平成20年度に大きく上昇しているが、これは、平成19年度の税源移譲に係る経過措置⁷に伴い増額となった住民税相当額を平成20年度に還付したことにより、その相当額を徴収取扱費に含めて市町へ交付（補填）したためである。当該影響を除くと、県税収入に占める徴税費の割合は平成19年度以降一貫して上昇傾向にある。

県では新行革プランの一環として、平成21年度から県税事務所を17事務所から11事務所に統合し、徴税吏員の削減や需用費等の諸経費の削減に努めているが、世界的な金融危機に伴う企業収益の悪化の影響及び地方法人特別税（国税）の創設に伴う法人事業税の税率引き下げにより平成21年度以降の県税収入が大幅に減少した影響はカバーし切れていない。特に人件費に

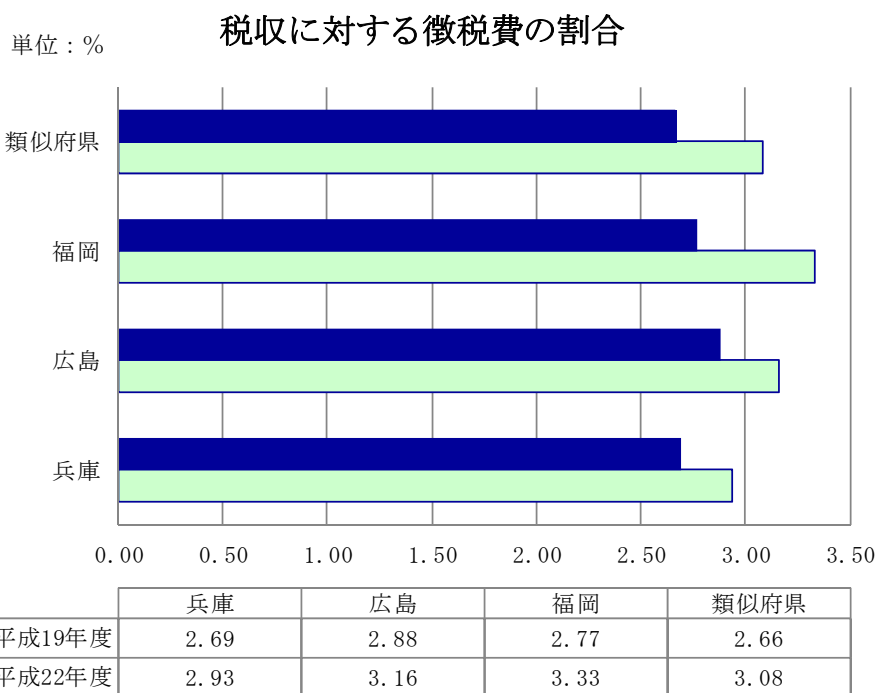
⁷ 住民税率の変更による税負担増の影響のみを受けた者に対して、増額となった住民税を減額（還付）する措置

については、人員は削減しているものの県税収入の減少には追いつかず、徴税吏員1人当り徴税額は平成19年度と比べて15%以上も減少している。

(2) 類似府県との比較分析

税収規模が概ね兵庫県と類似している府県から、面積規模が最も近い広島県、人口規模が最も近い福岡県を選定するとともに、類似団体9府県(埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、広島、福岡)の平均値も比較対象とした。

平成22年度の県税収入に対する徴税費の割合について、他の府県との比較は以下のとおりである。なお参考値として、世界的な金融危機の影響を受ける前の税収規模との比較を行うために、平成19年度の徴税費の割合についても比較している。



(単位：千円)

区 分		平 成 22 年 度					
		兵庫	広島	福岡	類似府県平均		
収 入 (見 込) 額 (ハ)		573,906,206	280,976,235	481,275,972	637,682,224		
徴 税 費	人 件 費	職 員 給	2,538,231	1,501,359	3,153,277	2,861,339	
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	64,354	54,712	70,131	110,181
			税 務 特 別 手 当	32,089	57,428	73,756	119,652
			そ の 他 の 手 当	1,475,480	768,186	1,622,105	1,571,335
			小 計	1,571,923	880,326	1,765,992	1,801,168
	そ の 他 の 人 件 費	1,184,383	643,510	1,303,269	998,423		
	計 A	5,294,537	3,025,195	6,222,538	5,660,929		
	旅 費 B	46,572	12,796	24,612	15,713		
	需 用 費	需 用 費	152,038	51,330	85,051	106,204	
		通 信 運 搬 費	287,996	107,974	188,335	235,654	
		備 品 費	7,702	288	842	2,966	
		そ の 他	726,169	301,119	604,192	1,134,311	
		計 C	1,173,905	460,711	878,420	1,479,135	
	徴 取 扱 費 等	道 府 県 民 税	納税通知書の数分	8,343,547	4,488,884	7,276,190	9,271,173
			振 込 金 額 分	32,971	17,453	20,775	44,764
			そ の 他	452,226	142,967	236,983	393,363
			小 計	8,828,744	4,649,304	7,533,948	9,709,300
		地 方 消 費 税	442,462	141,679	364,606	472,465	
		小 計	9,271,206	4,790,983	7,898,554	10,181,764	
		納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	5,656	0	1,500	1,968	
特 別 徴 取 義 務 者 に 対 す る 交 付 金 等		特別地方消費税	0	0	0	0	
		ゴルフ場利用税	72,210	1,720	16,810	45,765	
		軽油引取税	858,143	550,713	937,314	857,050	
小 計	930,353	552,433	954,124	902,815			
そ の 他	115,091	42,883	25,050	197,876			
計 D	10,322,306	5,386,299	8,879,228	11,261,344			
合 計 A + B + C + D (ニ)	16,837,320	8,885,001	16,004,798	18,417,121			
税収入に対する徴税費の割合 (%)	対収入額(ニ) / (ハ)	2.93	3.16	3.33	3.08		
徴 税 吏 員 等 数 (人)	吏 員	606	365	722	675		
	嘱託、雇人、傭人	92	27	42	42		
	計 (ホ)	698	392	764	712		
	臨 時 職 員	19	4	64	31		
徴 税 吏 員 1 人 当 り 徴 税 額 (ハ) / (ホ)	822,215	716,776	629,942	871,877			
徴 税 吏 員 1 人 当 り 徴 税 費	人件費(含旅費) (A+B) /	7,652	7,750	8,177	8,332		
	物件費 (C+D) / (ホ)	16,470	14,916	12,772	18,045		
	計 (ニ) / (ホ)	24,122	22,666	20,949	26,377		
事 務 所 数	税務事務のみを所管する事務所数	11	7	12	11		
	税務事務を併せて所管する事務所数	0	0	0	1		
	計	11	7	12	12		
【参考】							
総人口(平成20年度 単位：百万人)		558	286	505	586		
総面積(平成20年度 単位：百km ²)		83.96	84.79	49.77	49.20		

平成 22 年度では、全国的に徴税費の減少以上に税収が減少したため、徴税費の割合が増加しているが、兵庫県では県税事務所の統合により経費の削減に努めた結果、他の府県に比べて増加の割合は抑えている。広島県や福岡県と比較しても、相対的に効率的な徴税業務が行われていると考えられる。

【 3 】 組織体制と所掌事務

1. 県の税務機構及び事務分掌

県の税務機構は本庁と地方機関（各県税事務所）で構成される。

県の部制条例により、本庁には県税に関する事務を分掌している企画県民部があり、行政組織規則によりその内部組織として、企画財政局税務課が設けられ、県税の賦課徴収に関する総合的な運営を行っている。

また、地方機関としては、行政組織規則により 11 県税事務所が設けられ、それぞれの管轄区内の県税の賦課徴収に関する事務を分掌している。

(1) 本庁税務課の組織及び事務分掌

本庁税務課の組織構成及び事務分掌は以下のとおりである。

事務分掌	
管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の身分取扱いに関する事 ・組織及び定数に関する事 ・県税事務所に関する事 ・職員の表彰及び納税功労者表彰に関する事 ・税理士登録申請に関する事 ・重要事項に係る部内各課及び地方機関との連絡調整に関する事 ・課の庶務に関する事
税制企画係	<ul style="list-style-type: none"> ・税務行政の総合企画及び調整に関する事 ・税制に関する事 ・税法規に関する事 ・税務訴訟、行政不服審査及び納税相談に関する事
調査係	<ul style="list-style-type: none"> ・税収予算の編成に関する事 ・地方交付税（基準財政収入額）に関する事 ・地方譲与税に関する事 ・県税の課税状況報告に関する事 ・税務広報、租税教育に関する事 ・税務年報に関する事 ・税務職員の研修に関する事
徴収・システム管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収対策（個人住民税の徴収支援を含む。）の総合的な推進に関する事 ・徴収事務に関する事 ・納税貯蓄組合に関する事 ・県税の賦課徴収事務の電算処理に関する事 ・管理事務に関する事
課税第 1 係	<ul style="list-style-type: none"> ・個人県民税及び個人事業税に関する事 ・法人県民税及び法人事業税（地方法人特別税を含む。）に関する事 ・県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割に関する事 ・自動車税及び自動車取得税に関する事 ・鉾区税に関する事 ・狩猟税に関する事

事務分掌	
課税第2係	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費税に関すること ・不動産取得税に関すること ・県たばこ税に関すること ・ゴルフ場利用税に関すること ・固定資産税（大規模償却資産）に関すること ・軽油引取税に関すること ・軽油調査に関すること ・間税関係重要犯則事件に関すること
新システム開発係	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システムの再構築に関すること
個人住民税特別対策係	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の徴収体制の強化に対する支援に関すること ・自動車税の徴収強化に関すること

(2) 県税事務所の組織及び事務分掌

① 県税事務所所在地、担当地域及び組織

県税事務所の所在地、担当地域及び組織は以下のとおりである。

事務所	所在地	担当地域	組織
神戸	神戸市中央区	神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区	調整課、調査課、管理課、収税第1課、収税第2課、法人課税課、外形標準課税調査課、個人課税課、不動産取得税第1課、不動産取得税第2課、間税課、軽油調査課、自動車税課、自動車税納税証明課、自動車取得税資料課、自動車取得税審査課、課税調査専門員、税務事務専門員、納税相談室
西神戸	神戸市長田区	神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区	調査課、管理課、収税課、課税第1課、課税第2課、自動車税課、軽自動車取得税課、納税相談室
西宮	西宮市櫛塚町	尼崎市、西宮市、芦屋市	調整課、調査課、管理課、収税第1課、収税第2課、法人課税課、個人課税課、不動産取得税第1課、不動産取得税第2課、間税課、自動車税課、税務事務専門員、納税相談室
伊丹	伊丹市千僧	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	調査課、管理課、収税課、課税第1課、課税第2課、自動車税課、納税相談室
加古川	加古川市加古川町	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	調査課、管理課、収税課、課税第1課、課税第2課、自動車税課、課税調査専門員、納税相談室
加東	加東市社	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	管理課、収税課、課税第1課、課税第2課、自動車税課、納税相談室
姫路	姫路市北条	姫路市、神河町、市川町、福崎町	調査課、管理課、収税課、課税第1課、課税第2課、自動車税課、自動車取得税資料課、自動車取得税審査・自動車税納税証明課、軽自動車取得税課、課税調査専門員、税務事務専門員、納税相談室
龍野	たつの市龍野町	相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	管理課、収税課、課税第1課、課税第2課、納税相談室
豊岡	豊岡市幸町	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	管理課、収税課、課税第1課、課税第2課、納税相談室

事務所	所在地	担当地域	組織
丹波	丹波市 柏原町	篠山市、丹波市	収税管理課、課税第1課、課税第2課、納税相談室
洲本	洲本市 塩屋	洲本市、南あわじ市、 淡路市	収税管理課、課税第1課、課税第2課、納税相談室

② 県税事務所別取扱税目一覧

各県税事務所における取扱税目は以下のとおりである。(○のある税目を取り扱っている。)

税 目	事務所名										
	神戸	西神戸	西宮	伊丹	加古川	加東	姫路	龍野	豊岡	丹波	洲本
個人県民税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法人県民税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県民税利子割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個人事業税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法人事業税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地方消費税	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県たばこ税	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
ゴルフ場利用税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車取得税	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—
軽油引取税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鉦区税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
狩猟税	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)個人県民税のうち、配当割及び株式等譲渡所得割については神戸県税事務所の所管である。
 県たばこ税の△は、手持ち品課税を示す。
 鉦区税のうち、西神戸・西宮・洲本の各県税事務所においては鉦区の設定はない。

③ 県税事務所別の収入状況

平成 21 年度及び平成 22 年度の県税事務所等別の調定額・徴収額を前年度と比較すると以下のとおりである。

a. 調定額の推移 (単位：百万円、%)

区分	平成21年度	平成22年度	増減	対前年度比
神戸	268,251	256,462	△ 11,789	95.6
西神戸	28,859	27,418	△ 1,441	95.0
西宮	95,933	90,312	△ 5,621	94.1
伊丹	56,253	57,975	1,722	103.1
加古川	48,392	44,727	△ 3,665	92.4
加東	21,409	20,052	△ 1,357	93.7
姫路	50,231	48,318	△ 1,913	96.2
龍野	28,804	28,754	△ 50	99.8
豊岡	9,941	9,427	△ 514	94.8
丹波	6,502	6,206	△ 296	95.4
洲本	8,274	7,832	△ 442	94.7
県税合計	622,849	597,483	△ 25,366	95.9

b. 徴収額の推移 (単位：百万円、%)

区分	平成21年度	平成22年度	増減	対前年度比
神戸	263,484	251,911	△ 11,573	95.6
西神戸	26,381	25,045	△ 1,336	94.9
西宮	89,948	84,716	△ 5,232	94.2
伊丹	53,306	55,140	1,834	103.4
加古川	45,882	42,249	△ 3,633	92.1
加東	20,404	19,062	△ 1,342	93.4
姫路	47,936	46,152	△ 1,784	96.3
龍野	26,919	27,201	282	101.0
豊岡	9,541	9,023	△ 518	94.6
丹波	6,216	5,952	△ 264	95.8
洲本	7,789	7,358	△ 431	94.5
県税合計	597,806	573,809	△ 23,997	96.0

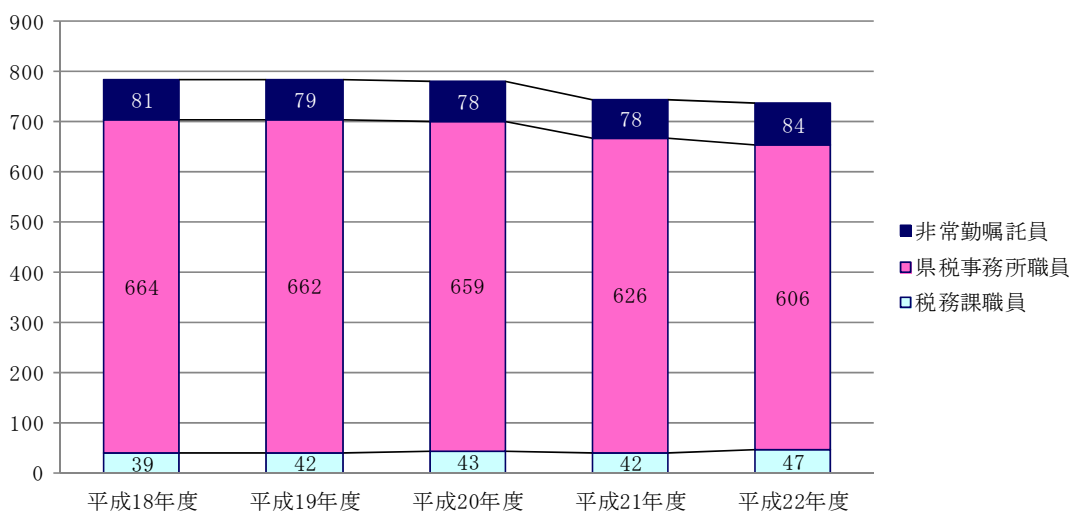
平成22年度は、法人事業税の地方法人特別税への振り替えの平年度化の影響により、県税収入全体で調定額及び徴収額ともに約4%減少しているが、この状況下で、伊丹県税事務所及び龍野県税事務所の徴収額については前年度比でともに増加している。これは、伊丹県税事務所については、平成22年度に税制上の優遇措置を受けられない法人の非適格合併による資産の譲渡益に対する課税が約31億円発生したためであり、また、龍野県税事務所については、同事務所の主要な税目である軽油引取税において、国の経済対策効果により夏場にかけて物流が促進された結果、徴収額が約20億円程度増加したためである。

2. 人員体制

県の税務事務に従事する人員は、以下のとおり推移している。

単位：人

税務事務に従事する人員の推移



県税事務所の統合再編により平成21年度に県税事務所職員が減少したほか、業務量を勘案した人員配置の見直し等の人員削減により平成22年度にはさらに県税事務所職員が減少しており、その代替として非常勤嘱託職員が増加している。

なお、平成22年度に税務課職員が僅かながら増加しているが、これは、新システム開発のために7名配置されたことによるものである（新システム開発については、「第5 その他税務事務に対する監査手続と監査の結果及び意見【2】税務オンラインシステム」を参照）。

3. 平成22年度の重点取組事項

県では、平成22年度の新行革プランに基づいた自主財源の確保の一環として、県税について徴収率が全国平均を上回ることを目標に掲げ、税収確保対策を推進することとしている。

県では、税収確保対策を充実・強化させるための手段として、平成22年度では、以下の具体的な取組みを実施している。

(1) 市町との連携の強化

県税のうち、個人県民税については、賦課・徴収業務は市町が実施することから、収入及び徴収率は市町の徴収能力により左右されることとなる。そのため、県では個人住民税特別対策官のもと、個人住民税等整理回収チームを市町へ派遣し、市町の徴収能力の向上を支援している。また、県と市町が合同で特別徴収未実施の事業所へ訪問し、地方税法第321条の4の規定に基づく特別徴収への切り替えを指導したり、県と市町で合同会議を開催して共同文書催告や共同徴収等の徴収対策を強化したりしている。このように、県と市町の連携を強化することにより、個人県民税の徴収対策の徹底を図り、徴収率の向上及び税収確保に努めている。

(2) 不正軽油対策の充実・強化

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的として、県の承認を受けずに、軽油に灯油や重油等を混ぜた油などをいう。

県税収入全体の約6.5%（平成22年度実績）を占める重要な自主財源である軽油引取税の税収を確保するため、不正軽油対策が必須の課題となっている。県では不正軽油特別対策官を中心に、路上抜取調査、大口需要家等の事業所での基本調査や抜取調査等を実施するほか、平成22年度には重点地区を設定し、これまで未調査だった事業所についても抜取調査等を行うなど

の対策を強化している。

判明した不正軽油については、使用者からの購入・使用状況等の確認調査を行って、不買指導を実施するとともに、流通経路等の調査により、不正軽油の製造・販売業者を特定して課税処分等を実施している。なお、悪質と判断される業者に対しては、警察等の関係機関と連携し、告発を視野に厳しく対処している。

(3) 課税調査の強化

サブプライムローン問題に端を発する世界同時不況の影響を受けて、法人関係税の税収が大幅に減少し、県税収入も減少傾向にある。その状況下で、早期かつ的確な課税資料の収集、効率的で厳正な税務調査の実施を通じて、税収確保に努めている。具体的には、法人事業税の外形標準課税対象法人に対する現地調査・書面調査を実施するほか、他の税目に比べて徴収率が低い不動産取得税の徴収確保のために、大規模不動産については早期課税を推進するなど、課税調査を強化している。

(4) 滞納対策の強化

滞納は、県税収入が減少するだけでなく、税負担の公平及び納税秩序への確立を阻害する問題であることから、徴収率を向上させるためには、滞納者に対して厳しい態度で臨むことが重要である。県では、滞納件数の多い自動車税の滞納者に対して特別支援班による電話催告や自動車販売店での自動車税納付確認など納付を促す対策を実施することにより、早期納税を通じた徴収確保に努めている。また、悪質な滞納者に対しては、国税徴収法に基づく搜索、所有自動車のタイヤロックによる差押え、インターネットを利用した公売等を実施し、滞納処分の強化を通じた税収確保に努めている。

(5) 収納窓口の拡充

納税者の利便向上を図るため、平成 18 年度から、自動車税について全国の主要なコンビニエンスストアで休日・夜間を問わず 24 時間納付することができる制度を導入した。今後も、納税者にとって納付しやすい仕組みを構築し徴収率の向上及び税収確保を目指すために、自動車税以外の税目についてのコンビニ収納の拡大や、クレジット収納の導入等、収納窓口の拡大を検討している。

(6) 制度改正に向けた国への働きかけの強化

国と地方公共団体との連携や地方税と国税の統合を通じてより効率的かつ公平に賦課徴収するために、県では、地方税と国税の制度改正に向けて国への働きかけを実施している。具体的には、個人県民税徴収取扱費交付金について市町の徴収努力を反映できる制度への見直し、軽油引取税とガソリン税（国税）及び自動車税と自動車重量税（国税）との一本化にあたり地方財源を確保する仕組みの検討、税務手続のオンライン化、税務情報等の電子データによる提供の促進等について国への働きかけを強化している。

第3 課税・減免事務に対する監査手続と監査の結果及び意見

【1】 監査対象及び監査要点

1. 監査対象

個人県民税、個人事業税、法人関係税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税の課税・減免事務を対象とした。

2. 監査要点

- 課税・減免事務が法令等に準拠して行われているか。
- 課税・減免事務は課税の公平性に配慮して行われているか。
- 課税・減免事務は効果的かつ効率的に行われているか。
- 県税事務所の課税・減免事務は適正かつ統一的行われているか。

【2】 個人県民税

1. 概要

(1) 税の概要

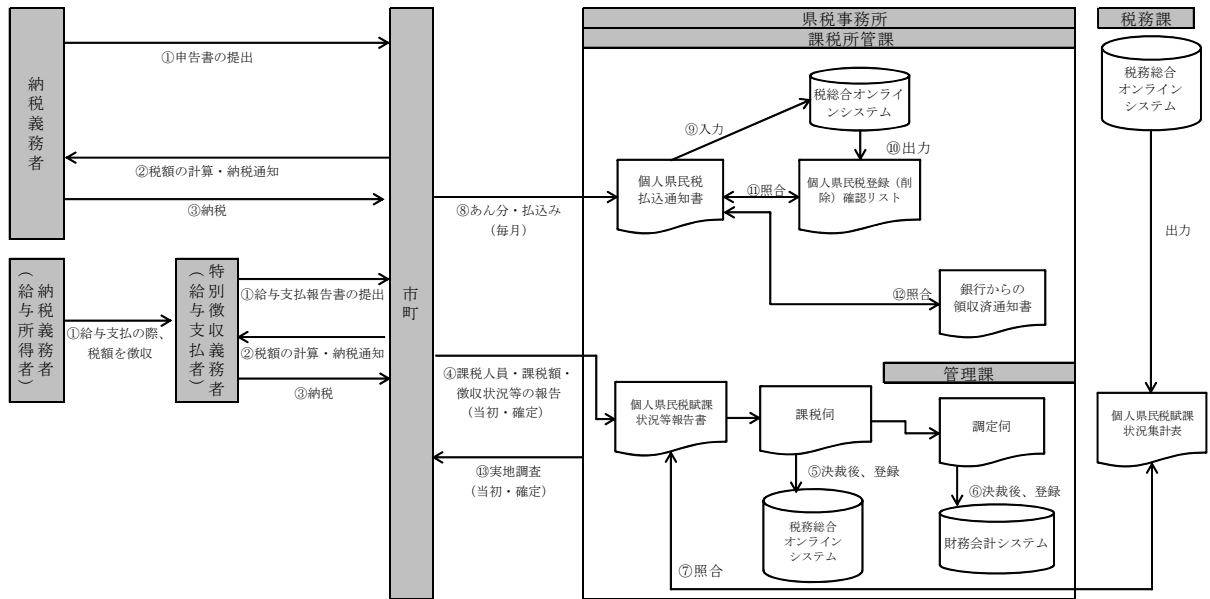
個人県民税は、県民であることによって負担するもので、前年中に一定の所得があった個人に課税される。個人県民税の賦課・徴収業務は、市町が市町民税とあわせて実施し、市町を経由して県に払い込まれる。

なお、市町において減免が行われた場合には、市町民税に係る減免額と同じ割合によって減免される。減免要件はそれぞれの市町の定めによることとなる。

納税義務者と納税額	納税義務者	納税額
	1月1日現在で県内に住所がある者	均等割：年1,800円 所得割：前年中の課税所得金額×4%
	1月1日現在で県内に事務所、事業所又は別荘等の家屋敷を有する者で、その所在する市町内に住所がない者	均等割：年1,800円
非課税措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の所得が125万円以下の者 ・前年中の総所得金額が所得割の非課税限度額以下の者（所得割のみ非課税） ・前年中の合計所得金額等が均等割の非課税限度額以下の者（均等割のみ非課税） 	
減免制度	個人市町民税所得割が減免された場合には、個人県民税所得割についても同じ減免割合が適用される。減免要件や減免割合は市町によって異なる。	
申告	前年1年間の所得について3月15日までに各市町に申告書を提出する。所得税の確定申告をした人又は給与所得者のみの人は申告の必要はない。	
納税	給与所得者以外の所得者については市町から送付される納税通知書により、年4回（標準では6月、8月、10月、翌年1月）に分けて納付する（普通徴収）。給与所得者については6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引いて納付する（特別徴収）。	

(2) 課税事務の流れ

個人県民税の課税事務の流れは以下のとおりである。



個人県民税の賦課・徴収は個人市町民税とあわせて行うよう地方税法で定められており、申告書の受理、税額の算出、納税通知、徴収は市町の事務となる。県税事務所では、市町から個人県民税と個人市町民税を併せた賦課状況（課税人員、課税額等）について、個人県民税賦課状況等報告書（当初分、確定分）により報告を受け調定処理を行っている。

また、全体の徴収額に払込みあん分率⁸をかけて算出された個人県民税が適切に算出され払い込まれていることを確認している。具体的には、個人県民税払込通知書の記載データをオンライン端末で入力して個人県民税登録確認リストを出力し、個人県民税払込通知書、出力した個人県民税登録確認リスト、市町から送付された領収済通知書の金額等に齟齬がないかを確認している。

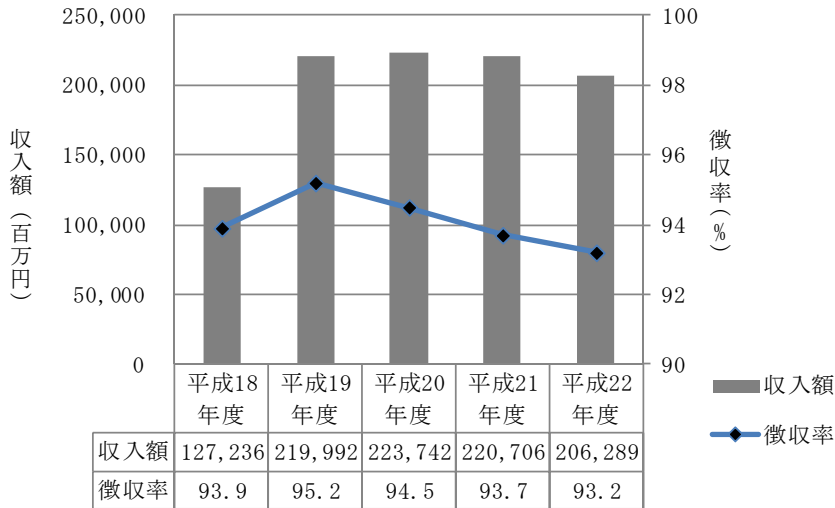
さらに、市町に法定委任されている個人県民税の賦課事務について、賦課状況の確認（払込みあん分率の算出に誤りが無いか検証することも含む）とともに、改善又は善処すべき点について市町への助言を行うため、個人県民税賦課状況等報告書（当初分）の提出から原則として3ヶ月以内に県が市町に対して実地調査を実施している。

⁸ 払込みあん分率 = 個人県民税の課税額の合計額 / (個人県民税の課税額の合計額 + 個人市町民税の課税額の合計額)

(3) 税収の状況

① 収入額及び徴収率の経年推移

個人県民税の収入額及び徴収率の推移

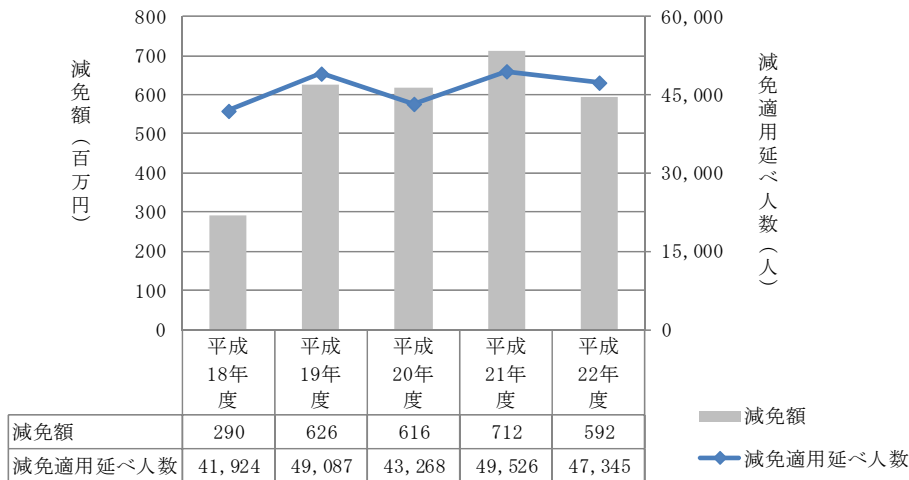


平成19年度から国における「三位一体の改革」により、国から地方への税源移譲として、所得税から個人市町民税・個人県民税へ税源が移譲されたため、平成19年度に大幅に収入額が増加しているが、平成21年度以降は景気低迷による個人所得の減少により収入額は減少傾向にある。

徴収率は滞納繰越額の増加により年々低下しているが、これは全国的な傾向でもある。

② 減免の経年推移

個人県民税の減免の推移



収入額と同様、平成19年度は本税の税源移譲に伴い減免額も付随して増加している。その後は減免額・減免適用延べ人数とも、多少の変動はあるもののほぼ横這いである。

2. 実施した監査手続

4 県税事務所及び税務課において、担当者への質問及び平成22年度の賦課資料の閲覧を実施した。また、個人県民税賦課状況等報告書について任意に数件サンプルを抽出し、課税伺及び調定伺と整合しているか確認した。

3. 監査の結果及び意見

(1) 市町に対して実施する実地調査においては、課税の網羅性・正確性の視点も重視して実施すべき（意見）

個人県民税の賦課及び徴収事務は法律上市町に委任されているが、個人県民税の円滑な運営と税収確保を図るため、県は市町に対する実地調査を行っている。

当該調査について、県の事務処理要綱では、調査票様式を定めて賦課状況報告書の報告値と市町の電算システム値との整合性をチェックし、また再計算をして計算誤りの有無をチェックしているが、計数的な確認作業が主体であり、そもそも課税の網羅性や正確性といった視点は必ずしも重視されていない。

正確な課税を行うことは県にとっても市町にとっても重要であり、例えば、未申告者や不達納税通知書について市町が行う調査方法や、税制改正等に対するシステム面あるいは手続面での対応状況等について質問し、疑義がある場合には課税額のサンプルチェックを行うなど、課税の網羅性・正確性の視点も重視して実地調査を実施すべきである。

(2) 減免のサンプルチェックについて、確認手続の明文化及び調査表様式の見直しを行い、結果を明瞭に記録すべき（意見）

市町への調査では、県は、市町が実施する減免のサンプルチェックも実施しているが、チェック結果は各県税事務所独自の様式で記録されており、減免率が市町の条例に定められているとおりか、計算が正しいかの確認結果のみが分かる程度である。この点、減免事務において最も重要な要点の一つである減免内容の妥当性については、減免申請書の添付書類の妥当性など、そもそも減免要件を満たしているか否かの確認を行ったかどうかは記録されていない。

調査結果の記録は、県として適切な事務を行ったかどうかを示す重要な証拠書類である。減免のサンプルチェックについては、要綱等により減免要件の確認等の手続を明文化するとともに、調査表様式も見直し、結果を明瞭に記録すべきである。

【 3 】 個 人 事 業 税

1. 概 要

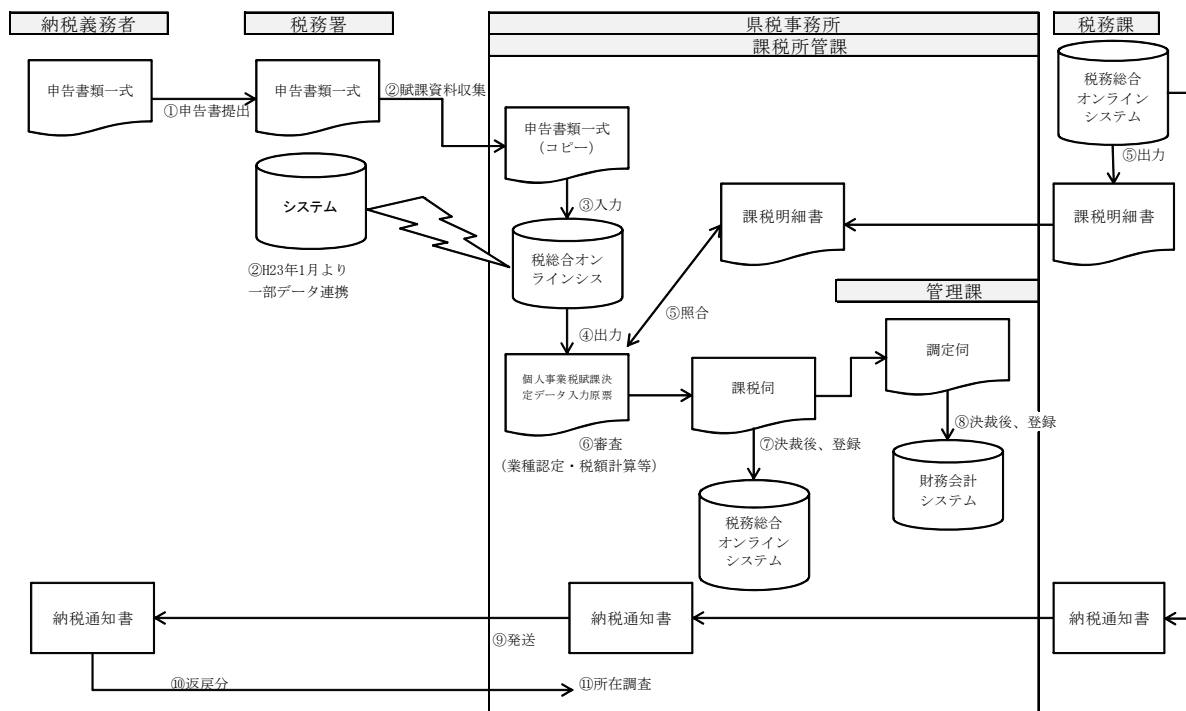
(1) 税の概要

県内で事業活動を行う個人事業者は、県が行う各種行政サービスを受けていることから、行政サービスに見合った負担をする必要がある。そのため、県内に事務所又は事業所を有する個人で一定金額を超える事業所得及び不動産所得があった場合に課されるものが、個人事業税である。ただし、すべての事業が対象となるわけではなく、対象となる事業は地方税法及び地方税法施行令によって限定列挙されている。

納税義務者と税率	区分	主な事業	税率
	第1種事業	物品販売業、不動産貸付業、運送業、請負業、駐車場業、飲食店業、その他の営業等 37 業種	5%
	第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業（主として自家労力を用いて行うものを除く）の 3 業種	4%
	第3種事業	医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、コンサルタント業、デザイン業、理容・美容業、クリーニング業、その他の自由業等 28 業種 あん摩・はり・きゅう等の事業、装蹄師業の 2 業種	5% 3%
納税額	$\text{納税額} = (\text{所得金額} - \text{損失の繰越控除額} - \text{事業主控除額(年 290 万円)}) \times \text{税率}$ （所得金額＝事業の総収入金額－事業の必要経費－青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額）		
減免制度	対象者 ・災害その他特別の事情により特に著しい損害を受けた者 ・貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者 ・海外から引き揚げた者及びこれと生計を一にする同居の親族、外地において死亡の事実が確認され、戸籍が抹消された者と生計を一にし、同居した親族又は未引揚者と生計を一にし、同居すべき親族		
申告	前年 1 年間の事業による所得について、翌年の 3 月 15 日までに申告書を提出する。なお、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した者は、改めて提出する必要はないが、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、又は住民税の申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載する。		
納税	県税事務所から送付する納税通知書により、8 月と 11 月の 2 回に分けて納める。ただし、税額が 1 万円以下の場合は 8 月に一括して納める。		

(2) 課税事務の流れ

個人事業税の課税事務の流れは以下のとおりである。

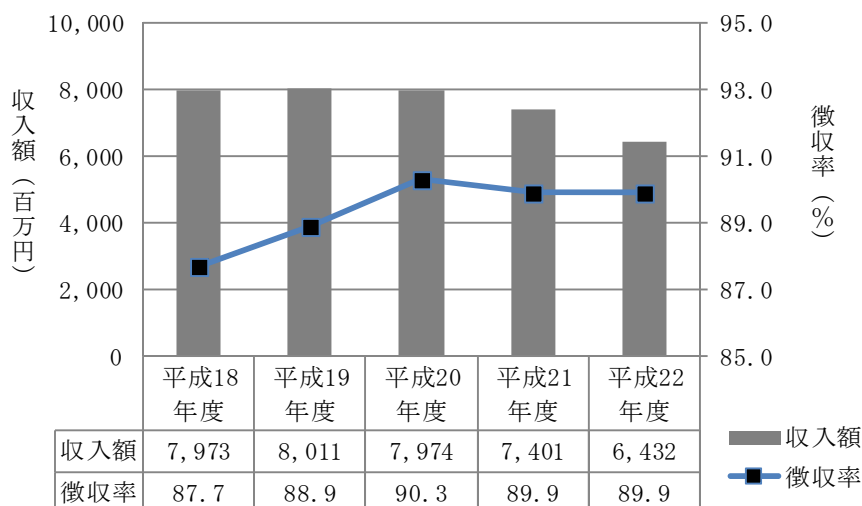


個人事業税の課税は、納税義務者の税務署への国税申告に基づいて実施されるため、税務署において所得税の確定申告書等の閲覧を行い、課税上必要なものを転写（コピー）することによって賦課資料を収集する（平成23年度より一部について国税連携により申告書データを取り込む）。ここで、添付書類の不足や記載内容の不備等については税務署で再度閲覧を行い確かめる。また、課税対象業種か否か疑義があるものや不動産貸付業における建物の貸付件数等は直接納税義務者に対して電話や文書等による調査を実施する。その結果を税務総合オンラインシステムに入力し「賦課決定データ入力原票」を出力する。「賦課決定データ入力原票」によって業種の認定や税額計算について課長審査を受ける。課長審査を受けた内容に基づき課税決議が行われ納税通知書が発送される。

(3) 税収の状況

① 収入額及び徴収率の経年推移

個人事業税の収入額及び徴収率の推移



景気低迷による事業収入の減少により、平成20年度以降収入額は大幅に低下している。徴収率についても、近年の徴収対策の効果等により平成20年度まで改善傾向であったが、納税者の資力低下の影響等により平成20年度以降は横ばいとなっている。

② 減免の経年推移

減免の要件は限定されており、平成18年度以降では平成21年度に災害減免が505千円（4件）発生したのみである。

2. 実施した監査手続

4 県税事務所及び税務課において、担当者への質問及び平成22年度の賦課資料の閲覧を実施した。また、個人事業税賦課決定データ入力原票について任意に数件サンプルを抽出し、業種認定・税額計算の妥当性を確認した。

3. 監査の結果及び意見

(1) 社会保険診療に係る収入金額を実地調査すべき（結果）

個人事業税は国税である所得税の申告に基づいて課税されるが、個人事業税の算定においてのみ社会保険診療や介護保険診療に係る所得を課税標準額から控除する（地方税法第72条の49の8第1項）ため、当該控除額の正確性は県が確認する必要がある。

この点につき、事務処理要綱にも必要に応じて実地調査を行う旨を定めて

いるが、県税事務所では、医業の収入区分について、所得税申告書類又は照会文書の内容に不備がなければ正しいものと判断しており、不備があれば電話確認を行う程度である。要綱に基づき、所得税申告書類又は照会文書に記載された収入金額区分の調査は必要に応じて現地へ赴いて実施すべきである。

なお、具体的な調査方法としては、例えば、兵庫県国民健康保険団体連合会への診療報酬請求書や介護給付費請求書と県への申告額を照合するなどの手続が考えられる（可能であれば、兵庫県国民健康保険団体連合会から請求データを取り寄せて照合することも考えられる）。また、全件調査が困難であれば、調査対象は保険外診療の割合が高いと想定される事業者を抽出して重点調査したり、あるいはローテーション計画を組んで調査したりするなどの方法で対応すべきである。

(2) 所得税申告時に地方税必要資料等を添付するよう納税者への指導を強化すべき（意見）

個人事業税は納税義務者の税務署への所得税申告に基づいて課税されるが、個人事業税と所得税において課税標準等が異なることから、追加的に必要な資料について納税義務者等への文書照会を行っている。これらの照会業務は平成22年度で5,422件（全課税審査件数の5.7%）に及んでおり、業務負荷も小さくはないが、このうち半数以上の3,000件については、所得税の確定申告書に以下のような不備があることにより文書照会の必要が生じているものである。

- ・ 申告書 職業欄の記載漏れ
- ・ 申告書第一表 青色申告特別控除額の記載漏れ
- ・ 「事業税に関する事項」『事業用資産の譲渡損失』『前年中の開（廃）業』の記載漏れ
- ・ 決算書、収支内訳書、不動産所得の収入内訳欄の記載漏れ
- ・ 非課税所得欄記載漏れ（医業の場合、非課税収入を要記入）
- ・ 「所得税青色申告決算書(一般用)付表〈医師及び歯科医師用〉」添付漏れ

この3,000件の照会業務は、本来、所得税の確定申告時に税務署で確認されていれば不要なものである。例年、国・県・市町の三者が納税相談事務等に相互協力して取り組むことを協議しており、その内容のなかで、「住民税・事業税に関する事項」欄への記載の徹底や、添付書類漏れ防止に努めることが盛り込まれてはいるが、依然として不備が発生している現状を踏まえ、三

者協議において発生頻度の高い不備について具体的な対応策を協議し、税務署での国税申告受付時にできる限り不備の改善指導ができるよう対策を強化する必要がある。

(3) 不動産貸付業の認定基準の金額要件には土地の貸付収入も含めることを検討すべき(意見)

個人事業税の課税対象となる事業のうち不動産貸付業及び駐車場業については、国からの取扱通知を基礎とし、事業的規模として認定する基準を県において以下のとおり定めている。

<不動産貸付業>

貸し付けの態様		認定基準	
住宅を貸し付けている場合	a マンション、アパート、貸間等の部屋貸しをしている場合	10室以上	*左欄に掲げる基準未達の建物の貸し付けを行っている場合においても、当該建物の貸付総面積が600平方メートル以上で、かつ、貸付料収入金額(権利金及び更新料等その名目を問わず一時に収受するものを含み、共益費を除く。)が年1,000万円以上である場合
	b 一戸建住宅を貸し付けている場合	10棟以上	
住宅以外の建物を貸し付けている場合	c 独立家屋以外の建物を貸し付けている場合	10室以上	
	d 独立家屋を貸し付けている場合	5棟以上	
土地のみを貸し付けている場合	e 住宅用土地を貸し付けている場合	貸付契約件数が10件以上又は貸付面積が2,000平方メートル以上	
	f 住宅用土地以外の土地を貸し付けている場合	貸付契約件数が10件以上	
上記不動産(a~f)の建物と土地を併せて貸し付けている場合		室数、棟数又は土地の貸付契約件数の合計数が10以上(上記*の場合も含む)	

<駐車場業>

貸し付けの態様	認定基準
建築物でない駐車場(青空駐車場)を貸し付けている場合	収納可能台数10台以上
建築物である駐車場を貸し付けている場合	収納可能台数を問わない

県の認定基準によれば、収入金額基準は建物の貸付及び土地・建物一体の貸付のみに適用され、土地のみの貸付の場合は、契約件数が10件未満(又は、住宅用土地の場合は2,000㎡未満)であれば、大規模な土地を賃貸して多額の賃料を得ていたとしても個人事業税が課されることはない。

土地の賃貸により一定水準以上の収入を得ている場合、当該貸付を行うに際してさまざまな公共サービスを受けていると考えられることから、課税の

公平性を確保するため、収入基準を土地のみの貸付にも適用することを検討すべきである。

(4) 収入基準による課税方法に見直すよう国への要望を継続すべき（意見）

地方税法第72の2では、個人事業税を課す対象として60を超える業種を限定列挙し、業種ごとのサービス内容に応じた税率を定めている。しかし、多種多様な事業が新たに生まれる現代において、列挙されている業種に該当するかどうか容易に判別できない事業も出てきており、事業を区分するための非効率な作業時間も発生している。また、例えば不動産貸付業と駐車場業はそれぞれ前記の判定基準を設けているため、不動産貸付業と駐車場業の双方を営んでいる事業者であれば、貸付物件数が10件以上であっても課税対象とならないケースも生じる。

県は、事業税の応益負担原則及び課税の公平性という観点から、業種の限定列挙を廃止したうえで収入基準への一本化へと法律及び取扱通知を見直すよう国へ要望しているが、今後も引き続き積極的に要望すべきである。

(5) 国税データ連携の範囲拡大に向け国への要望を継続すべき（意見）

平成23年から国税連携により申告書データを取り込むことができるようになったものの、データの範囲は限定されている。例えば、所得税確定申告書については、最終的な税金の計算を記録している第一表のみであり、収支内訳書や決算書類は含まれておらず、結局、税務署へ赴いて当該書類をコピーする作業は、現状においても省略できていない。県税事務所の職員が税務署へ赴き、必要な申告書を抽出・コピー・事務所へ持ち帰って入力する作業は非効率である。

県は従来からデータ連携の範囲拡大を国へ要望しているが、今後も引き続き積極的に要望すべきである。

(6) 繰越損失が正しく出力されるようシステム改修すべき（結果）

所得税の青色申告者で事業所得が損失となったときなど、一定の要件を満たす損失については、翌年以降3年以内に生じた事業の所得からその損失額を差し引くことが可能である。これは所得税と同様の制度であるが、所得税と個人事業税の課税標準額が異なる場合は、個人事業税の損失の繰越控除額は、所得税における損失の繰越控除額とは異なることになる。したがって、個人事業税の損失の繰越控除額は県が独自に管理しなければならない項目であり、県ではシステムによる自動計算により管理している。しかし、現行

システムでは、賦課決定データ入力原票を出力すると繰越損失の金額が誤って印字されるため、担当者が過年度履歴画面を改めて開いて確認し、正しい金額に手書きで修正しているのが現状である。新システム構築中の現在、当該エラーは生じないようにする計画とのことであり、遺漏のないように取り組まれたい。

また、更正等があった場合は、手書きで賦課決定データ入力原票を修正してシステムへ手入力する必要があるが、手入力作業が介入すると、故意又は過失により課税額が過大あるいは過少に変更されてしまう余地が生じてしまう。したがって、個人事業税の税額計算の複雑性に鑑み、システムへの負荷も勘案しながら、できるだけ手入力の作業が介入しないよう新システム構築において検討されたい。

【4】法人関係税（法人県民税・法人事業税）

1. 概要

（1）法人県民税の概要

法人県民税は、県内に事務所又は事業所、寮等を有する法人に対して課される税である。これは、法人が個人と同様に財産を持ち、生産や販売といった活動を行っていることから、資本金等の額に応じて税額が決定する均等割と、法人税額を課税標準の基礎とする法人税割により課税されるものである。

① 納税義務者と納める税目

納税義務者	納める税目
県内に事務所又は事業所（本店・支店・工場等）、寮等を設けている法人（但し、人格のない社団・財団又は公益法人等については、収益事業を行っている法人に限る）	均等割 法人税割
県内に寮・宿泊所・クラブ・保養所・集会所等のみを設けている法人	均等割
県内に事業所・事務所又は寮等を設けている公益法人等で収益事業を行っていない法人	均等割

② 納税額

a. 均等割

区分	税額
公共法人、公益法人等	年 22,000 円
人格のない社団等	
一般社団法人及び一般財団法人	
保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下	

区分	税額
資本金等の額が 1 千万円超 1 億円以下	年 55,000 円
資本金等の額が 1 億円超 10 億円以下	年 143,000 円
資本金等の額が 10 億円超 50 億円以下	年 594,000 円
資本金等の額が 50 億円超	年 880,000 円

(注) 資本金等の額とは、法人税法施行令第 8 条に規定する額である。

b. 法人税割

区分	税額
資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人で、かつ、法人税額が年 1,500 万円以下の法人	法人税額×5.0%
上記以外の法人	法人税額×5.8%

③ 申告納付

法人県民税は原則として事業年度終了後 2 ヶ月以内に確定申告して納付する。また、事業年度が 6 ヶ月を超える法人で法人税の中間申告義務のある法人は、その事業年度開始の日から 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内に原則として前事業年度の税額の半分の額を予定（中間）申告して納付する。

④ 減免

知事は、天災その他特別の事情がある場合において法人の県民税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、法人道府県民税を減免することができる。

県税条例では、公益社団法人及び公益財団法人やそれ以外の法人のうち、社会事業又は公益事業を行うもので知事が必要と認めるものについて法人県民税を減免することができることとなっている（県税条例第 31 条）。

⑤ 他の都道府県との分割

県以外にも事務所又は事業所を有する法人の法人県民税については、従業者数を基準にして関係都道府県ごとに法人税額を按分して計算した税額を申告納付する。

(2) 法人事業税の概要

法人事業税は、県内に事務所又は事業所を有する法人に対して課される税である。これは、法人が県内で事業活動を行うにあたって県が行う各種行政サービスを受けており、これに必要な経費を負担する必要があるため所得等

を基準として課されるものである。法人事業税は地方法人特別税（国税）と併せて県が賦課・徴収する。

① 納税義務者

法人事業税は、県内に事務所又は事業所（本店・支店・工場等）を設けている法人（但し、人格のない社団・財団又は公益法人等については、収益事業を行っている法人に限る）に課税される。

② 課税標準

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（人格のない社団等を除く）については、外形標準課税が課され、各事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得が課税標準とされる。これに対し、外形標準課税の対象外となる法人は、各事業年度の所得が課税標準とされる。

付加価値割、資本割、所得割とは以下の内容を課税標準とするものである。

区分	課税標準
付加価値割	付加価値額＝（収益配分額±単年度損益） 収益配分額＝報酬給与額（※）＋純支払利子＋純支払賃借料 （※）報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除される。
資本割	資本金等の額（法人税法施行令第8条に規定する額）
所得割	所得及び清算所得

③ 税率（外形標準課税対象法人の場合）

対象法人	区分	税率	
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	付加価値割	0.504%	
	資本割	0.21%	
	所得割	年所得のうち400万円以下の金額	1.69%
		年所得のうち400万円超800万円以下の金額	2.475%
		年所得のうち800万円を超える金額	3.26%
		3府県以上に事務所等を有する法人	
清算所得			

④ 税率（外形標準課税対象外法人の場合）

区分	所得区分等	税率		
		超過税率	標準税率	
所得課税法人	普通法人	年所得のうち400万円以下の金額	2.95%	2.7%
		年所得のうち400万円超800万円以下の金額	4.365%	4.0%
		年所得のうち800万円超の金額	5.78%	5.3%
	特別法人 （協同組合等）	年所得のうち400万円以下の金額	2.95%	2.7%
		年所得のうち400万円超の金額	3.93%	3.6%

区分	所得区分等	税率	
		超過税率	標準税率
	特定の協同組合等の所得のうち年所得 10 億円超の金額	4.695%	4.3%
3 府県以上に事業所等を有する 資本金 1,000 万円以上の法人	普通法人	5.78%	5.3%
	特別法人	3.93%	3.6%
	特定の協同組合等の所得のうち年所得 10 億円超の金額	4.695%	4.3%
解散(合併による 解散を除く)による 清算所得	普通法人	5.78%	5.3%
	特別法人	3.93%	3.6%
	特定の協同組合等の所得のうち年所得 10 億円超の金額	4.695%	4.3%
収入金額課税法人(電気・ガス供給業、保険業)		0.765%	0.7%

(注 1) 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、かつ、所得が年 5,000 万円以下(収入金額課税法人については収入金額が 4 億円以下)の法人については標準税率が適用される。

(注 2) 平成 22 年度税制改正により清算所得課税は廃止されたため、平成 22 年 10 月 1 日以後に解散した法人については、通常の所得課税となる。

⑤ 申告納付

法人事業税は原則として事業年度終了後 2 ヶ月以内に確定申告して納付する。また、事業年度が 6 ヶ月を超える法人で法人税の中間申告義務のある法人は、その事業年度開始の日から 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内に原則として前事業年度の税額の半分の額を予定(中間)申告して納付する。

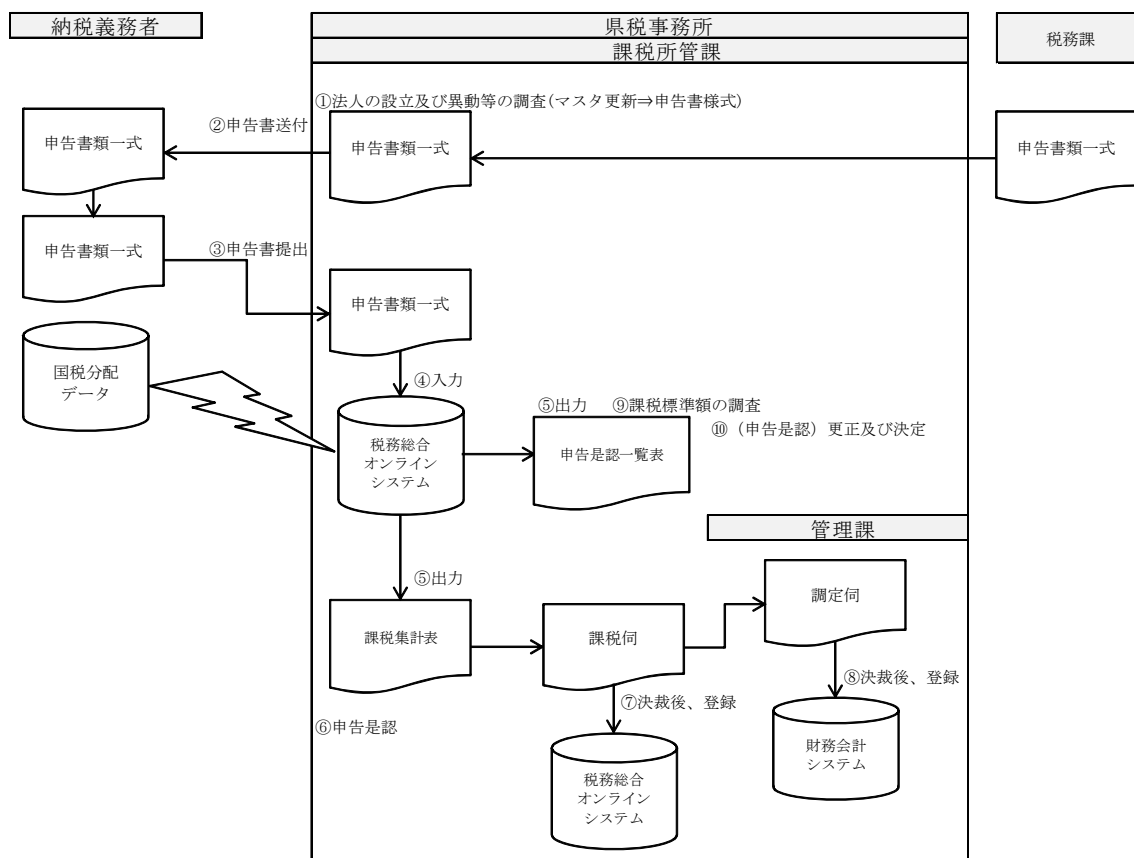
⑥ 他の都道府県との分割

県以外にも事務所又は事業所を有する法人の法人事業税については、事業の種類によって従業者数、事業所数等を基準にして関係都道府県ごとに所得金額等を按分して計算した税額を申告納付する。

区分	分割基準	
法 人 事 業 税	製造業	従業者数(資本金 1 億円以上の法人:工場の従業者数を 1.5 倍)
	電気供給業	課税標準の 3/4:事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額
		課税標準の 1/4:事業所等の固定資産の価額
	ガス供給業・倉庫業	事務所等の固定資産の価額
	鉄道事業・軌道事業	軌道の延長キロメートル数
非製造業 (上記以外の業種)	課税標準の 1/2:事務所数 課税標準の 1/2:従業者数	

(3) 課税事務の流れ

法人関係税の課税事務の流れは以下のとおりである。



法人の設立、異動、支店設置等の届け出により基本情報をマスタ登録として税務総合オンラインシステムに随時入力を行う。ここで、法人の届け出がない場合においても国税分配データ処理後の法人名簿との突合を行い、補完・訂正を行っている。

基本情報を基に出力した申告書様式を送付し、所在不明な法人については、所在地等の調査を行い、必要に応じて除却処理を行っている。受理した申告書については、税務総合オンラインシステムに入力し課税決議にまわされる。ここで国税分配データとのマッチングが行われ、課税標準額及び税額が適正と認められたものが申告是認一覧表として出力され、課税データとして決裁を受ける。申告是認されなかったものについては更正及び決定等の決裁を受ける。

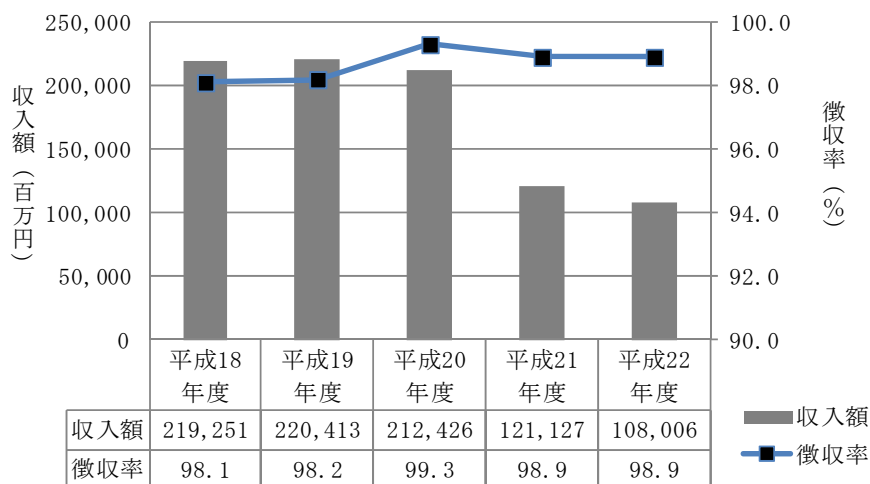
申告期限までに未申告の法人は不申告法人一覧表として出力され、申告書催告状を発送することにより催告する。

なお、自主決定法人（収入金課税を行う法人（電気供給業等）・医療法人等・外形対象法人等）の課税標準額については、事務処理要綱に定められた方法により県独自で調査が実施される。

(4) 税 収 の 状 況

① 収 入 額 及 び 徴 収 率 の 経 年 推 移

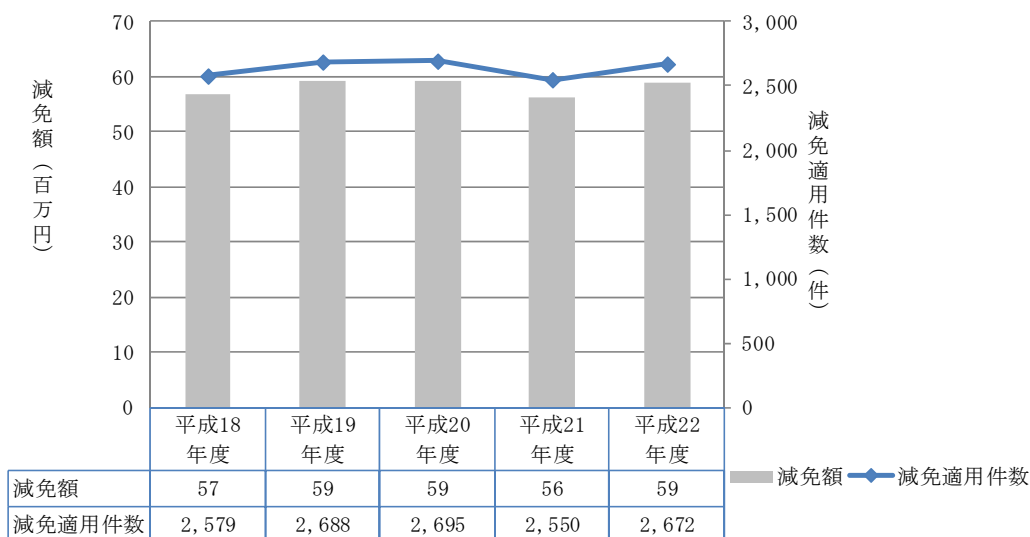
法人関係税の収入額及び徴収率の推移



平成 21 年度以降、世界的な金融危機に伴う企業収益の悪化の影響に加え、地方法人特別税が国税として創設されたことに伴う事業税率の引き下げにより、法人関係税の収入額が減少している。徴収率は、個人事業税と同様、近年の徴収対策効果で平成 20 年度まで改善傾向であったが、納税者の資力低下の影響等により平成 20 年度以降は横ばいとなっている。

② 減 免 の 経 年 推 移

法人県民税の減免の推移



法人県民税の減免適用は、そのほとんどが公益社団法人及び公益財団法人以外の法人で社会事業又は公益事業を行うもので知事が必要と認めた法

人（具体的には、NPO法人や法人化された自治会・町内会等の地縁団体等）に対するものである。減免額・減免適用件数とも、平成18年度以降多少の変動はあるものの、ほぼ横這いの状況である。

2. 実施した監査手続

4 県税事務所及び税務課において、担当者への質問及び平成22年度の賦課資料の閲覧を実施した。また、課税伺書等について任意に数件サンプルを抽出し、賦課業務が関係法令等に準拠して行われているか、所得等の課税標準となる額が適切に処理、承認されているか、課税客体は網羅的に捕捉されているかを確認した。

3. 監査の結果及び意見

(1) より有効な法人異動調査（支店法人調査、分割法人調査を含む）の方法を県全体で検討すべき（意見）

法人の捕捉調査として、事務処理要綱では国税分配データを用いた法人名簿との突合、法務局の登記申請書等による法人異動調査が規定されている。その他、各県税事務所においても自主的にチラシ、求人誌等により県内に事務所・事業所があると見込まれる法人等を選定し、現地調査等を実施している。

法人の異動等の情報の網羅的な捕捉は、県の自主財源としての税収確保とともに課税の公平性を確保するために重要であると考えられるが、現状では各県税事務所の調査結果を吸い上げる仕組みが十分ではなく、効果的かつ効率的な調査方法について、県全体としての検討が十分になされてきたとは言えない。

この点、平成23年度の重点取組事項として「事業所・従業員数等の捕捉を強化するため、税務課及び県税事務所職員で構成する検討会を設置し、新たな調査手法を検討する」として、平成23年度に「法人実務等検討委員会」において検討することとしており、今後の取り組みが期待される。

なお、県税事務所によっては、電話帳と法人名簿との突合を実施したり、他課と連携して自動車の車庫データ、不動産取得（テナント）データ等と法人名簿との突合を実施したりするなどしており、これらの調査方法の有効性を評価し、新たな調査方法の検討を行う必要があると考える。

(2) 不申告法人に対する処置の顛末を網羅的に記録しておくべき（意見）

不申告法人に対しては「不申告法人一覧表」（月次において前月の申告対

象法人で、未申告の法人の一覧表)に基づき、県税事務所において申告書催告状を送付し、申告を指導することが求められている。

しかし、往査を実施した県税事務所のうち2県税事務所では、処理欄への処置の顛末が記録されていないものもあり、「不申告法人一覧表」を見る限りでは当該申告指導が適切に行われていることが判明しないケースが見られた。このうち、申告書催告状(ハガキ)の発送等の処置を行っているにもかかわらず処理欄への記録が漏れていたものについては、今後の記録の徹底が望まれる。

また、事務処理要綱では、『申告書催告状(ハガキ)』及び『不申告法人一覧表』を作成するので、該当法人に対して速やかに当該催告状を発送することにより催告する」とされており、不申告法人一覧表の整備として、「(1)処理欄には催告状の発送日等を記録する。(2)申告のあったもの及び除却したのものについては、その都度年月日等を記録し、常に不申告法人について把握しておく」と規定されている。申告書催告状(ハガキ)の発送等の処置が行われていなかったものについては、事務処理要綱の規定に従って対応すべきである。なお、現行の事務処理要綱の規定が効率的なものとなっていないのであれば、あるべき事務処理を検討し、事務処理要綱を改訂すべきである。

(3) 減免の承認理由を減免通知書に具体的に記載すべき(意見)

法人県民税の減免通知書の承認の理由として「県税条例第31条第1項に該当する」という記載があった。減免要件は、確かに県税条例第31条第1項において、次のように定められている。

知事は、次の各号のいずれかに該当する法人に対し、県民税を減免することができる。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 前号に掲げる法人以外の法人のうち、社会事業又は公益事業を行うもので知事が必要と認めるもの

しかし、同条同項の第1号に該当する法人は特定されており、ほとんどの事例が第2号の知事が必要と認めるもの、ということになる。

知事が必要と認めるものについては事務処理要綱の「第5章 諸申請に関する事務 第1節 法人県民税の減免申請」に諸要件が定められており、本来であれば、事務処理要綱に沿って具体的にどの要件に該当したのか明らかにする必要がある。

「県税条例第31条第1項」という記載では具体的な要件が明確でなく、承認理由を客観的に明らかにするために、減免通知書には具体的な承認理由を記載すべきである。

【 5 】 不 動 産 取 得 税

1. 概 要

(1) 税 の 概 要

不動産取得税は、不動産（土地・家屋）を売買、贈与、交換、建築等によって取得した場合に課税されるものである。

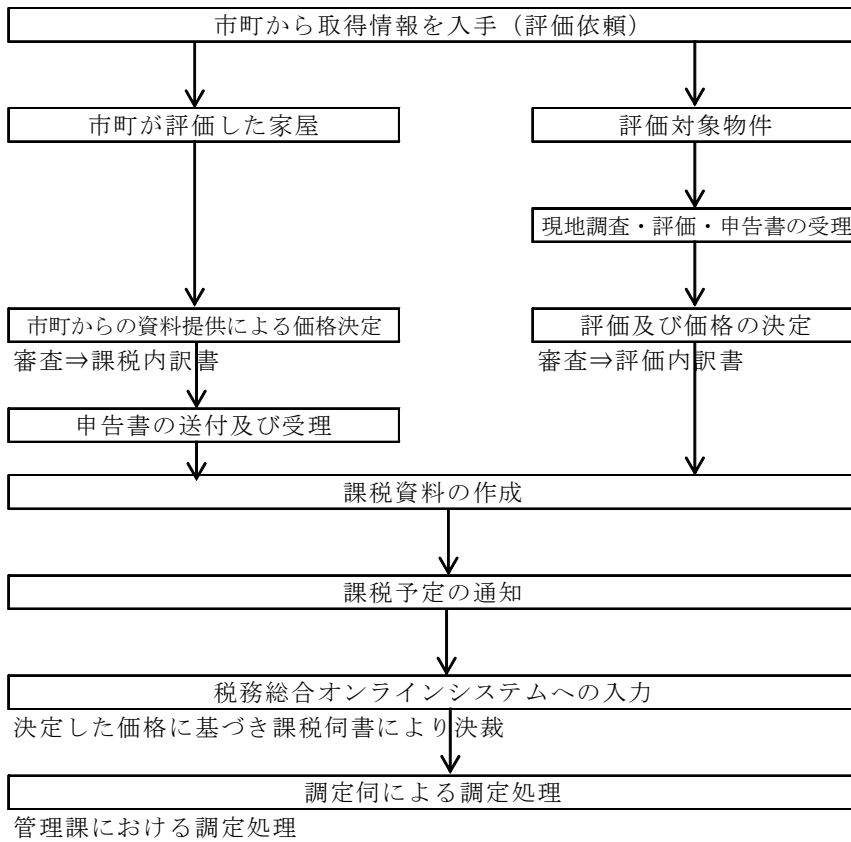
納税義務者	不動産（土地や家屋）を取得した者	
納税額	区分（平成 15 年度以降の税率）	税額
	平成 15 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日までに取得した不動産、及び、平成 18 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までに取得した土地又は住宅	不動産の価格× 3 %
	平成 18 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日までに取得した住宅以外の家屋	不動産の価格× 3. 5 %
	上記以外	不動産の価格× 4 %
免税点	次の場合には、不動産取得税は課税されない。 <ul style="list-style-type: none"> ・取得した土地の価格が 10 万円未満の場合 ・家屋を建築したときの価格が一戸につき 23 万円未満の場合 ・家屋を売買・贈与等により取得したときの価格が一戸につき 12 万円未満の場合 	
非課税措置等	非課税となる主な場合は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・相続により不動産を取得した場合 ・宗教法人や学校法人が、その法人の本来の用に供する不動産を取得した場合 ・公共の用に供する道路や保安林、墓地の用地を取得した場合 等 	
減免制度	対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・天災その他の災害により滅失し、又は損壊した不動産に代わるものと知事が認める不動産を取得した者 ・取得した不動産がその取得の直後に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該不動産を取得した者 ・その他特別の事情により知事が必要と認める者 	
申告納税	取得した日から 60 日以内に所管県税事務所へ「不動産取得申告書」を提出した後、県から送付される納税通知書により、指定された期日（納期限）までに納付する。	

(注) 不動産の価格とは、不動産を売買、贈与、交換等によって取得したときに、市町の固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額）である。

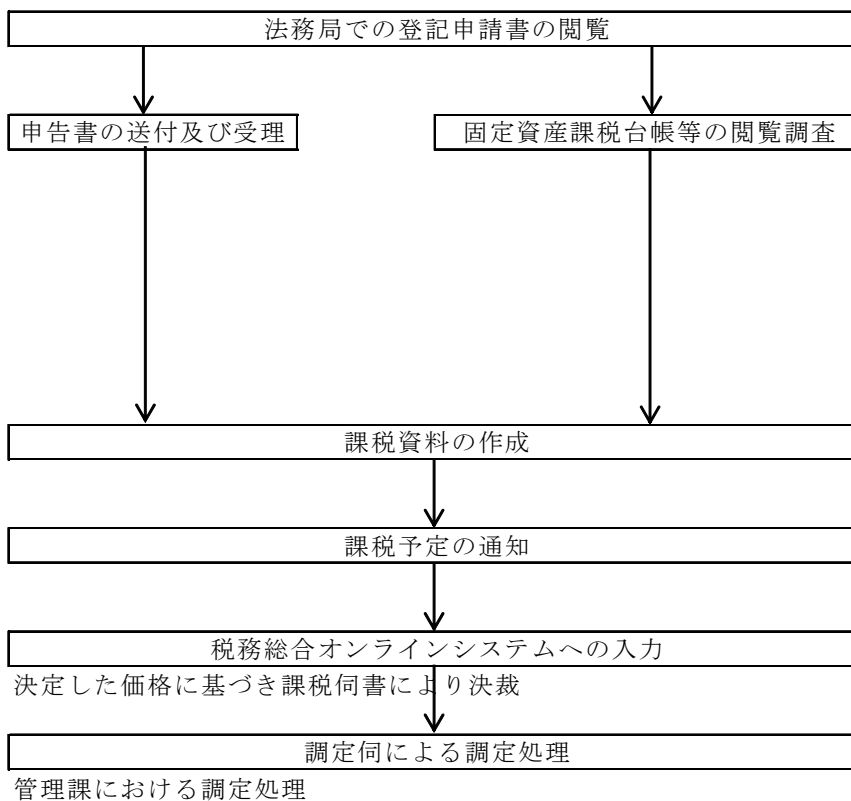
(2) 課税事務の流れ

不動産取得税の課税事務の流れは以下のとおりである。

【原始取得】



【承継取得】



不動産取得税の課税対象となる不動産の取得は、家屋の新築など新たに不動産を設ける原始取得と、既存不動産の所有権移転による承継取得に分かれる。

原始取得分は、県が評価する物件と市町が評価する物件の評価分担を各県税事務所と所管する市町とで協議のうえ決定し、具体的には、木造物件は市町が評価し、非木造物件は床面積を基準として評価を分担している。県の評価対象物件については県が評価額の算出を行い、市町の評価対象物件については市町からの情報提供により価格を決定し評価書類及び課税標準額の審査を行う。

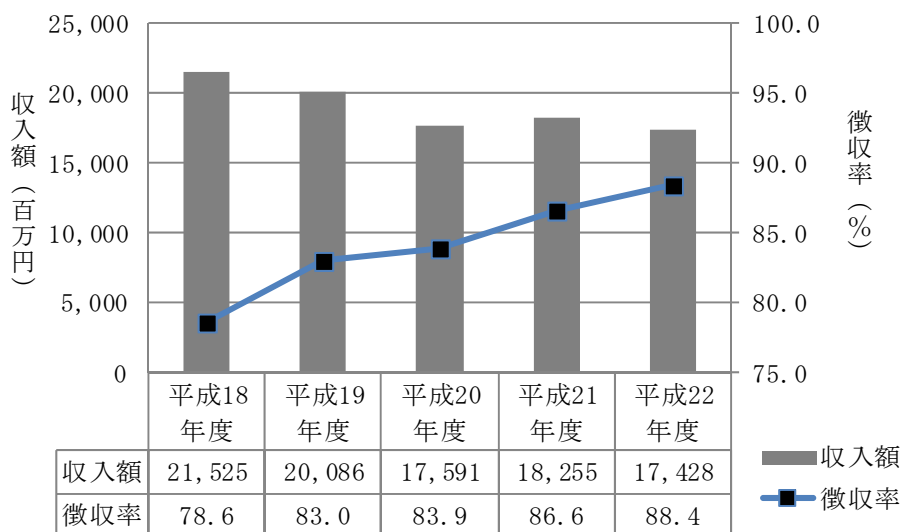
承継取得分は、法務局での登記申請書の筆記により所有権移転と建物表題登記の内容を把握し、必要に応じて市町の固定資産課税台帳等の閲覧調査により課税標準額の審査を行う。

課税標準額の審査の後は原始取得・承継取得ともに EDPS 搬入（税務総合オンラインシステムへの入力のため委託先に資料を持ち込む）により税務総合オンラインシステムに反映され、課税伺書により決裁を受け、管理主管課において調定処理される。

(3) 税収の状況

① 収入額及び徴収率の経年推移

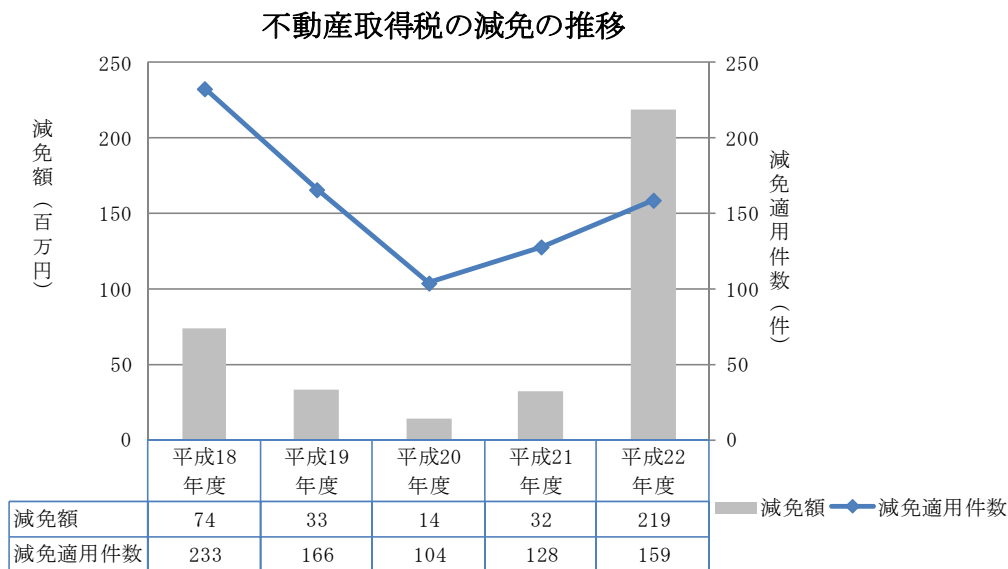
不動産取得税の収入額及び徴収率の推移



平成 18 年度以降、不動産価格の下落や不動産取引量の減少により、不動産取得税の収入額が減少しているが、平成 20 年度以降はほぼ横這いの状況にある。

徴収率は、新築特例適用住宅用土地に係る徴収猶予を調定額から控除する方式に改めたことに加え、近年の徴収対策を強化した結果、年々改善している。

② 減免の経年推移



不動産取得税の減免は、阪神・淡路大震災関連の減免適用が徐々に減少したことにより、平成18年以降は減免額・減免適用件数ともに減少傾向にあった。平成22年度において突出して増加しているのは、独立行政法人理化学研究所の次世代スーパーコンピュータを神戸市へ誘致するに際して知事が必要と認めたことにより大規模な減免適用があったためである。

2. 実施した監査手続

4 県税事務所及び税務課において、担当者への質問及び平成22年度の賦課資料の閲覧を実施した。また、課税伺書等について任意に数件サンプルを抽出し、課税事務が適時に行なわれているか、課税標準となる不動産の価格が適切か、課税対象は網羅的に捕捉されているか、関係法令等に準拠した減免が行われているかを確認した。

3. 監査の結果及び意見

(1) 原始取得に係る物件の評価について、市町との分担の妥当性を継続的に検討すべき（意見）

県税である不動産取得税の課税客体である土地及び家屋と、市町税である固定資産税の課税客体である土地及び家屋とは原則的に同一のものである。また、不動産取得税の課税標準となる価格も固定資産税の価格と同じ「適正

な時価」とされており、適正な時価（不動産の価格）とは、不動産を売買、贈与、交換等によって取得したときに、市町の固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額）である。したがって、本来は市町が固定資産税課税のため物件の評価を行い、当該評価額に基づいて県が不動産取得税の課税を行うことが原則である。

しかしながら、固定資産税については毎年1月1日現在の物件を対象として評価を行うため、固定資産税評価を待つと不動産取得税の税額算定が1年以上遅れるおそれもあり、また、工場や郊外型店舗等の大規模物件は市町に評価ノウハウが無い場合もある。そこで、県と市町が評価する対象物件を年度当初に決めておき、両者が連携することで評価事務が滞らないようにしている。例えば、平成23年度において、神戸市は木造物件及び800㎡以下の非木造物件を評価しており、洲本市は木造物件及び120㎡以下の非木造物件を評価している。

しかし、現状の評価分担が必ずしも最適点であるとは限らない。つまり、市町が評価を行う物件については、不動産取得税の課税について市町の通知を待って行われることになるため、該当物件については、例えば不動産の取得日の翌年に事務処理が行われることになるなど課税事務の遅れがどうしても発生する。県においては課税事務の遅れに起因する滞納発生を未然に防止する観点から、すべての課税対象者に対して事前に課税予定額のお知らせを送付するなどの対処を行っているものの、課税事務の遅れをなくすために、県が一括して評価を行うことも考えられる。県が一括して評価を行うことで、評価ノウハウの蓄積にも繋がる可能性もある。

一方で、固定資産税は市町固有の基幹税目であるにも関わらず、取得に係る評価を県が一括して行うことで市町の評価ノウハウの蓄積には全く繋がらないことのほか、固定資産税の評価が不動産取得時の県の評価に委ねられてしまうという問題点もある。また、県が一括して評価を行うための評価体制を整備することはコスト的にも現実的ではないと考えられる。

このように、市町との評価分担については最適な分担を一律に定められるものではないが、市町が評価を行うという原則を踏まえつつ、各市町における評価対象物件の面積別の発生件数等のデータを勘案し、評価分担の妥当性を継続的に検討する必要があると考える。

(2) 効果的かつ効率的な課税事務に向けて、国への要望を継続して行うべき（意見）

原始取得分については市町と評価分担を協議のうえ決定しており、課税通

知のために市町評価分に係る評価額については市町から情報提供を受ける必要がある。現状では、41市町中35市町がデータにより市町評価情報の提供を受けているが、直接税務総合オンラインシステムに取り込みができていないため、紙ベースで入手している市町も含め、システムへの登録内容の確認に相当の手間がかかっており非効率が生じている。

また、承継取得分については、課税対象物件を把握するために登記情報を入手する必要があるが、現状では法務局で登記申請書を閲覧し、職員が手作業により搬入様式に筆記を行っており、県税事務所にもよるが、毎月延べ8～16人日を要している。データ処理システムへの搬入（業務委託）後、出力内容と筆記した登記申請書の内容とを照合しているが、手作業となることから明らかに非効率であり、大量にあること及び納税通知書の発送まで時間的に余裕がないことから、誤りの発見が漏れる可能性もある。

これらの弊害を解消するため法務局又は市町から登記情報をデータで入手できるように、国に対する積極的な働きかけを継続して実施していくことが望まれる。

【6】軽油引取税

1. 概要

(1) 税の概要

軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、当該軽油の納入地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所）所在の都道府県において、その引取りを行う者に課される税である。軽油引取税は、軽油価格に転嫁され、最終的には消費者が実質負担することから、酒税やたばこ税と同様、間接税である。

創設時から目的税であった性格から設けられた、道路の使用と直接関係のない農業等の用途に使用される軽油の引取りについての課税免除制度は、平成21年度に軽油引取税が一般財源化された後も、政策的判断から存続されている。

また、徴収の方法が特約業者又は元売業者等による特別徴収又は申告納付であるため、後述する不正軽油による脱税等、悪質な納税回避行為が行われている可能性が、賦課決定の税目に比べ高いと考えられる。各県税事務所において実施される調査は、軽油調査課による不正軽油に対する対策に至るま

での重要な位置付けとなっており、基本調査・課税標準等調査（在庫調査、帳簿調査等）・抜取調査に分けられる。また、対象業者としては特約業者、販売業者、大口需要家等の区分に応じて実施されている。毎年4月には調査計画を策定し、計画的に調査を実施し進捗管理表に記録し、その進捗管理に努めるとされている。税務課へは前年度実績及び当該年度計画を毎年4月末日までに、9月末の状況を10月末までに提出することとなっている。

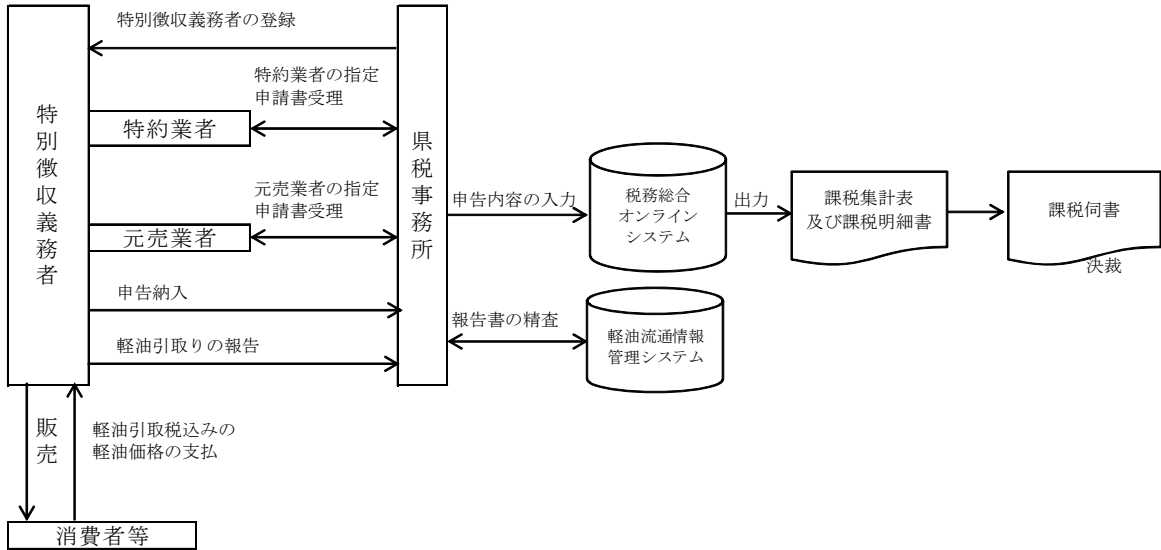
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・特約業者又は元売業者から軽油を引き取った者 ・軽油に軽油以外の炭化水素油（灯油・重油等）を混和するなどして製造された軽油を販売した販売業者 ・軽油又は揮発油以外の炭化水素油（灯油・重油等）を自動車の燃料として販売した販売業者又は消費した場合の自動車の保有者 ・製造した軽油を消費又は譲渡した特約業者及び元売業者以外の者
免税措置	エチレンその他の石油化学製品を製造する人がその原料の用途に供する軽油に加え、平成24年3月31日までの措置として農業・林業・漁業・鉱物の掘採事業など地方税法で定める用途に供する軽油は免除される。 免税軽油使用者に対しては免税軽油使用者証が交付される。
申告納入	特約業者又は元売業者（特別徴収義務者）が軽油の代金と合わせて徴収し、毎月分を翌月末までに県税事務所に申告・納入する。
申告納付	次の場合には、販売業者又は自動車の保有者等が毎月分を翌月末までに申告し、納付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・販売業者が製造軽油を販売したり、軽油又は揮発油以外の炭化水素油（灯油・重油等）を自動車の燃料として販売したりした場合 ・自動車の保有者が軽油又は揮発油以外の炭化水素油（灯油・重油等）を自動車の燃料として消費した場合

（2）不正軽油問題

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的として、軽油に石油関連諸税が課されることが通常ない灯油や重油を混ぜた混和軽油や、重油に薬品等を加えて精製した製造軽油等をいい、これらが自動車の燃料として販売・消費されると、脱税だけでなく公正な市場競争を阻害することにもなる。また、不正軽油には硫黄分や不純物等が多く含まれており、大気汚染等環境に悪影響を及ぼすさまざまな問題を引き起こす。そのため、県ではこのような不正軽油に対する特別対策を実施している（詳細は、「第4 収税事務に対する監査手続と監査の結果及び意見【7】不正軽油調査」を参照）。

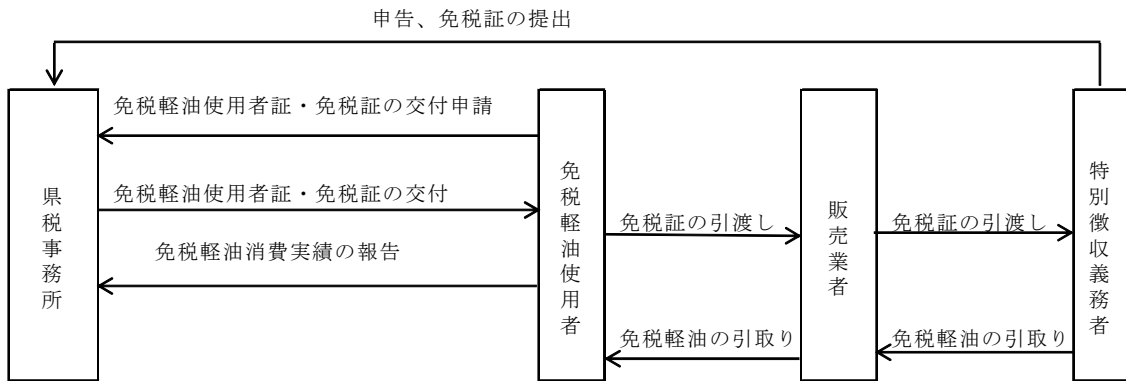
（3）課税事務の流れ

軽油引取税の課税事務の流れは以下のとおりである。



県税事務所は特約業者や元売業者からの申告書の提出により課税標準量等の確認を行う。税額等の申告事項に誤りがなければ税務総合オンラインシステムへ入力を行い、課税集計表及び課税明細書を出力したうえで、課税伺書の決裁を受ける。申告書の提出と合わせて、県内に本店を有する特別徴収義務者から軽油引取りの報告を毎月受けることとなっており、報告内容は軽油流通情報管理システムに入力（委託業者）される。県税事務所ではその軽油流通情報管理システムを確認することで、不正軽油の流通兆候のチェックや課税地の誤りを発見する等に情報を活用している。

【免税軽油に係る事務フロー】



また、免税軽油使用者証（有効期間は2年間）の交付申請があった場合は、免税用途に該当するか、使用する機械が免税機械に該当するかについて、必要に応じて現地調査を実施しながら判定している。免税軽油使用者証の交付に続く免税証の交付申請により免税証（有効期間は1年以内）が交付（軽油の数量がその用途及び使用期間において適当でない場合を除く）される。免税軽油使用者は免税軽油の引取数量、使用量及び在庫数量を県税事務所に報

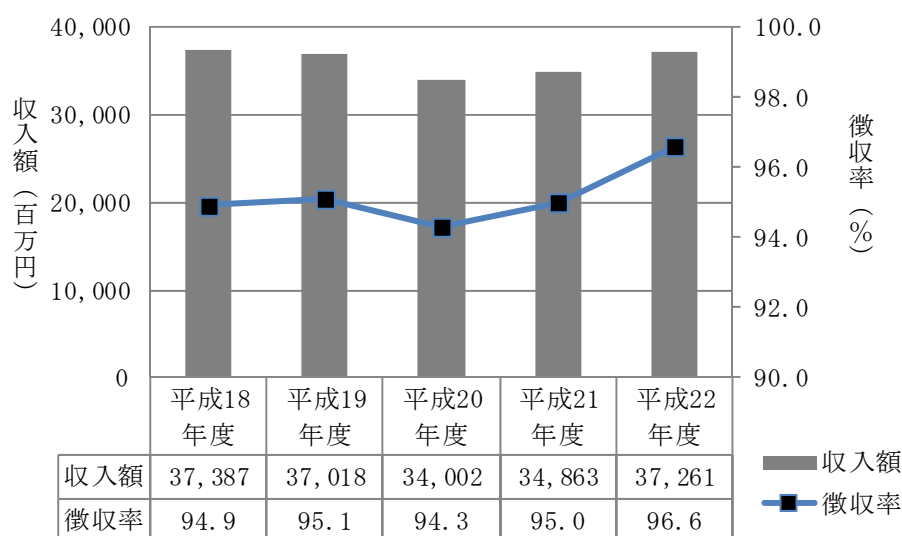
告（納品書、請求書等を添付）する必要があり、県税事務所でその報告内容を精査している。

なお、免税軽油と引き替えに回収された免税証は特別徴収義務者による申告時に提出される。

（４） 税収の状況

① 収入額及び徴収率の経年推移

軽油引取税の収入額及び徴収率の推移



軽油引取税の収入額は、平成18年度以降多少の変動はあるものの、ほぼ横這いの状況である。一方、徴収率は、不正軽油対策（「第4 収税事務に対する監査手続と監査の結果及び意見【7】不正軽油調査」を参照）や滞納対策を強化したことにより、平成22年度に大幅に改善している。

② 減免の経年推移

災害その他特別の事情により減免の必要があると認める納税者に対しては減免が認められているが、過去数年の減免の実績はない。

2. 実施した監査手続

4 県税事務所及び税務課において、担当者への質問及び平成22年度の賦課資料の閲覧を実施した。また、課税伺書等について任意に数件サンプルを抽出し、引取数量等の課税標準となる数量が適切に処理、承認されているか、課税客体は網羅的に捕捉されているか、新規に免税軽油使用者を承認する際の諸手続及び免税軽油使用者承認後も引続き免税要件が継続していること

を確認する手続が適切に実施されているかを確認した。

3. 監査の結果及び意見

(1) 調査計画の実行状況についてモニタリングすべき（意見）

基本調査や抜取調査等の調査計画は、進捗管理表や調査実施状況を報告する課税資料処理状況等報告書とともに税務課への報告資料となっているが、調査実績を確認したところ、必ずしも計画どおり実施されていないケースや、計画自体が目標として低いと思われるような県税事務所も見られた。例えば、大口需要家に対する基本調査は、全県税事務所平均で24.8%の計画率であるのに対し、86業者に対して計画4件(4.7%)、実績1件しか行なわれていない県税事務所があった。

報告された調査計画や調査実績に対して、より効果的な調査結果を得るためにも、税務課によるモニタリングを適切に実施することが望まれる。具体的には計画率（業者数に対する計画数の割合）や実施率の低さが目立つ事務所がないか、あればヒアリング等を実施することにより計画や調査実績が合理的なものと言えるのかどうかの評価を、県税事務所への指導を含めて適切に実施していく必要があると考える。

【7】自動車取得税及び自動車税

1. 概要

(1) 税の概要

自動車取得税は、取得価額が50万円を超える自動車を取得したときに課される税であり、自動車税は4月1日時点で自動車を所有しているときにその所有者に対して課税される。

なお、自動車税の課税区分には、①非課税、②課税免除、③減免の3区分がある。

① 非課税

主に国、地方公共団体等は所有者の公的又は公共的性格から非課税となる。

② 課税免除

公益上その他の事由により課税することが適当ではないと判断した場合に課税権を行使しないことをいい、具体的には以下の自動車が対象となる。

- a. 商品であって使用しない自動車
- b. 消防専用自動車、救急専用自動車
- c. 学校法人、社会福祉法人等が本来の用途に供する自動車

課税免除は条例上の非課税ともいうべきものであり、課税免除事由の発生した翌月から課税免除となる。

③ 減免

県税条例第 126 条において、知事は、次のいずれかに該当する自動車については当該自動車の所有者に課する自動車税を減免することができることと規定されている。

- a. 天災その他の災害により損壊した自動車で、知事が必要と認めるもの
- b. 身体障害者等の運転する自動車
- c. その他、特別の事情により知事が必要と認める者が所有する自動車

< 自動車取得税 >

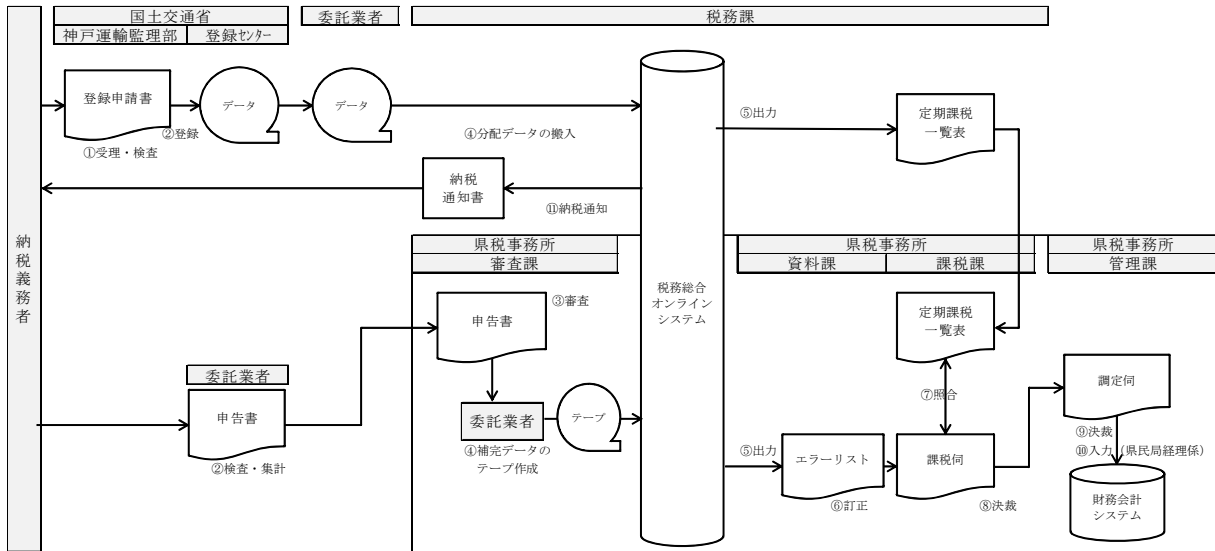
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車（オートバイ等を除く）を取得した者 ・割賦販売等で売り主に所有権が留保されている場合は買い主 	
納税額	区分	納める額
	軽自動車	取得価額×3%
	軽自動車以外の自動車（自家用）	取得価額×5% (県税条例附則第 21 条の 2 の 2 第 1 項)
	軽自動車以外の自動車（営業用）	取得価額×3%
減免制度	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法第 31 条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得 ・日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得 ・障害者については自動車税の減免対象となる自動車を取得した場合に減免 ・上記のほか、天災その他特別の事情がある場合において知事が認める自動車の取得 	
免税点	自動車取得価額が 50 万円以下の場合には課税されない。 (県税条例附則第 21 条の 2 の 3)	
申告	自動車の登録の際、兵庫県では神戸運輸監理部兵庫陸運部及び神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所に隣接する県の窓口に申告書を提出する。	
納税	申告書に知事が指定する証紙代金収納計器で自動車取得税額に相当する金額を表示した印の押印を受けることにより納める。	

<自動車税>

納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車（軽自動車・オートバイ等を除く）の使用の本拠を県内に登録している自動車を所有している者 ・割賦販売等で売り主に所有権が留保されている場合は登録上使用者となっている買い主 ・自動車を譲渡（移転登録）した場合は、当該年度の自動車税は旧所有者に、翌年度から新所有者に課税される。
納税額	<p>自動車の種別、用途、総排気量等によって標準税率（乗用車の場合：年税額 7,500 円～111,000 円）が定められている。</p> <p>なお、自動車を新規に登録した場合や自動車を抹消する登録（廃車）をした場合には、月割計算により課税又は減額される。</p>
減免制度	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天災その他の災害により損壊した自動車で、知事が必要と認めるもの ・障害者又は障害者と生計を一にする人が所有（取得）・運転する自動車で、もっぱらその障害者のために継続的に使用する自動車（障害者と生計を一にする人が運転する場合の使用目的は、通学（園）、通院、通所、通勤、生業に限る） ・障害者のみの世帯（単身を含む）の人が所有（取得）する自動車で、その障害者を常時介護する人が運転し、もっぱらその障害者のために継続的に使用する自動車 ・上記のほか、特別の事情により知事が必要と認める者が所有する自動車
納税	<p>賦課期日（毎年4月1日）に自動車を所有している者は、4月から翌年3月までの1年分を、県から送付される納税通知書にて毎年5月に納付する（年度途中で購入した場合は、登録の翌月から3月分までの納税額となる）。</p>

(2) 課税事務の流れ

自動車取得税及び自動車税の課税事務の流れは以下のとおりである。

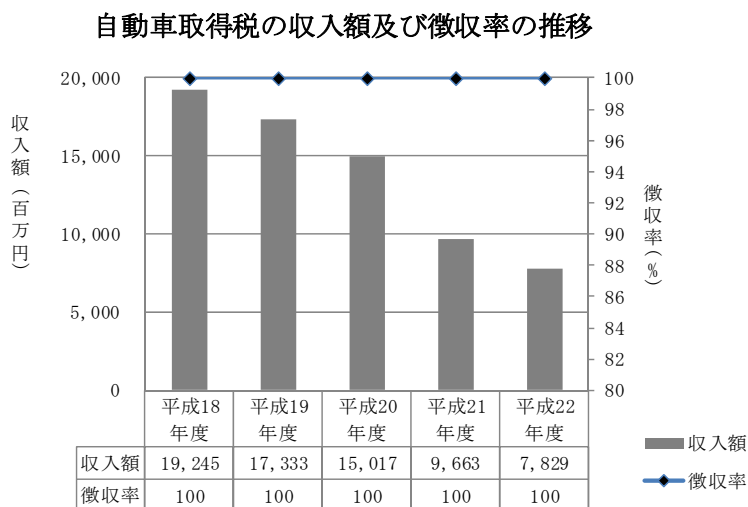


新規登録データ（分配データ）と申告書によるデータ（補完データ）とを照合し、定期課税対象（自動車を取得した者あるいは4月1日時点で自動車を所有している者）を抽出し、これをもとに課税決議を行い、課税対象者に納税通知書を発送する。

(3) 税 収 の 状 況

① 収入額及び徴収率の経年推移

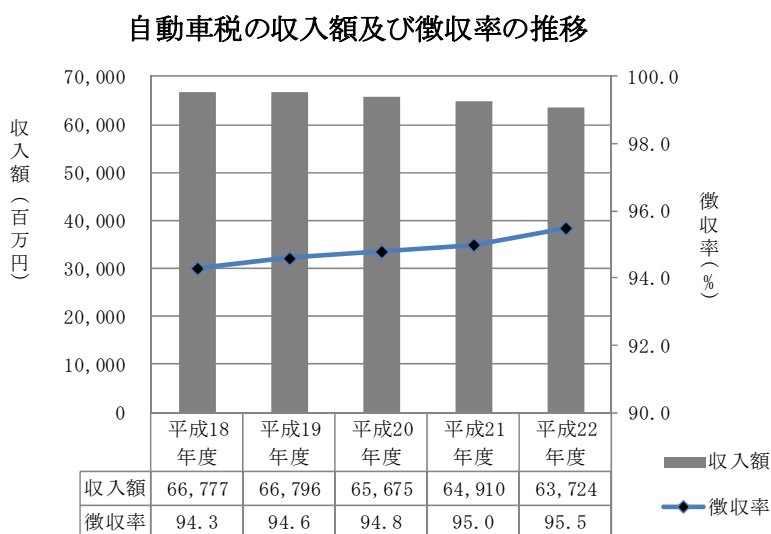
a. 自動車取得税



平成 18 年度以降、新車販売の低迷等を要因として自動車登録台数が減少した影響により、自動車取得税の収入額も減少している。これに加え、平成 21 年度より「環境性能に優れた自動車に対し自動車取得税の特例措置（エコカー減税）」が導入された影響も受け、同年度では平成 20 年度と比較して約 35.7%（5,354 百万円）減少している。

徴収率については、対象となる車両の購入時に納税しないと車両の新規登録・移転登録手続自体が行なえないため、徴収率は 100%となっている。

b. 自動車税



自動車税については、課税台数が減少していることや乗用車が小型化していることなどにより近年は一貫して収入額が減少傾向にあり、平成 18

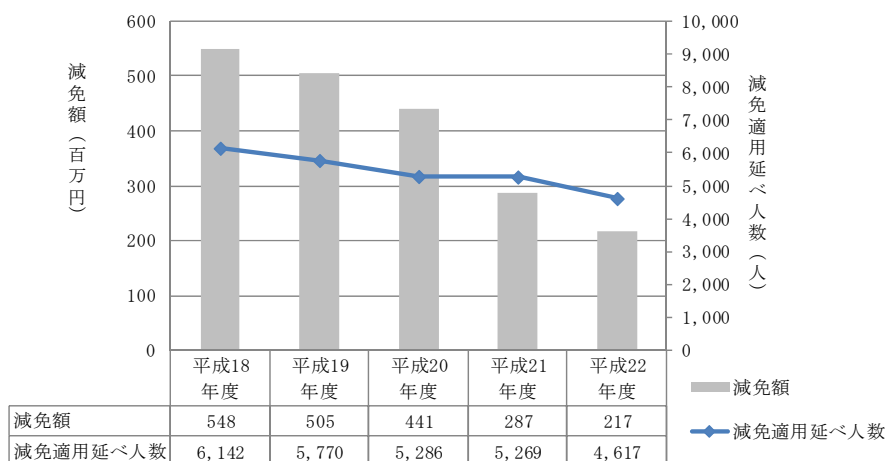
年度と比較すると、平成22年度は約5%（3,052百万円）減少している。

一方で徴収率は、特別支援班による電話督促等の徴収対策を講じていることにより改善している。

② 減免の経年推移

a. 自動車取得税

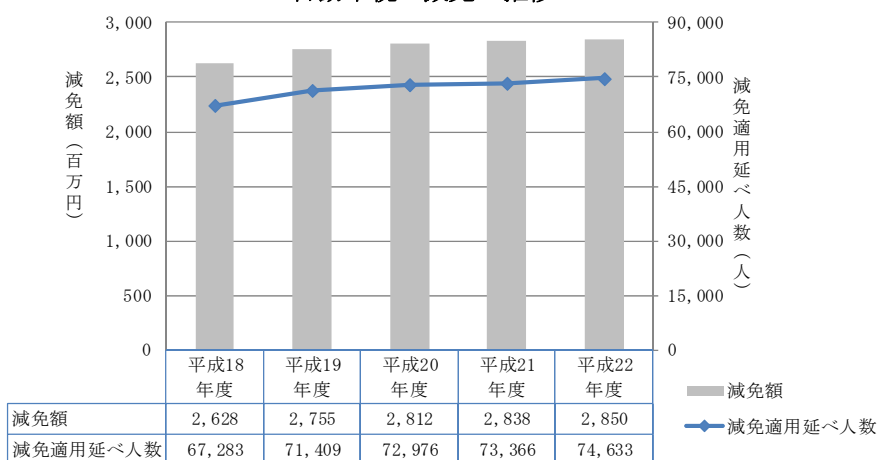
自動車取得税の減免の推移



自動車取得税の減免はほとんどが障害者減免によるものである。収入額自体の減少に比例して、減免額も大幅に減少しており、収入額に対する減免額の割合は毎年概ね2.8~3.0%程度であり、大きな変化は無い状況である。

b. 自動車税

自動車税の減免の推移



自動車取得税と同じく、自動車税の減免もほとんどが障害者減免によるものである。高齢者の増加により障害者減免の対象者が増加しており、減免額、減免適用人数とも増加傾向にある。

2. 実施した監査手続

自動車取得税を取扱っている神戸県税事務所及び姫路県税事務所において、担当者への質問及び平成22年度の賦課資料の閲覧を実施した。また、自動車取得税申告書について任意に数件サンプルを抽出して税額の再計算を行うとともに、減免申請書及び課税免除申立書についても任意に数件サンプルを抽出し、減免要件、課税免除要件を具備しているか確認を行った。

3. 監査の結果及び意見

(1) 付加物について確認書類の提出を徹底させるとともに、具体的な判断基準を周知すべき（意見）

自動車の付加物の取得価額は自動車取得税の算定の基礎となる取得価額に含めることとされている。付加物とは、事務処理要綱によると、通常自動車の取付用品といわれているものとされており、具体的には、ボルトやネジ等によって自動車に取り付けられているものであって、スピーカー等が例示されている。

しかしながら、付加物に該当するか否かの具体的な判断基準は自動車販売業者等の判断に委ねられており、異なる取り扱いも見受けられる。また、付加物については価格内訳書や販売証明書により確認を行っているが、価格内訳書や販売証明書の添付がない場合もあり、その際は申告者から聞き取りを行うなどにより対応している。

近年では、特に8ナンバーの特殊用途自動車（キャンピングカー、クレーン車等）の付加物について、事務処理要綱では明記されていない事例も出てきている。付加物の取り扱いについて統一した取り扱いを行うため、自動車販売業者等からは価格内訳書や販売証明書等の確認書類の提出を徹底させるとともに、具体的な判断基準を広く周知すべきである。この点、例えば佐賀県等では、付加物の判定方法や具体例、計算例等をWEB上で分かりやすく公表・周知しており、参考になるものと思われる。

(2) 自動車税の減免要件の変更が無い事を厳格に確認すべき（意見）

県税条例に定める減免要件に該当する場合、最初に減免を受ける場合は、納税者が減免の申請書を提出して県税事務所にて審査が行なわれ、その後の年度においては、「自動車税の減免について」というハガキに利用状況に変更が無いかが記載させるとともに、住基ネットを使った調査を行っている。

しかしながら、サンプルを検証したところ、納税義務者（自動車所有者）及び運転者と障害者が別住所であり、「自動車税の減免について」の記載に

虚偽があったため、平成20年度に遡って課税している事例が1件発見された。これは、本来住基ネット調査の結果を精査していれば平成21年度には取り消しできたものであるが、見落としていたものである。自動車税は賦課税であるため虚偽申告による重加算税も適用されず、課税自体は平成22年度に行なわれているため延滞金も発生していなかった。

このように、自動車税の減免の要件に該当しなくなった場合に正しく届け出なかったとしても実質的にペナルティは発生しないことから、納税者から自主的に届け出ない（あるいは虚偽の報告をする）リスクは高いと考えられる。そもそも自動車税は賦課税であることを考えれば、賦課決定にあたっての調査は厳正に実施する必要がある、減免要件の確認手続も厳格に実施すべきである。

(3) 自動車税は車検時に前納させるよう制度改正を国に要望すべき（意見）

自動車税は、4月1日現在の所有者が1年分の自動車税を5月中に納付する制度となっているが、多数の滞納が発生しており、滞納整理事務の負荷が非常に高くなっている。これは、自動車税を滞納したとしても次回車検時までには納税義務者に特段の不都合が生じないことに起因しており、場合によってはそのまま廃車登録せずに廃棄している自動車も少なくない。

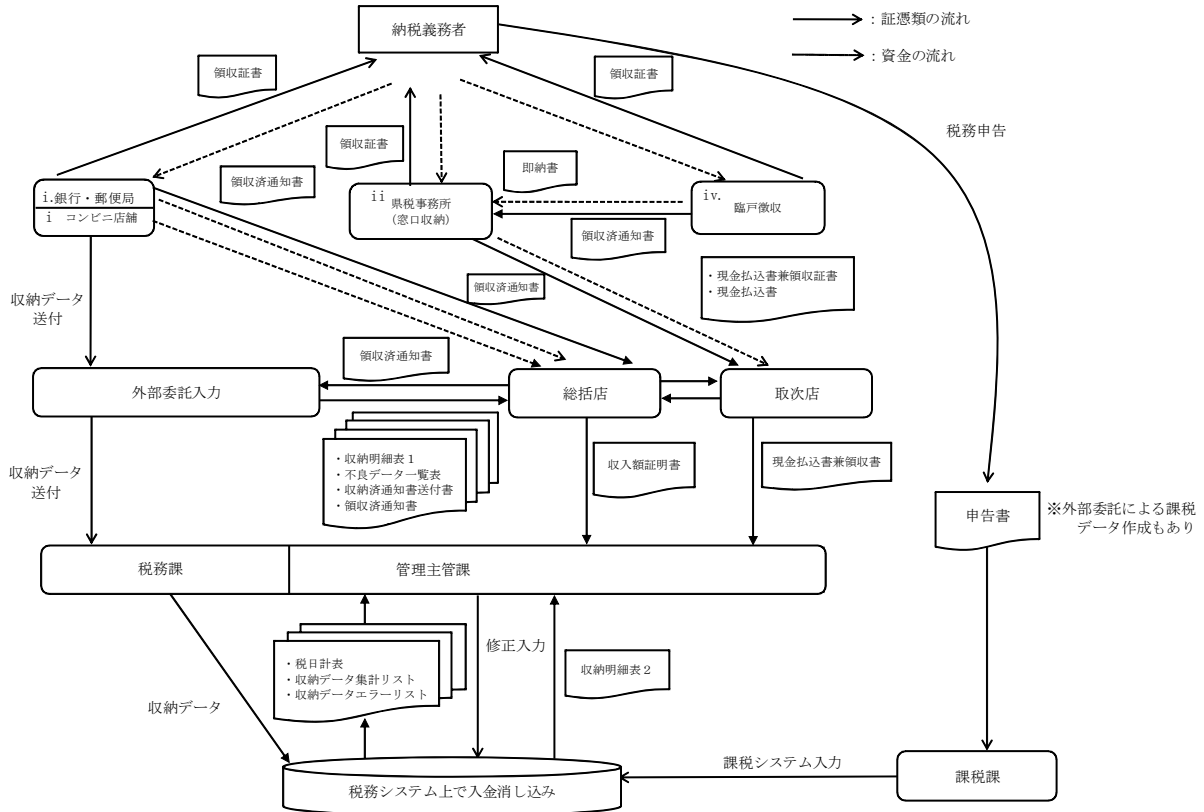
したがって、新規登録時及び車検時に次回車検時までの自動車税を事前に納付させ、廃車登録時に還付することとすれば、滞納は抑制できると考えられる。実際、国税である自動車重量税は車検時の納税となっており、自動車税の滞納整理事務を軽減することによる事務効率化の効果は大きいことから、制度改正を国に強く要望すべきである。

第4 収税事務に対する監査手続と監査の結果及び意見

【1】 収納事務

1. 概要

収納事務の流れは以下のとおりである。



(注) ②コンビニ店舗収納の場合、銀行・郵便局と同じであるが、入金データが収納代行業者から送付される。そのため、さくらKCSは入力処理せず、また税務課へ領収済通知書も送付されない。

県税の収納方法は、①銀行・郵便局（公金機関扱⁹）、②コンビニ店舗（自動車税のみ）、③県税事務所（窓口収納）、④臨戸徴収（即納書¹⁰による収納）に大別される。いずれの場合（ただし、マルチペイメントによる納付の場合及びコンビニ店舗扱の場合を除く¹¹）にも、納税者から収納がなされると、領収証書の控（領収済通知書）が金融機関等を通じて外部委託先へ送付され、電算処理される。その結果、納税者からの収納情報がデータベース化され、

⁹ 公金機関扱には、自動車を保有するために必要な手続と自動車税・自動車取得税等の納付をオンライン申請で、一括して行うことを可能にした「自動車保有関係手続のワンストップサービス」の一部を構成するマルチペイメントによる納付も含まれる。

¹⁰ 即納書は、徴税吏員が滞納者から臨戸徴収によって直接回収した現金とともに、分任出納員（管理主管課）へ引き渡される伝票であり、複写式により納税者本人にも領収証書が渡される。

¹¹ マルチペイメントによる納付の場合、領収済通知書は使用されず、マルチペイメントネットワークセンターより送信されるデータをもとに収納データが作成される。コンビニ店舗扱の場合についても領収済通知書は使用されず、コンビニ店舗でバーコード処理されることにより生成された収納データが収納代行業者から県へ送付され、県税システムにデータを取り込んでいく。

県税事務所にて税日計表、収納データ集計リスト、収納データエラーリストが出力される。

この際、納税者が申告納付時に記載した領収済通知書の記載内容（課税年度、県税コード等）に漏れや誤りがある場合や県指定以外の様式による申告納付がなされた場合には、外部委託先で正しく電算処理ができないため、不良データとして処理がされる。不良データのうち税システムに取り込む際にエラーデータとなったものについては、収納データエラーリストが出力され、正しいデータに置き直すために県税事務所で修正入力を行い、エラーデータとならなかった不良データについても必要があれば県税事務所で修正入力を行っている。県税事務所によるエラーリスト等の修正入力が完了した後、修正したデータについては、税システムより収納明細表 2¹²が出力される。

外部委託先では、電算処理の際に領収済通知書と県公金との金額が一致しているか確認しており、県税事務所では、委託先から送付される収納済通知書送付書、収納明細表 1¹³、不良データ一覧表、領収済通知書と、県税システムより出力される税日計表、収納データ集計リスト、収納データエラーリスト、収納明細表 2 の突合を日次で行うことにより、実際に納税者から納付された金額が納税データとして漏れなく正確に処理されていることを確かめている。

なお、県では、平成 18 年 12 月から自動車税についてのみ全国の主要なコンビニ店舗での収納が可能となった。平成 18 年度から平成 22 年度における自動車税及び自動車取得税の収納機関別の収納額の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公金機関・県税事務所	1,112	34,979	33,287	31,774	29,709
郵便局	164	15,928	15,259	14,327	13,051
コンビニ店舗 (A)	615	15,629	16,922	18,549	20,647
マルチペイメント	3	52	120	344	1,322
計 (B)	1,894	66,588	65,589	64,995	64,730
コンビニ店舗収納率 (A)/(B)	32.46%	23.47%	25.80%	28.54%	31.90%

(注) 上表は、平成 18 年 12 月から導入したコンビニ店舗収納の状況を把握するために作成しており、平成 18 年度は 4 ヶ月 (12 月～3 月) の収納実績のみを記載している。また、表の合計額が、「第 2 県税の概要【2】県の財政状況 (2) 税目別県税収入の推移」の自動車税及び自動車取得税の収入額合計と相違しているのは、出納整理期間を考慮しない年度単位で、本税以外の延滞金の収入額も含めて集計しているためである。

¹² 収納明細表 2 とは、県税事務所において収納データを入力したのものについてシステムにより出力される資料である。

¹³ 収納明細表 1 とは、委託先で収納データを作成したものについて委託先より送付される資料である。

自動車税のコンビニ店舗での収納が本格的に導入された平成19年度以降、コンビニ店舗を利用した納税の割合も年々増加し、平成22年度では約31.9%と高い割合を占めており、利用者の利便性の向上につながっているものと考えられる。

2. 監査要点及び実施した監査手続

(1) 監査要点

- ① 収納事務が法令等に準拠して行われているか。
- ② 収納事務が効率的に行われているか。
- ③ 県税事務所の収納事務は適正かつ統一的に行われているか。

(2) 実施した監査手続

4 県税事務所及び税務課において、担当者への質問及び平成22年度の収納事務資料の閲覧を実施した。また、収納明細表について各県税事務所から任意に数件サンプルを抽出し、領収済通知書の内容と整合しているか確認した。

3. 監査の結果及び意見

(1) 県税事務所での収納データ修正処理件数の削減に努めるべき（意見）

外部委託先で正しく電算処理できなかったデータについては、県税事務所で全件調査し、正しいデータをシステムへ修正入力しており、修正処理入力の事務負担が非常に大きくなっている。例えば、平成22年度月次実績で最も処理件数が多い6月度において、領収済通知書の外部委託先処理件数87,639件のうち、3,150件のエラーデータが発生しており、すべて県税事務所で修正入力している。

エラーの大半が県指定様式を使用しない納付によるものであるため、エラーをゼロにすることは困難であるものの、収納データの作成業務は外部委託先との契約により報酬を支払っていることから（平成22年度の契約額は47,351千円）、少なくとも記載漏れや記載誤りのある領収済通知書の提出を防止するような手段（納付書の記載方法に関する説明の見直し等）を講じることにより、できる限り外部委託先で収納データ処理を完結させ、県税事務所での収納データ修正処理件数の削減に努めるべきである。

また、領収済通知書の使用そのものを削減する手段として、県での税務新

システムの構築を契機に、既に東京都や愛知県で採用されている電子納税¹⁴の導入も検討されたい。

【2】還付事務

1. 概要

(1) 還付金及び還付加算金の概要

地方税法によれば、納税者の過納¹⁵又は誤納¹⁶に係る徴収金がある場合においては、これを当該納税者に遅滞なく還付しなければならないとされており（地方税法第17条）、還付を受けるべき納税者に未納の徴収金があるときは、納税者の意思にかかわらず当該還付すべき額を未納の徴収金に充当しなければならないとされている（地方税法第17条の2）。

また、地方税法では、過誤納金を還付又は充当する場合には、地方税法上定められた日から支出決定をした日又は充当をした日¹⁷までの期間に応じて計算された金額を還付加算金として、還付又は充当金額に加算しなければならないとされている（地方税法第17条の4）。

還付加算金は地方税を滞納した場合に延滞金が課されることとのバランス等を考慮した一種の利息にあたるものであり、地方税法上、その率については、地方税法上定められた日から還付の日までの期間について、「年7.3%」と「特例基準割合¹⁸（平成22年度は年4.3%）」のいずれか低い割合により計算される。

なお、地方税法では、還付加算金の計算の基礎となる過誤納金及び過誤納金以外の還付金に、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額は切り捨てられる。また、還付加算金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額は切り捨てられる。（地方税法第20条の4の2第7項）

¹⁴ 電子納税とは、電子申告した申告データをもとに、自宅やオフィスからインターネット経由などで電子的に納付手続を行うことをいう。

¹⁵ ここでいう「過納」とは、納付時にはそれに対応する租税債務が存在していたが、結果的に不適法となった場合における徴収金をさす。

¹⁶ ここでいう「誤納」とは、納付時にはそれに対応する租税債務が存在していなかったため、当初から明らかに不適法な納付があった場合における徴収金をさす。

¹⁷ ただし、納付納入をすべき徴収金の法定納期限と過誤納金が生じた日のいずれか遅い日が、支出決定をした日又は充当をした日よりも前である場合は、そのいずれか遅い日

¹⁸ 特例基準割合とは、前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率に4%を加算した率をいう。

上記の結果、納税者ごとの還付充当金額及び還付加算金額が確定すると、「還付充当一覧表」、還付対象者へ送付する「還付兼充当通知書」、県税事務所保管分の「還付兼充当内訳書」（還付通知書に相当する証憑）が同時に出力され、「還付充当一覧表」との最終照合が行われる。還付金の振込データは、マスターテープとして総括店へ送付され、取扱銀行から口座振替等により納税者に支払われる。

2. 監査要点及び実施した監査手続

(1) 監査要点

- ① 還付事務が法令等に準拠して行われているか。
- ② 還付事務が効率的に行われているか。公平性が確保されているか（内部統制の整備・運用状況を含む）。
- ③ 各県税事務所等の還付事務は適正に、かつ統一的行われているか。

(2) 実施した監査手続

4 県税事務所及び税務課において、担当者への質問及び平成 22 年度の還付事務資料の閲覧を実施した。また、還付兼充当等内訳書について各県税事務所から任意に数件サンプルを抽出し、還付充当予定者一覧表の内容と整合しているか確認するとともに、還付加算金が発生しているものについては、金額の正確性を検証した。

3. 監査の結果及び意見

(1) 還付加算金の再計算について、事務処理の効率化を図るべき（意見）

県の還付加算金については、調定額と徴収額の突合によりシステムで自動計算されるが、例えば、法人事業税及び地方法人特別税について併せて行われた確定申告等により納付すべき額と還付すべき額が混在した場合の還付加算金計算は、納付すべき額と還付すべき額の合算額を元に計算すべきであるが、システム上は分離して計算されることがあるため、各県税事務所の管理主管課担当者が手動により両者を合算しなおして再計算している。

4 県税事務所において、平成 22 年度月次実績で最も還付が発生している 7 月度の還付加算金の発生件数は下記のとおりである。

神戸県税事務所	西宮県税事務所	姫路県税事務所	洲本県税事務所
1,078 件	338 件	255 件	41 件

特に神戸県税事務所での還付加算金の処理件数が多くなっており、月次で 1,000 件以上を手動により再計算しているのが現状であるが、システムによ

り還付加算金が自動計算されており、ほとんどのケースでは正確に計算されている以上、手動で全件再計算する合理性は見出しがたく、県の管理事務処理要綱においてもそのような事務処理規定は定められていない。

したがって、計算誤りが起こりそうな複雑な場合についてのみ再計算を行う方法や、一定件数のサンプルを抽出して再計算を実施する方法等により、現行のシステム下においても事務処理の効率化を図るべきである。

なお、今後予定されている税務新システムの構築においても、システムによる正確な自動計算に依拠した事務処理要綱の規定を整備することにより、還付加算金の計算事務手続の効率化を図ることを検討されたい。

【3】督促事務

1. 概要

(1) 督促の概要

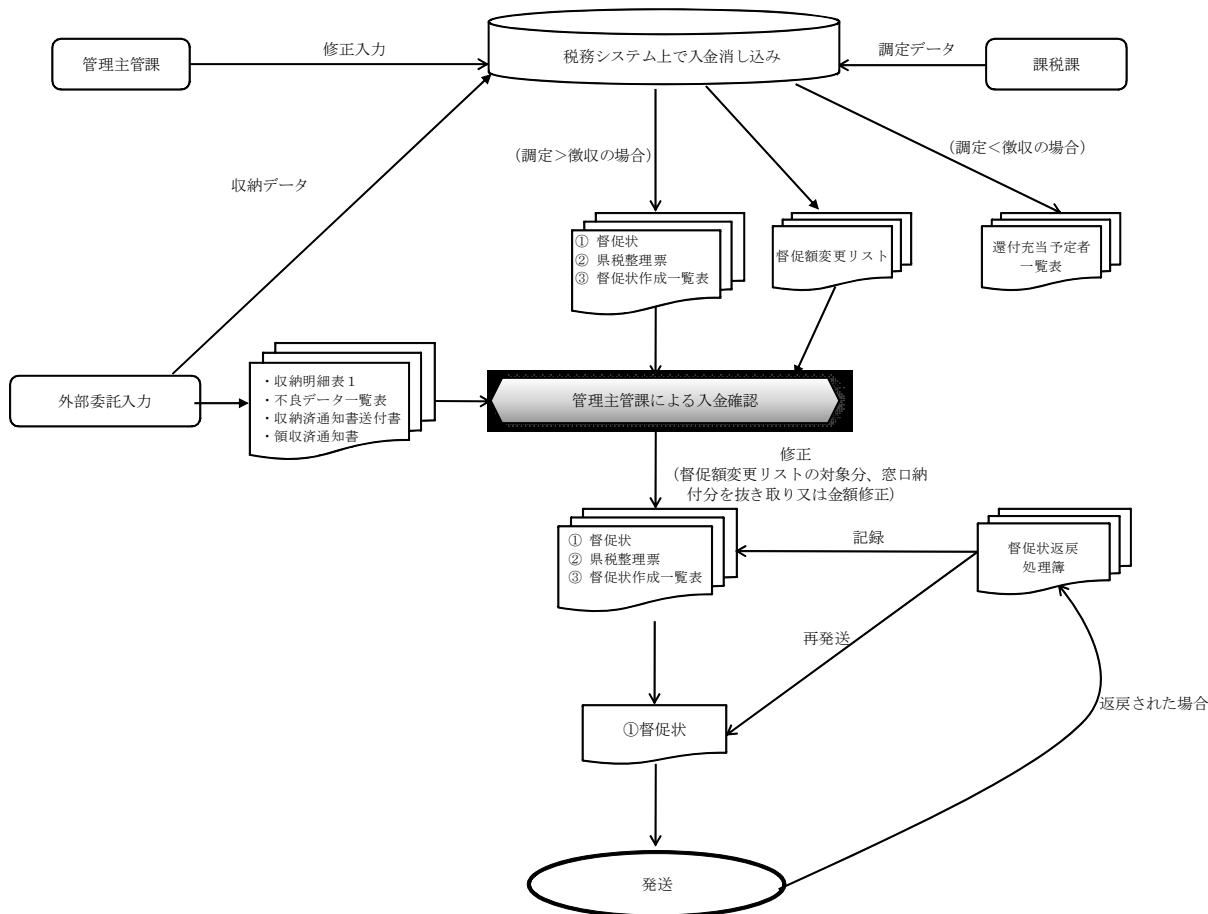
地方税法によれば、納税者が納期限までに完納しない場合には、納期限後20日以内に督促状を発送しなければならないものとされている（地方税法第66条第1項等）²⁰。また、滞納者が督促を受け、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る未納の徴収金を完納しないときには、徴税吏員は、当該滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている（地方税法第68条等）。

督促は本来、滞納者に対する納付の催告として行うものであるが、地方税法上は口頭による督促は認められていない。そして、督促状の発送は財産差押すための必要要件であることから、これを欠く滞納処分は地方税法違反となり、逆に滞納者の立場からみれば、督促状の送達がなければ、差押は受けないこととなる。

²⁰ 特別の事情がある場合には県の条例で異なる期間を定めることができる旨が定められている（地方税法第66条第3項等）。

(2) 事務の概要

督促事務の流れは以下のとおりである。



県税システム上で課税データと納税データが突合された結果、測定額が徴収額を上回っている納税者については、測定に対する未済が発生していることとなり²¹、対象者について県庁税務課が①督促状（原本）、②県税整理票、③督促状作成一覧表をシステムで同時に出力し、各県税事務所に送付する²²。

上記3点（①～③）は督促状の発送日から起算しておおよそ2週間前に出力されており、それ以降から督促状発送日までの間に収納データを反映した場合には、督促額変更リストが出力され、そのリストに従い、県税事務所管理主管課にて手動により、督促状、県税整理票、督促状作成一覧表の抜き取り、削除、金額変更等を行う。また、収納データ反映前でも、県税事務所窓口で納付した場合等は、同様の処理を行い、督促状発送日当日に未納となっている納税者に対して、督促状が発送される。

督促状が返戻された場合には、同課で「督促状返戻分処理簿」に督促状発

²¹ なお、突合の結果、徴収額が測定額を上回っている納税者については、還付充当の対象となる。詳細は、「【2】還付事務」を参照。

²² 自動車税については課税対象となる測定件数が膨大であり滞納件数も圧倒的に多いため、督促状発送事務を委託しており、当初は抹消や名義移転等の特殊な案件のみ県税整理票が出力される。

送日、返戻日、課税番号、名称（法人名 or 個人名）、送付先住所、処理日を記載することにより、返戻分について管理を行っており、返戻された督促状、県税整理票とともに管理している。

返戻された督促状について、所在調査をしても納税者等の所在が判明しない場合には公示送達²³を行い、その関係書類は、納税義務が消滅するまで保管している。

督促状を発送してもなお完納されない場合は、催告²⁴が行われる。催告は滞納者の自主納付を促すものであり、書面や電話によってなされることが多いが、必要に応じて臨戸²⁵を行うこともある。

（3）督促状発送状況

平成22年度の税目別・県税事務所別の督促状の発送状況は以下のとおりである。

（単位：件）

	神戸	西神戸	西宮	伊丹	加古川	加東	姫路	龍野	豊岡	丹波	洲本	計
個人事業税	1,113	917	1,455	822	725	368	954	430	169	115	121	7,189
法人県民税	2,585	984	1,876	932	697	425	1,095	341	289	159	205	9,588
法人事業税 (地方法人特別税含む)	1,206	253	551	339	192	153	298	124	210	50	70	3,446
不動産取得税	1,398	814	1,118	835	729	333	803	326	173	141	202	6,872
自動車税	22,765	22,437	27,297	20,152	22,089	12,169	23,839	10,508	6,695	4,987	3,416	176,354
その他の税	2	0	3	7	2	38	30	4	4	8	0	98
計	29,069	25,405	32,300	23,087	24,434	13,486	27,019	11,733	7,540	5,460	4,014	203,547

税目別にみると、調定件数の多い自動車税の督促状発送件数が約176,000件であり、督促状総発送件数の約86.6%と、そのほとんどを占めている状況である。また、県税事務所別にみると、概ね収入規模の大きい県税事務所において督促状の発送件数も多くなっている。

2. 監査要点及び実施した監査手続

（1）監査要点

- ① 督促事務が法令等に準拠して行われているか。
- ② 督促事務が課税の公平性に配慮して行われているか。
- ③ 督促事務が効果的かつ効率的に行われているか。
- ④ 各県税事務所等の督促事務は適正かつ統一的に行われているか。

²³ 公示送達とは、地方公共団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する旨を地方公共団体の掲示場に掲示して行う送達方法をいう。公示送達の掲示がなされた日から起算して7日を経過した時は、書類の送達があったものとみなされる。

²⁴ 催告とは、督促してもなお完納されない場合に、さらに納税を促すための請求をいう。

²⁵ 徴税吏員が納税交渉のため、滞納者の自宅や勤務先等に直接訪問することをいう。

(2) 実施した監査手続

4 県税事務所及び税務課において、担当者への質問及び平成22年度の督促事務資料の閲覧を実施した。また、督促状作成一覧表について各県税事務所から任意に数件サンプルを抽出し、県税整理票の内容と整合しているか確認するとともに、督促状が返戻された場合に、返戻処理簿上で管理され、再発送手続がとられているか、所在不明の場合には公示送達が行われているかについて確認した。

3. 監査の結果及び意見

(1) 督促状の発送手続を見直したうえで、地方税法の規定に準拠して督促状を発送するよう努めるべき（結果）

「1.概要 (1)督促の概要」に記載したとおり、地方税法では、納期限後20日以内に督促状を発送しなければならないものとされているが、現在、県では督促状を納期限後概ね27日程度（自動車税については51日程度）で発送している。「督促状は納期限後20日以内に発しなければならないとされている地方税法の規定は訓示的に定めたものであり、20日後に発した督促状が無効になるということではない」という判例（昭和30年12月27日徳島地裁）は存在しているものの、法令に違反している状態であることは否めない。

特に自動車税については、調定件数が非常に多く、納税通知書の発送後もその返戻に伴う納期限変更や減免の適用による調定額の変更等も行わなければならない。約17万件という督促状の発送対象者を正確に抽出し発送するまでには多大な労力と時間を要すことから、地方税法が規定する期間内に督促状を発送することが困難な面もあることは理解できるが、滞納した納税者に対して速やかに督促状を発送することにより差押を含めた早期徴収を図るという地方税法の趣旨を踏まえ、対応策を検討すべきである。

事務処理においても、督促状作成一覧表を督促状の発送日より前に出力し、発送日までに収納が確認された納税者について督促状作成一覧表から手作業による消込を行うなど、発送の迅速化への改善の余地を残している。現行の督促状発送処理を改めて見直して効率化・迅速化を進めるとともに、実務上発送可能な最短の期限を目標発送日として定め、できる限り迅速に督促状を発送するよう努めるべきである。

なお、地方税法の規定に基づき、納期限後20日以内の日を基準として督促状を一律に送付すれば、既に納付した納税者に対し行き違いにより督促状を発送することになり、納税者に不安を与えるおそれがあるが、督促状発送

手続において、行き違いを完全になくすことは不可能であることから、督促状には、太字やカラーリング等を用いて、発送基準日を明示し、行き違いが起こりうることを納税者に対して十分に説明することが考えられる。

【4】延滞金の徴収事務

1. 概要

(1) 延滞金の概要

地方税法では、県税を納期限までに納めないときに、納期限までに納めた人との公平を保つために、延滞金を本税に加算して納付しなければならないとされている（地方税法第326条等）。

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算され、地方税法上、その率については、下記のとおり定められている。

納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの日まで	「年7.3%」と「特例基準割合(平成22年度は年4.3%)」のいずれか低い割合
納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降	年14.6%

なお、延滞金の計算の基礎となる税額（率をかける前の金額）に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、また、その税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金はかからないものとされており（地方税法第20条の4の2第2項）、算出された延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、また、その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金はかからないこととされている（同条第5項）。

(2) 事務の概要

県の延滞金については、個別の滞納事案ごとに把握しており、滞納された本税が納付されると、本税の徴収日に基づいてシステム上で延滞金額が自動計算され、納付書を出力するとともに、県税整理票にも金額を記録する。

納付書は本税が完納した納税者へ送付され、延滞金を納付しない納税者については督促・差押等の滞納処分整理も実施している（滞納処分整理の詳細は、「【5】滞納整理事務」を参照）。

(3) 延滞金の着服に対する県の防止策

納税者が滞納した本税及び延滞金について、各県税事務所の徴税吏員が臨

戸徴収により、納税者を直接訪問し、本税及び延滞金を回収する場合がある。

臨戸徴収は、催告をしてもなお納税しない納税者に対し、直接訪問をすることで納税を促し、徴収割合を向上させる長所がある一方で、徴税吏員が直接現金を回収するため、徴収金の紛失や盗難等のリスクが否定できない。特に、延滞金については、領収書の偽造や公印の不正使用等によって納税者から現金を徴収したうえで、延滞金の徴収として処理せず徴税吏員が横領するといった不正事例が、過去に他の地方公共団体で発覚している。

現行、県で実施している延滞金着服の防止策は下記のとおりである。

① 即納書による管理

臨戸徴収の際には、管理主管課が保管する一連番号が付された即納書が使用され、即納書綴交付簿によって即納書綴の簿冊管理が行われている。また、徴税吏員が徴収した現金は、当該吏員が徴収金引継伝票を作成し、領収済通知書とともにその日のうちに分任出納員（管理主管課長）への引継ぎが行われている。

② 徴税吏員の担当地区ローテーションの実施

収税主管課は各県税事務所ごとに数名～数十名の徴税吏員で構成されており、各徴税吏員には担当地区が割り当てられている。この担当地区の割当について、徴収事務手続の効率性を勘案したうえで2～3年程度で見直し、ローテーションを実施することにより、同一の担当者が同じ地区を長期間担当することを防いでいる。

③ 滞納者一覧表及び延滞金訂正リストの使用

収税主管課の課長は、滞納者一覧表を日々査閲し、長期にわたり納税交渉が止まっている事案について、延滞金着服の兆候がないか納税交渉の状況を確認している。

また、システムで自動計算された延滞金を徴税吏員が訂正すると、「延滞金訂正結果リスト」が出力され、いつ誰が延滞金調定額を変更したかに関して変更履歴が残ることになっている。

④ 定期的な研修の実施

税務職員に限らず、県の職員は、職位別の研修等の場で公務員倫理に係る研修を受講している。研修のなかでは、公金着服は不法行為であり、県としても防止策を講じており、不正が発覚した場合には厳しく処分される

旨が伝達されている。

(4) 延滞金の収入状況

平成18年度から平成22年度の県税事務所別延滞金収入の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

事務所	区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
神	戸	256,770	195,223	197,581	230,333	196,137
西	神 戸	81,719	81,992	80,571	111,621	108,520
西	宮	183,221	156,964	195,820	198,429	158,087
伊	丹	76,337	94,276	92,871	92,210	95,105
加	東	54,502	66,982	34,517	43,720	38,316
加	古 川	156,578	155,910	96,142	96,058	96,317
姫	路	76,750	98,017	81,667	86,652	96,495
龍	野	29,843	29,503	58,767	29,076	28,482
豊	岡	17,233	21,165	24,552	24,452	20,948
丹	波	13,779	15,052	17,446	20,224	19,145
洲	本	10,171	13,368	11,870	16,343	13,255
	計	956,902	928,452	891,802	949,118	870,806

県では本税を滞納した納税者からの延滞金の納付があつて初めて調定があつたもの(収入調定)として処理しており、延滞金収入は、滞納整理事務手続の結果に影響される。平成22年度の延滞金収入870百万円は県税収入合計573,906百万円の約0.15%となっている。

2. 監査要点及び実施した監査手続

(1) 監査要点

- ① 延滞金の徴収事務が法令等に準拠して行われているか。
- ② 延滞金の徴収事務が課税の公平性に配慮して行われているか。
- ③ 延滞金の徴収事務が効果的かつ効率的に行われているか。
- ④ 各県税事務所等の延滞金の徴収事務は適正かつ統一的行われているか。

(2) 実施した監査手続

4県税事務所及び税務課において、担当者への質問及び平成22年度の延滞金徴収事務資料の閲覧を実施した。また、発生した延滞金について各県税事務所の県税整理票から任意に数件サンプルを抽出し、延滞金額の正確性を確認した。

3. 監査の結果及び意見

(1) 滞納された本税の完納時に延滞金の調定を行うべき(結果)

上記のとおり、県の延滞金は収入調定であるため、県全体あるいは県税事務所ごとで債権としての延滞金がどれだけ存在しているのか把握できておらず、延滞金の徴収率のすう勢分析等の総括的な分析も実施されていない。また、延滞金を徴収したとしても徴収率の向上につながらないため、延滞金の徴収に対するインセンティブも働かない構造となっている。

平成22年度の収入未済額を用いて外部監査人が推計したところ、222億円の収入未済額に対して、既に発生していると推定される延滞金の額は約83億円²⁶であった。

(単位：百万円)

発生年度	収入未済額	平均滞納期間 (年)	発生延滞金
平成17年度以前発生	4,799	5.5	3,813
平成18年度発生	1,726	4.5	1,119
平成19年度発生	2,167	3.5	1,089
平成20年度発生	3,073	2.5	1,095
平成21年度発生	3,190	1.5	671
平成22年度発生	7,261	0.5	468
合計	22,216		8,255

(注1) 個人県民税の収入未済額のうち滞納繰越分については、発生年度別内訳が不明であるため、他の税目の発生年度の割合に応じて平成21年度以前の各年度に按分した。

(注2) 各年度の収入未済額は、期央に納期限が到来したものとみなしている。また、平成17年度以前に発生した収入未済額はすべて平成17年度に発生したものとみなしている。

(注3) 延滞金の利率は、納期限後1ヶ月は平成22年度の特例基準割合である4.3%、納期限後2ヶ月目以降は14.6%として計算している。

上記は、本税が完納していない滞納者に対して平成22年度末で発生していると考えられる延滞金を推計したものであり、既に本税が完納されて延滞金が確定しているものは含まれていない(推計もできない)。したがって、収入できていない延滞金は上記83億円を大きく上回っていることが想定される。

延滞金は実際には滞納された本税が完納された時点で確定するものであり、時の経過に従って延滞金を調定することは困難と思われるが、少なくとも確定した延滞金については調定を行い、徴収に対するインセンティブを向上させなければ、本来、本税と同様に公債権として徴収すべき延滞金の回収が疎かとなる。また、延滞金の滞納処分が放置され見過ごされた場合には、延滞金の催告を不当に拒否続けた納税者と適切に延滞金を納付した納税者との間で不公平な取扱となることにもつながる。したがって、少なくとも本税が完納され確定した延滞金については、年度末で調定を行い、県の債権と

²⁶ 推定値の算定にあたっては、平成22年度の収入未済額の発生年度別内訳を入手し、発生年度別の平均滞留年数と地方税法に基づく延滞金の加重平均利率を乗じることにより算出した。

して認識すべきである。

(2) 延滞金の検算について、県全体で統一的な規定を定め運用すべき（意見）

県の徴収事務処理要綱によれば、原則として延滞金は本税が納付されるとシステム上で自動計算されるが、①法人関係税の修正申告に係る延滞金計算の場合と、②分納回数が30回を超える場合の、システム処理上延滞金が計算不能になる2つの場合について、延滞金の計算利率の改定に対応できず正確な延滞金が計算されないため、手動による延滞金の再計算を行う旨が規定されている。

この点、県税事務所間で延滞金の検算に対する取扱が統一されておらず、全件検算を実施している県税事務所も存在している。

延滞金の計算誤りのリスクと事務処理の効率化の便益の双方を勘案し、例えば延滞金の計算が1つの年度の利率のみで完結する等単純な場合については、システムの計算結果に依拠して手動による検算を省略するなどして、効率的な事務処理方法を模索すべきである。

【5】滞納整理事務

1. 概要

滞納整理事務とは、滞納案件を完結（完納又は不納欠損）に導く事務であり、各県税事務所の収税主管課の主な業務として位置づけられている。

納期限を過ぎても納税されない場合に、文書や電話で納税を催告して自主納付を促すのが基本であるが、納税資力があるにも関わらず納付が見込めない場合は、滞納者の財産を調査し、滞納処分により強制執行を行う必要がある。一方、無財産や生活困窮者等の場合は、滞納処分の執行を停止し、不納欠損処理により納税義務を消滅させることもある。

* 1 : 催告・納税交渉（地方自治法第 231 条、231 条の 3）

納期限を超過しても納付・納入のない滞納者に対し、文書や電話・面談（呼び出し、訪問）により、滞納者に自主納付・納入を促す。

* 2 : 所在・担税力・財産の調査（国税徴収法第 141 条、第 142 条）

納税交渉や滞納処分、納税の猶予、滞納処分の執行停止を行ううえで必要となる滞納者の所在や担税力、財産の調査を実施する。

* 3 : 差押（地方税法第 68 条等）

滞納者の財産に対してその処分を禁止し、換価権を担保する行為であり、督促状を発送した日から 10 日経過しても滞納税が完納されない場合等に執行可能となる。なお、裁判所を介す必要はなく、各担当者が徴税吏員の権限で執行する。

差押対象が動産等の場合はその物の占有（取上げ又は「差押済証」の貼付）、不動産や自動車等の場合は所管機関での差押の登記・登録、債権等の場合は第三債務者（滞納者に債務を有する者）に対する差押通知書を交付することで差押の効力が発生する。

以前は、主に預貯金や売掛金、給与、保証金等の債権や不動産が差押の対象となっていたが、インターネット公売の導入に伴い、動産の公売も容易となったことから、自動車や動産を差押するケースも増えてきている。

* 4 : 交付要求（国税徴収法第 82 条）

他の執行機関（裁判所・破産管財人・税務署・地方自治体等）が行う強制執行等の強制換価手続に参加し、その換価代金から配当の交付を受ける手続である。納期限を過ぎていれば督促は必要なく、徴収猶予中であっても執行できる。

交付要求は執行機関に交付要求書を交付することで効力が発生するが、交付要求の起因となった強制執行が解除された場合、効力は消滅する。

* 5 : 参加差押（国税徴収法第 86 条）

差押の要件を満たしている税で、既に他の機関（税務署・地方自治体等）による差押が執行されている納税者の特定の財産につき、交付要求に替えて執行できる。参加差押財産が換価された場合は配当金が受けられ、先行の差押が解除された場合は順位が繰り上がり、差押の効力を持つことになる。

* 6 : 換価・取立（国税徴収法第 89 条、第 57 条、第 67 条等）

換価とは、差押財産を売却（公売）して金銭に換える強制的な手続であり、入札又はせり売りにて行われる。なお、兵庫県においては、平成 18 年度よりネットオークションに

よる公売手法が導入されている。

一方、取立とは、差押えた債権について、滞納者に代わり第三債務者（滞納者に債務を有する者）から、徴税吏員がその債権の本来の性質、内容に従って、金銭等の財産の給付を受けることである。即納書により、直接現金を領収する場合もあれば、納付書により納付してもらおう場合もある。

* 7 : 配当（国税徴収法第 128 条、第 129 条）

換価・取立てた金銭については、配当を受ける権利を持つ者の間で法定の優先順位に従い配当し、残余金があれば滞納者に交付する。

* 8 : 歳入組入（国税徴収法第 129 条）

配当された金銭は、その時点では県税に充当されていないため、歳入組入により県税に充当する。

* 9 : 納税の猶予（地方税法第 15 条、第 15 条の 5）

納税の猶予は「徴収猶予・法定徴収猶予」と「換価の猶予」とに大別される。「徴収猶予・法定徴収猶予」は、災害や賦課の遅延等による理由により、納税者が一時的に納付・納入できないと認められる場合に、申請により 1 年（最長 2 年）以内の徴収を猶予するものであるが（法定徴収猶予は一部の税目に限り、要件を満たした場合に適用可能）、あまり事例はない。

一方、「換価の猶予」とは、滞納者が次のいずれかの事由に該当し、納付・納入について誠実な意思を有すると認められる場合は、1 年（最長 2 年）以内について滞納処分による財産の換価を猶予できる。

①直ちに財産を換価することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする場合

②直ちに財産を換価しないほうが徴収金の徴収上有利と認められる場合

必要があれば、財産の差押を猶予し、差押解除することができる。

換価の猶予をするには、納税者より納付誓約書及び担保を提出させ、猶予の可否を決定のうえ、滞納者に通知する。猶予期間中は履行を監視し、分割納付等でやむを得ない理由なく履行が無い場合や、財産状況等の事情の変化により、猶予の継続が不適当な場合は、猶予の取消を行う。

* 10 : 滞納処分の執行停止（地方税法第 15 条の 7）

財産調査の結果、滞納者に次の事由がある場合には、滞納者に対して差押等の滞納処

分の執行を停止し、滞納処分を行わないことを決定する。

- ①滞納処分できる財産が無い場合（法第 15 条の 7 第 1 項）
- ②滞納処分をすることで生活を著しく窮迫させるおそれがある場合（法第 15 条の 7 第 2 項）
- ③滞納者の所在・財産がともに不明（法第 15 条の 7 第 3 項）
- ④小額停止（出納閉鎖時において、滞納者一人当たり、自動車税は年度 1 台当たり滞納額が 1,000 円未満のもの）（兵庫県徴収事務処理要綱）

滞納処分の執行停止を決定したもの（県では各県税事務所で定めた高金額のものに限定）については、適宜事後調査を行い、執行停止の要件に該当しなくなった場合は、その停止を取り消す。滞納処分の執行停止後 3 年間経過した時は、その徴収金の納付納入義務は消滅するため、不納欠損として処理する。また、執行停止期間中に時効の完成したものについても同様である。

なお、徴収金が相続において相続放棄・限定承認された場合や法人の破産廃止等、徴収できないことが明らかな場合は、直ちに納付納入義務を消滅させることができる。

*11：時効（地方税法第 18 条）

法定納期限の翌日から起算して 5 年間徴収権を行使しないことにより、徴収権は消滅し、滞納者の納付納入義務は消滅する。

<時効の中断事由>

納付・納入の告知、督促、交付要求、民法第 147 条の準用（請求・差押・承認）

<時効の停止事由>

偽り等の不正行為、徴収猶予、換価の猶予、民法第 160 条（相続）、第 161 条（天災事変等）

*12：不納欠損（地方税法第 15 条の 7 第 4 項・ 5 項、第 18 条第 1 項）

既に調定した徴収金に係る債権が徴収し得なくなった場合に、その事実を表示し、会計上の債権管理から外す内部的な意思決定のことをいい、次の事項に該当する場合に不納欠損の手続を行う。

- ①滞納処分の執行停止期間が 3 年間継続し、納税義務が消滅したとき（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）
- ②徴収金を徴収できないことが明らかであり、滞納処分の執行停止後、直ちに納税義務を消滅させたとき（地方税法第 15 条の 7 第 5 項）
- ③徴収権が時効により消滅したとき（地方税法第 18 条第 1 項）

*13：延滞金催告（地方税法第64条等）

法定納期限後に本税を完納した場合、延滞金が発生している場合がある。その場合は、延滞金の納付書を送付し、延滞金を催告する（「【1】収納事務」を参照）。

なお、地方税法では、地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとして、国税徴収法が準用する旨が規定されている（地方税法第68条第6項等）。

（2）滞納案件の管理

① 個別案件の管理

滞納案件の発生管理としては、管理主管課で督促状を発付した後、収税主管課に県税整理票を回付し、それをもとに、収税主管課の管理データに滞納発生を入力し、県税整理票にて個別管理を行っている。一方、納付状況については、管理主管課から納付実績の記載された紙を回付し、それをもとに県税整理票及び管理データ上で入金消込処理を行っている。

県税事務所によって、システム管理している場合と Excel 表にて管理している場合とがあり、管理方法は固定化されていない。具体的には、洲本県税事務所では、徴収事務支援システム（税務システムのサブシステム）にて管理しているが、他の3県税事務所では、それぞれ独自に Excel データで管理表を作成し、年度別・税目別・滞納者別の個々の滞納状況の発生・徴収管理を行っている。

② 高額案件の管理

200万円以上の滞納が発生している滞納者は、高額滞納者として別途個別管理している。200万円は税務課が指標として示している数値だが、各県税事務所では、管理を強化するため、実務上はより小さい100万円を高額基準として設定したうえで管理している場合が多い。より小規模の県税事務所では、さらに基準額を下げている場合もあり、事務所の規模に応じて対応している。

具体的な管理の強化手法として、基本的には、高額案件については毎月、所長ヒアリングが実施されているが、高額案件の担当者を熟練の担当者に集約している事務所もあれば、地区別で決めている事務所もあり、そのやり方は事務所の事情に応じて異なっている。

（3）不納欠損処理手続

不納欠損処理を行うには、不納欠損処理の前提となる地方税法の要件（「(1) 滞納整理事務の流れ」を参照）を満たしたうえで、収税主管課、管理主管課の決裁を受けている。

ただし、不納欠損処理の対象としては、事前に滞納処分の執行停止処理を行っており、県では、不納欠損処理を行う前に、各県税事務所で定めた高額案件についてのみ、執行停止処理とした状況に変化がないかどうかを確認している（高額案件に該当しないものは、費用対効果の観点から、見直しは省略されている）。また、法人の破産廃止等、徴収できないことが明らかな場合は即時に不納欠損処理を行い、納税義務を消滅させている。

(4) 計画立案とそのモニタリング

県では、「年間」「月間」の徴税計画を策定し、毎月、計画と実績との比較検討及び差異分析を実施し、その結果を都度、計画にフィードバックしている。具体的には、各県税事務所で毎月、課長会議等により税目別に複数の視点（計画実績比較、前年度比較や月次推移等）から分析を行っている。

目標数値は、税務課の指針に基づき過去3年間の最高徴収率を基礎として、一定の調整を加えている。

2. 監査要点及び実施した監査手続

(1) 監査要点

- ① 滞納整理事務が法令等に準拠して行われているか。
- ② 滞納整理事務が課税の公平性に配慮して行われているか。特に、不当な徴収猶予や差押解除、滞納処分の執行停止等が行われていないか。
- ③ 滞納整理事務が効果的かつ効率的に行われているか。
- ④ 県税事務所の滞納整理事務は適正かつ統一的に行われているか。

(2) 実施した監査手続

4 県税事務所において、担当者への質問及び滞納整理事務に関する資料の閲覧を行った。主な実施事項は以下のとおりである。

① 滞納者別サンプルテスト

各県税事務所において、平成22年度に滞納が発生、もしくは滞納分類されている滞納者からサンプルを抽出し、県税整理票の閲覧及び担当者への質問を実施した。

a. 抽出方法

各県税事務所で管理している高額滞納者一覧を中心に、広く滞納分類をカバーできるよう、任意にサンプル抽出を行った。また、少額事案についても、担当者別・滞納分類別に、任意にサンプル抽出を行った。

その他、公売案件や搜索案件等、比較的、発生頻度が少ないものについても、任意にサンプルを追加した。

b. 抽出サンプル件数

神戸県税事務所：一般税 23 件、自動車税 8 件

西宮県税事務所：一般税 15 件、自動車税 5 件

姫路県税事務所：一般税 17 件、自動車税 8 件

洲本県税事務所：一般税 15 件、自動車税 3 件

合 計 : 一般税 70 件、自動車税 24 件

c. サンプルテストの結果

サンプルテストの結果、滞納整理手続に不備があると判断された案件は以下のとおりである。

No.	滞納区分 (滞納税額:円)	内容
1	要調査 (360,200)	平成 22 年 10 月 15 日付で納付誓約書入手した後も納付はなかったが、平成 23 年 2 月 4 日に滞納者から電話を受けるまで空白期間が生じている。
2	差押 (200,000)	平成 19 年 4 月 2 日に催告した後、平成 21 年 3 月 16 日に新担当者が納税のお知らせを送付するまで、約 2 年間空白期間が生じている。なお、差押財産は宅地建物取引業保証協会に支払っている弁済業務保証金分担金 600 千円であるため、すぐには換価できない。
3	換価猶予 (174,400)	平成 18 年 9 月 11 日に滞納が発生している。平成 21 年 2 月 16 日に差押予告状を送付した後、空白期間が生じていたが、平成 22 年 5 月 25 日に新担当者が現地訪問し、平成 22 年 8 月以降は分割納付に至っている。
4	要調査 (44,000)	平成 22 年 9 月 16 日に最後催告書を送付した後、平成 23 年 5 月 2 日に差押事前通知を送付するまで空白期間となっている。また、平成 22 年 9 月以降、往査日（平成 23 年 9 月）までに 1 年程度経過しているが、その間に担当者が記載した記事につき、上席者の押印がない。
5	要調査 (22,000)	法定納期限は平成 20 年 2 月 29 日である。平成 20 年 7 月 30 日に催告書を送付した後、平成 21 年 3 月 6 日に再度催告書を送付するまでの半年以上もの間、空白期間が生じている。また、平成 22 年 9 月 16 日に最後催告書を送付した後、平成 23 年 4 月 22 日に新担当者が交渉するまでの半年以上もの間、空白期間となっている。

No.	滞納区分 (滞納税額:円)	内容
6	要調査 (170,300)	複数の自動車税について自動車税を滞納している。一部の自動車を差押えたが、債務者の求めに応じ、他人が使用している自動車について、納付誓約書の提出と引き換えに差押を解除している。
7	要調査 (84,500)	法定納期限は平成20年9月1日である。平成21年9月に交付要求を行い、配当見込がないことが確定した後、要調査に再分類されたが、その後、平成23年2月1日に一般催告書を発送するまで、空白期間が生じている。なお、催告により、5千円ずつ分納されるようになった。
8	換価猶予 (114,900)	2年以上、納付書や催告通知書の発送等、消極的な手続きしか実施されず、平成20年12月16日に一般催告通知書を発送した後、1年以上の空白期間が生じている。 その後、担当者変更に伴い、平成22年4月26日に最後通告書の発送と預金照会等を実施したうえで5月に預金差押を実施した結果、滞納者から連絡があり、6月10日で本税は完納された。延滞金については、往査日(平成23年9月)現在においても分割納付で継続的に納付されている。
9	要調査 (529,900)	平成14年度から滞納が発生し、平成19年4月に納付誓約書を入手しているが、ほとんど納付が無い。その後3年間に渡り催告状の発送のみ実施しており、平成22年4月に初めて財産調査したが、目ぼしい財産は土地(田)のみである。
10	差押 (618,900)	本税は完納しているが、延滞金を滞納している。平成20～21年度の2年間にわたり催告が行われておらず、平成23年3月に不動産の参加差押及び自動車の差押を実施している。
11	要調査 (335,730)	平成19～22年度の4年間にわたり、催告書の発送以外滞納整理を実施していない。平成23年7月によりやく財産調査を実施し、差押準備中である。
12	換価猶予 (583,900)	平成19年度から平成21年8月まで、督促状の発送のみを実施している。平成23年2月に預金口座を差押え、納付誓約書を入手したが、1回目の納付後、滞納者の求めに応じて差押を解除している。
13	要調査 (800,900)	平成18年11月以降、常に10万円を超える滞納が発生しているが、平成23年5月に初めて財産調査(預金照会)を実施している。また、市に対して不動産の簡易照会を行っているが、整理票に記載されていない。
14	差押 (917,810)	不動産取得税の滞納が複数件発生している。平成17年10月31日法定納期限に対して、平成18年2月23日に最初の催告状を送付している。平成18年12月4日に財産調査(預金照会)を行っているが、残高がほとんど無く、平成19年10月17日に最後通告を送付している。 この後、1年間整理票の記録が無い期間を挟み、平成21年3月24日に初めて本人と接触し、平成21年6月24日に郵便貯金差押、同26日及び平成23年4月20日に不動産差押を実施するが、換価は行っていない。この間、納付の口約束と未納が繰り返されている。
15	差押 (730,900)	不動産取得税の滞納が複数件発生している。誓約書を入手しており、分納が履行されているため、差押財産の換価は行っていないが、現在の分納額では完納まで4年以上かかる見込みである。

No.	滞納区分 (滞納税額:円)	内容
16	その他 (3,068,578)	法人の滞納税額分であり、分納を指導したが、優先的に代表者個人の滞納を差押により徴収したため、納付に応じようとせず、徴収困難となっている。最終交渉した平成22年9月以降、往査日(平成23年9月)までの間、交渉実績がない。
17	差押 (43,250,457)	平成14年10月29日から平成16年3月15日、平成17年9月14日から平成19年4月12日など、長期にわたり交渉や調査等を実施していない期間がある。なお、平成22年1月20日に参加差押通知書を受領した記録が直近の記録となっている。
18	参加差押 (1,080,500)	平成14年5月21日に参加差押後、平成16年11月に参加差押通知書があった旨の記載があるが、平成18年2月7日に参加差押を実施するまで、調査や交渉等は実施されていない。
19	要調査 (1,229,700)	相当件数の自動車税を滞納している。生命保険契約を差押えたが、徴収上有利との判断で、本税納付の見返りに差押を解除している。現在残っている滞納税額は延滞金であるが、積極的な滞納整理手続は実施しておらず、塩漬け状態である。
20	公売案件 (844,000)	平成6年度滞納案件であり、滞納発生から既に17年が経過し、平成16年3月の最終入金からも7年以上経過している。この間、平成16年5月から平成18年12月にわたり2年半以上滞納者と直接接触しておらず、平成20年4月によりやく最初の財産調査(銀行預金照会)を行った。 平成20年9月に不動産を差押え、平成22年度に公売(通常の公売手続)を実施したが、買い手が現れなかったため、平成23年度にインターネット公売を実施した結果、公売が成立した。公売手続に不備は発見されなかったが、滞納発生から公売までに長期を要している。
21	交付要求 (2,080,854)	法定納期限は平成19年9月28日であり、その1ヶ月後に督促状を発送しているが、納付がないため、平成19年11月21日に電話したところ、「現在使われていない」旨のアナウンスを受けた。 当該電話から半年経過した平成20年5月23日に、会社所在地調査を実施した後、平成20年7月9日に参加差押を行い、交付要求をしている。なお、登記簿によると、差押(第1位)は平成19年10月9日であり、以降、県が差押するまでに、数件の参加差押が発生している。
22	不納欠損 処理済 (一部、停止)	平成12年度以降、複数年度にわたり新たに課税が発生しているが、徴税困難な状態が続き、平成17年3月に交付要求に伴う処分が完了した後、交渉が停止していた。平成19年10月の預金照会で発見した出資金10千円を平成20年2月に差押しようとしたところ、預金が既に引き落とされており徴収できず、最終的には不納欠損処理するに至っている。
23	換価猶予 (7,616,700)	平成20年9月29日に滞納が発生(7,916千円)し、平成21年8月に200千円、平成22年8月に100千円、納付されている(2回のみ)。 納税交渉はほぼ代理人を介して行われており、不動産の担保提供を受けて換価猶予としていたが、担保物件は途中で他の物件に差し替えられている。平成23年5月に担保物件につき、担保権実行のために差押した。

No.	滞納区分 (滞納税額:円)	内容
		また、滞納者(名義上)の職業等を担当者が調査したのは、平成 23 年 8 月 30 日であり、インターネット検索によって把握されている。
24	要調査 (150,600)	平成 23 年 1 月 18 日に財産差押予告を送付しているが、往査日(平成 23 年 9 月)時点で、いまだ財産調査を実施していない。
25	要調査 (751,800)	平成 23 年 1 月に差押処分着手通告を発送しているが、それ以前は前年 11 月に市役所等へ簡易照会を実施しているのみで、預金照会は実施されていない。 その後、平成 23 年 7 月に最後催告書が発送されているが、固定資産の有無の把握程度に留まっており、預金調査は依然、未実施である。往査日(平成 23 年 9 月)現在もなお、財産差押は実施されていない。
26	要調査 (80,000)	平成 22 年 10 月に財産差押予告を発送し、同年 12 月に差押処分通知書を発送したが、返戻されている。再度、平成 23 年 2 月に財産差押予告を発送したところ、本人から電話があり、「差し押さえてくれと言ったはずなのに、差押予告等の文書がきている。別途、口座を押さえて欲しい」旨、告げられる。その結果、徴収可能性の高い預金の一部の差押を行い、分納交渉に移行している。

② 不納欠損処理手続の検討

平成 22 年度中に不納欠損処理された滞納案件のなかで、高額案件のなかから任意に 4 件(神戸県税事務所 2 件、姫路県税事務所 1 件、洲本県税事務所 1 件)、サンプルを抽出し、関連資料を閲覧した。

③ 決算数値と管理数値(補助簿)との整合性の検討

平成 22 年度県税事務所別決算額にある「収入未済額」と、県税事務所では収税担当課が管理している滞納者別、税目別の数値との整合性を確かめた。

具体的には、1 県税事務所においては収税主管課で作成している Excel 管理データと決算明細の収入未済額の一致を確かめた。さらに、2 県税事務所において、収税主管課と管理主管課のデータの整合性の照合資料を閲覧し、適切に決算手続が実施されていることを確かめた。

④ 計画立案とそのモニタリング状況の把握

各県税事務所往査時に収税主管課へヒアリングを実施するとともに、分析資料(平成 22 年度以降のもの)をサンプルベースで閲覧した。

3. 監査の結果及び意見

(1) 滞納整理は地方税法に従い、より迅速・厳格に実施すべき(結果)

① 督促を行ってもなお完納しない場合は、地方税法に従って迅速に差押を

実施すべき・・・関連サンプルNo. 1～26

地方税法では、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないものと定めている。(地方税法第68条等)

しかしながら、上記サンプルに示されているように、地方税法に従ったタイミングで差押が実施されていない事例が多数見受けられるところであり、なかには、差押の前提となる財産調査を数年間実施していない事例も少なからずある。

No. 14 の案件では、債務者は滞納発生後も土地の売買を繰り返して新たな不動産取得税が発生しており、当債務者の土地取得が判明した時点で差押えることは可能であった。例えば、ある物件の取得にかかる不動産取得税の法定納期限は平成17年10月31日であったが、納付の無いまま当該物件は平成18年1月30日に所有権移転されている。

No. 21 の案件では、電話がつながらない状況が発生した後、半年間何ら調査も実施されていなかったが、その間に他の債権者が財産の差押を先行して実施しているため、処分財産があっても配当を受けられる可能性が低くなってしまっている。電話がつながらないことが発覚した後すぐに調査を実施していれば、より高順位で差押することができたと考えられる。

No. 22 の案件については、交付要求に伴う処分が完了した後、長期間本人と連絡が取れず、ようやく財産調査を実施して発覚した財産についても差押手続が遅延したため、徴税の機会を逸して最終的には不納欠損処理に至っている。

No. 23 の案件については、納付実績が年に1度しかないため速やかに換価猶予を取り消し、早期に差押を実施することで滞納期間を短縮できた可能性は否めない。また、一貫して代理人を介して交渉を行っているため、担保物件が提供されていることをもって本人調査が不十分であったと推測される。

以上のとおり、差押を速やかに行わないことにより、期限内に納付した納税者との公平性を欠いているだけではなく、実際に県の歳入に損害を与えている。債務者に資力が無く差押の対象となる財産が無い場合もあろうが、それも財産調査を行って初めて確認できることである。地方税法に従い、差押及びその前提となる財産調査は迅速に実施しなければならない。

なお、滞納のある債務者に対しては「財産差押予告」等の警告文書を送付しており、警告文書の効果を失わないためにも、実際に納付が行われな限り警告に従った措置を実施する必要がある。

- ② 換価の猶予は、地方税法に定める要件を厳密に解釈して実施すべき…
関連サンプルNo.10, 14, 15

差押は、換価・取立を行って納税額に充当することを目的とするものであり、換価を猶予できる場合は、「1. 概要 (1) 滞納整理事務の流れ * 9 : 納税の猶予」に記載された要件を満たす場合に限定されているが、この要件を満たさずに換価が猶予されている事例が見受けられる。

例えば No. 14 の案件では、差押後も納付はもとより分納誓約書すら入手できておらず、納付又は納入について誠実な意思を有するとは認められないにも関わらず、換価を猶予している。

また、No. 15 の案件については、確かに分納は行われているものの、分納のスケジュールがそもそも換価猶予できる期間を超えており、このまま予定どおりの納付が行われたとしても換価せざるを得ないことになる。分納スケジュールを見直すか、そもそも換価を猶予せず速やかに換価すべきである。

換価・取立が遅れることにより延滞金も着実に増加し、完納がさらに困難になることも想定される。換価の猶予を行うに当たっては地方税法に定める要件を厳密に解釈して、安易に換価を猶予すべきではない。

- ③ 差押の解除は、地方税法に定める要件を厳密に解釈して実施すべき…
関連サンプルNo. 6, 11, 18

換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を解除することができるものとされている。(地方税法第15条の5第2項)

しかしながら、No. 6, 11 及び 18 の案件については、「滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産」とは断言できないにも関わらず、差押が解除されている。

確かに、差押を解除することにより差押財産を換価・取立する場合よりも多額の納税を約束させるなど、個々の事案だけを捉えれば納税交渉として合理的な場合もあると考えられるが、そもそも滞納者に納税させることは当然であり、差押の解除を納税の交換条件とすべきものではない。

差押の解除は地方税法に定める要件を厳密に解釈して安易に実施せず、地方税法に則って滞納整理手続を進めるべきである。

(2) 積極的な搜索の活用を検討すべき (意見)

搜索とは、滞納処分を完全実施するために徴税吏員に与えられた強制調査の権限である。差押に当たっては、滞納者等に対して、まず財産の任意提供を求め、これに応じない場合に搜索を行うこととなる。

このように、搜索を適用できる場面は限定されているが、県税事務所によって搜索の実施頻度にはばらつきが見られ、平成18年度から22年度の5年間で、例えば加古川県税事務所が28件の搜索を実施しているのに対し、姫路県税事務所は7件しか実施していない。

県税事務所によって対象となる件数や状況は異なっているが、搜索することにより他の納付者に対する啓発の効果もある。また、長期滞納者の財産状況を再度調査し、徴収可能性を見きわめたうえで停止もしくは不納欠損処理をするなど、適時処理を促進するという効果もある。したがって、積極的な搜索の活用を検討すべきである。

< 県税事務所別年度別搜索件数 >

		神戸	西神戸	西宮	伊丹	加古川	加東	姫路	龍野	豊岡	丹波	洲本	県計
18年度	単独	1	1	1		3			1	2	1		10
	県税合同												0
	県市町合同												0
	計	1	1	1	0	3	0	0	1	2	1	0	10
19年度	単独	2	1	5	5	4	1		3		2	1	24
	県税合同												0
	県市町合同												0
	計	2	1	5	5	4	1	0	3	0	2	1	24
20年度	単独	7		2	3	5	3		2	4	3		29
	県税合同					3	1	1	2		1		8
	県市町合同			1		1				1			3
	計	7	0	3	3	9	4	1	4	5	4	0	40
21年度	単独	9	6	3	5	8		2	4	1	1	4	43
	県税合同												0
	県市町合同							1					1
	計	9	6	3	5	8	0	3	4	1	1	4	44
22年度	単独	7	3		3	4	3	3	1	2	2	3	31
	県税合同												0
	県市町合同	1		2	1							1	5
	計	8	3	2	4	4	3	3	1	2	2	4	36

※20年度の県税合同は各々の件数をカウントしているの、実件数は4件である

また、タイヤロック²⁷の活用状況についても県税事務所間で差が見られるところである。平成22年度においては、加東県税事務所がタイヤロックの装着を前提として57件11,035千円の納税交渉を行っているのに対し、タイヤロックの装着を前提とした交渉件数が年間6件以下の県税事務所が

²⁷ タイヤロックとは、国税徴収法第71条により差押えた自動車のホイールを専用装置で固定し、運行を不可能にする措置である。

6 事務所、交渉対象額が年間 1,000 千円以下の県税事務所が 3 事務所ある。加東県税事務所では実際に納付誓約分を含めて 7,216 千円の成果を出していることを踏まえ、タイヤロック（を前提とした納税交渉）も積極的に検討すべきである。

（3）滞納整理手続のモニタリング方針を明確化すべき（意見）

収税主管課においては、毎月、税別・滞納者別の滞納管理データを作成して滞納状況を全体的にモニタリングしているが、モニタリングの頻度や方法は職員の判断に委ねられている。

しかしながら、少額案件の管理を担当者に任せていた結果、担当者が交渉等を全く実施していなくても、それを発見できず、長期間放置してしまうリスクがある。例えば、No. 4 の案件のように、担当者の交渉記録を上席者が半年以上レビューできていないケースも発見された。

滞納件数が膨大なため、少額案件も含めてすべてモニタリングすることは現実的に不可能な状態にあることは理解できるが、滞納金額に応じてモニタリングの頻度を定めるなど、モニタリングの方針を明確化することが必要である。例えば直近対応日を管理データ上に反映するようにすれば、長期間放置している案件も発見できるため、そのような項目を管理データの項目に追加することも一案と考える。平成 26 年の新システム導入にあたり、記事の日付から、長期未対応案件をシステム上で抽出できるような仕組みを導入するなど、モニタリングに資するようにシステムを構築するよう検討されたい。

なお、年に 1 度は担当者との面談を行い、未対応案件の有無等を確認できる体制へと改善を図った県税事務所もある。当面の対応として、他の県税事務所においてもこのようなモニタリング手法を導入することも検討されたい。

（4）不納欠損処理を適時に実施すべき（結果）

平成 23 年 3 月 15 日に破産廃止済となり、同月 30 日に官報にて公告されている滞納者について、平成 23 年 5 月 19 日に滞納処分の執行停止及び即時欠損にかかる決裁を行い、同月 25 日に執行停止処理、31 日に不納欠損処理を行っている案件があった。

しかし、3 月 30 日に官報公告されているため、適時にモニタリングしていれば、平成 22 年度の決算で当該不納欠損の処理を行うことができたと考えられる。このような期間帰属の不備が生じないように、特に決算のタイミ

ングにおいては、滞納者の状況に変化がないかをより厳密に把握する必要がある。

(5) 自動車税の現年課税分の催告を強化すべき（意見）

自動車税については、滞納件数が非常に多いため、時効の到来が迫っている案件の対応に時間が取られがちである。しかしながら、時効が迫っているような案件は徴収が困難である場合が多く、滞納年数の短い案件の方が費用対効果の面では高いものと考えられる。もちろん時効中断等の手続は重要であるが、より根本的には、そもそも滞納を発生させない、あるいは滞納が発生した場合は早期に納付させることが重要である。

この点、洲本県税事務所では、当該年度課税分の滞納しかない債務者について県税事務所の全職員に担当を割り当て、電話による催告を実施し、平成22年度において26,846千円を徴収している。当該年度課税分の滞納しかない債務者は、単に納税を忘れている債務者等も含まれており、催告効果は高いと考えられる。洲本県税事務所の取組等を参考にすのほか、県内の現年課税分の滞納情報を集約してコールセンターで集中的に電話催告を行うなど、自動車税の現年課税分の催告を強化すべきである。

なお、自動車税の電話催告は全国的にも民間委託が進んでおり、大阪府では市場化テストの対象にもしているところである。民間委託についても積極的に検討されたい。

(6) マニュアルに従い、県税整理票への記録を正確かつ分かりやすく記載すべき（意見）

県税整理票を閲覧したところ、以下のような記載上の不備が発見された。

- 平成23年5月16日に本税完納したにも関わらず、「滞納額総括表」（滞納税額と納入額の推移を記載した表）に反映されていない。
- 往査日数日前の入金案件につき、記事欄には入金記載がされているが、滞納額総括表には反映されていない。
- 預金照会を実施しているにも関わらず、その旨を記事に記載していない。

県税整理票は、滞納整理事務を行うにあたって資料とも証拠ともなる重要な記録書類である。県税整理票への記録は正確に行わなければならない。

なお、担当者によって県税整理票の記述方法が異なり、照会や財産調査の実施について詳細に記載されているものもあれば、大幅に記載が省略されており、添付資料まで確認しないと把握できないものまで多様であった。

さらに、添付資料のファイリングも、インデックスをつけて見やすくされているものもあれば、単に綴じているのみであり、担当者以外の者が理解しづらいものもあった。財産調査については、記事だけ見ても財産調査の対象先や直近の財産調査の実施タイミング等がわかりづらいため、財産調査結果の一覧表作成を徹底し、その明瞭性にも配慮する必要がある。

県税整理票の記載のポイントを記載したマニュアルが県共通の資料として各担当者に配布されているのであるから、マニュアルの活用を徹底することが求められる。

なお、ここでいうマニュアルとは、県税事務所担当者等による研究会の報告書であるが、これが税務職員全員にマニュアルとして認知されているかは不明である。マニュアルの体系化については、「第5 その他の税務事務に対する監査手続と監査の結果及び意見 【4】人材育成 3. 監査の結果及び意見 (3) ノウハウをマニュアル化して体系的に整理すべき(意見)」を参照されたい。

(7) 広域滞納者に関する県税事務所間の情報共有と連携を強化すべき(意見)

従前は、尼崎、神戸、加古川、姫路の各県税事務所の滞納整理課において広域案件を集約管理していたが、集中管理しても既に対応困難な案件となっていることが多く、地域に密着した各県税事務所で対応する方が効率的との判断から、まず加古川、姫路が廃止された後、残り2ヶ所も平成21年4月に実施された県税事務所の再編時に廃止となり、各県税事務所の管轄に戻された。

広域滞納者リストにより他の管轄への問い合わせが可能であり、連携体制も整備されていることから一定の有効性は確保されているとも言えるが、特に滞納整理の初期段階では、各県税事務所が個々に財産調査等を実施するなど、業務の重複等の点で非効率な部分があるように思われる。入手した情報を適宜、情報共有できる体制を構築し、状況に応じて滞納者が所在する県税事務所で集中管理するなど、臨機応変な対応を図ることができる仕組みを構築し、広域滞納者に関する県税事務所間の情報共有と連携を強化すべきである。

(8) 徴収率の目標と結果の差異を定量的に分析すべき(意見)

「1. 概要 (4) 計画立案とそのモニタリング」に記載したように、各県税事務所は徴収率の目標数値を定め、それに応じた計画の策定と進捗状況

のモニタリングを実施しているが、計画と実績の差異分析は定性的な説明にとどまっており、必ずしも定量的に分析されているとは言えない状況である。

計画と実績の差異を分析する場合は、例えば、どのような取り組みでどれだけの効果が上がり、それが計画と比べてどうであったのか、取り組みの頻度や件数が計画と比べて高かったのか低かったのか、取り組み1件あたりの効果が計画と比べて高かったのか低かったのか、そういったことをつぶさに分析して、初めて具体的な改善策に結び付けることができる。啓発活動など、効果が定量的に測定しがたい取り組みももちろんあるが、県もさまざまな取り組みによる効果額や徴収額は積極的に集計しているところである。一定の徴収率達成を目標に掲げる以上、こういった効果額や徴収額のデータを十分活用して取り組みと効果との相関を分析し、具体的にどのような取り組みでどれだけの効果を上げられたのか、定量的に分析すべきである。

【6】個人住民税特別対策

1. 概要

(1) 個人住民税特別対策の趣旨

個人住民税については、市町が賦課・徴収業務を実施することから、収入及び徴収率は市町の徴収能力により左右されることとなる。特に、平成19年度以降、国から地方への税源移譲により個人住民税の収入構成割合が増加し、平成22年度では個人県民税が県税収入の35.9%を占める重要な財源となっている一方で、収入未済額も年々増加している。個人住民税の効果的かつ効率的な徴収は県・市町に共通する重要な課題となっている。

そのため、個人住民税の市町の徴収体制の強化を図ることを通じた徴収率の向上と税込確保を目的として、平成19年度から新たに設置した個人住民税特別対策官の指揮の下、県から「個人住民税等整理回収チーム」（以下、「整理回収チーム」という。）を市町へ派遣し、困難事案等を共同処理する等の支援を行うこととなった。

なお、整理回収チームは当初、平成19年度から平成21年度の3年間限定のタスクフォースとして設置されていたが、収入未済額の増加が解消されないこと及び市町からの継続的な派遣要請があったことにより、平成22年度以降も整理回収チームの派遣を継続している。

(2) 整理回収チームの概要

① 体制

整理回収チームは、平成23年度現在、本庁税務課に4名（うち非常勤嘱

託1名)、姫路県税事務所駐在3名の計7名で構成されている。整理回収チームの職員は、担当する各市町に派遣され、市町職員の身分を併任して、市町に対し納税交渉技術や財産調査・滞納処分等の滞納整理手法の現地指導を行いつつ、共同で個人住民税の徴収を行っている。原則として、個人住民税の徴収支援を目的としているが、その他の税目についても市町からの要請により対応する場合もある。

② 派遣実績

整理回収チームの派遣実績は以下のとおりである。

年度	派遣市町数	徴収実績額
平成19年度	6市3町	徴収額148百万円（うち個人住民税52百万円）
平成20年度	8市3町	徴収額200百万円（うち個人住民税100百万円）
平成21年度	9市7町	徴収額344百万円（うち個人住民税152百万円）
平成22年度	9市5町	徴収額574百万円（うち個人住民税177百万円）

平成19年度以降、整理回収チーム派遣の成果及びノウハウの蓄積により、派遣市町数及び徴収実績額は年々増加している。なお、平成23年度は収入未済額の多い地域や派遣実績のない地域を中心とした11市1町（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、丹波市、洲本市、三木市、小野市、加西市、たつの市、朝来市、播磨町）に派遣しており、それ以外に徴収率の低い地域や、特に支援を希望する市町については、必要に応じて臨時的に派遣される場合もある。

③ 費用負担

県と市町との協定により、併任徴収に係る経費を処理1件あたり5千円と設定し、併任徴収により徴収した県税と市町税の割合により、県と市町とがそれぞれ負担することとしている。併任職員に対する給料、手当及び旅費は県が支給することとされているため、市町負担分を県に対して支払う仕組みになっている。

なお、処理件数とは、併任徴収の対象としてあらかじめ県と市町とが協議のうえ決定した個人住民税等の滞納者のうち、次のいずれかに該当する者の数としている。

- a. 本税全額を徴収した場合
- b. 納付誓約等により本税全額の徴収が見込まれる場合
- c. 差押、交付要求（参加差押を含む）又は公売公告を行った場合

- d. 滞納処分の執行を停止した場合
e. その他、県と市町とが協議のうえ、決定した場合

④ 費用対効果の状況

上記のとおり、個人住民税特別対策は、市町の徴収能力向上により県税収入の徴収率改善が期待できる。一方で、調定件数が多く1件あたりの調定額が少額な個人住民税について、回収が困難な個別案件を解決するための滞納整理事務であることから、費用に見合った徴収を達成できない可能性もある。

そこで、個人住民税の特別対策にかかる徴収業務の費用対効果を検証したところ、以下のとおりであった。

【整理回収チームに関する収入額と徴税費の分析】

(単位：千円)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
税 収	徴 収 額 (A)	51,999	99,844	152,069	176,639
	うち県民税(B)	17,307	33,917	57,350	65,992
徴 税 費	職 員 給	48,243	30,505	29,130	42,338
	諸 手 当	174	178	175	202
	その他の人件費	19,888	13,093	12,353	22,418
	計	68,305	43,776	41,658	64,958
	旅 費	1,808	4,415	3,779	3,675
	需 用 費	470	425	425	615
	徴 収 取 扱 費 等	0	12,051	11,887	0
	計 (C)	70,583	60,667	57,749	69,248
処 理 済 件 数 (D)		376	773	867	722
処理1件あたり徴税費 (C)÷(D)		188	78	67	96
派遣市町負担金(E)		1,749	3,910	3,461	3,977
県負担コスト (F)=(C)-(E)		68,834	56,757	54,288	65,271
県民税徴収額に対する 県負担コストの割合 (F)÷(B)		397.7%	167.3%	94.7%	98.9%

(注1) 「徴収額」は、派遣期間中に徴収した住民税の額である。

(注2) 「その他の人件費」のうち共済費は、職員給で按分して推計している。

(注3) 「需用費」は、平成22年度の実績等を参考に推計している。

(注4) 平成19年度は実質的な徴収活動は7月以降から行っている。

上記徴税費は県の整理回収チームに関するコストのみを集計したものであり、市町村の徴税費は含まれていないが、県民税徴収額に対する県負担コストは平成21年度以降100%を下回っていることから、少なくとも直接的なコストを上回る県税を徴収していることが分かる。滞納案件を処理することは単に税収を確保するという以外に牽制の効果もあることを考慮すれば、個人住民税特別対策は県にとって一定の効果を発揮していると言える。

2. 監査要点及び実施した監査手続

(1) 監査要点

- ① 個人住民税の徴収について、県と市町とが効果的に連携して対応しているか。
- ② 個人住民税特別対策は期待される効果を挙げているか。

(2) 実施した監査手続

4 県税事務所及び税務課において、担当者及び個人住民税特別対策官への質問を行うとともに、県税事務所及び個人住民税特別対策係が実施している対策の実績を確認した。

3. 監査の結果及び意見

- (1) 個人住民税特別対策事業終了時までには派遣受入に消極的な市町に対して整理回収チームの積極的な受入を要請すべき（意見）

事務の概要で述べたように、平成19年度からの整理回収チームの派遣により、市町の徴収能力の向上という当初の目的を達成している状況であるが、一方で現状の個人住民税特別対策について、以下のような課題も存在している。

① 派遣受入に消極的な市町の存在

整理回収チームの市町への派遣は、あくまでも派遣を希望する市町と県との間で、協定書を締結したうえで派遣される。したがって、予算の問題などから整理回収チームの派遣受入を希望しない市町もあり、当該市町に対しては派遣することができていない。具体的には、税収規模が大きいと想定される政令市・中核市等を中心に、6市1町についてこれまでに派遣実績がない。

② 費用負担の問題

現に派遣実績がある市町について、徴収率向上のため今後も継続して派遣を希望するが、整理回収チームに市町職員が関わることによる負担増や併任徴収業務にかかる諸経費の負担増が困難であるという市町も存在する。

しかしながら、市町に積極的に整理回収チームを受け入れてもらうことは、滞納案件の処理のみにとどまらず、市町に対する指導という面でも県にとって意義の大きい取り組みである。また、市町にとっても、処理1件あたり5千円のうち市町税相当分のみの負担であり、しかも県の滞納整理のノウハウ

を習得するという効果も期待できるというスキームは、費用対効果が高い（前記した費用対効果の分析において、処理1件あたりの整理回収チームの徴税費は、発足初年度である平成19年度を除き67千円～96千円となっている）と考えられる。

したがって、個人住民税特別対策事業が終了するまでは、派遣受入に消極的な市町に対してそのメリットをアピールし、整理回収チームの受入を積極的に要請すべきである。

（2）県税事務所における個人住民税徴収対策を強化すべき（意見）

県税事務を遂行する地方機関として県税事務所が設けられているが、個人住民税徴収対策については、整理回収チームが存在することから、県税事務所の指導機能が十分に発揮されないおそれもある。

この点について、各県税事務所が平成22年度に実施した個人住民税対策の取組実績を確認したところ、以下のとおりであった。

① 地方税法第48条に基づく直接徴収

洲本県税事務所において1件2,495千円（市民税分を含む）を引受・徴収

② 共同文書催告等

- a. 共同文書催告：7県税事務所で72,568件。4県税事務所は実施せず。
- b. 共同現地訪問：伊丹県税事務所1件、洲本県税事務所52件
- c. 共同呼出徴収：龍野県税事務所1,060件

③ 地域別研修

管轄地域の市町担当者向けの研修を8県税事務所で各1回開催。

④ 地域別会議

管轄地域の市町担当者との会議を9県税事務所で計12回開催。

上記のとおり、個人県民税の徴収対策実績には県税事務所間で差が見られる。もちろん、神戸県税事務所や西神戸県税事務所のように、管轄地域内の市町が神戸市のみであって、神戸市との協議により特別徴収や共同文書催告等を実施していない県税事務所もあり、また、管轄地域に整理回収チームを受け入れている市町が多い場合は県税事務所の対策は限定的になることも

理解できる。

しかしながら、現在、整理回収チームが存在するとは言え、将来の個人住民税特別対策事業の終了を見据えて、各県税事務所も計画的に個人住民税徴収対策のノウハウを蓄積していかなければならない。直接徴収の積極的な引受や、研修・会議等を通じた情報及びノウハウの共有・交換の場をより多く設けるなど、各県税事務所の個人住民税徴収対策を強化すべきである。

(3) 個人住民税特別対策事業の終期について継続的に検討すべき（意見）

前期コスト分析の結果からは、整理回収チームは費用を上回る効果を上げており、また、市町からも継続的に派遣要請があることから、一定の成果を上げているものと評価できる。

しかしながら一方で、整理回収チームの当初の目的に照らして考えると、個人県民税の収入未済額の増加が抑制され、かつ、市町が主体的に徴収実績を向上させることができ、整理回収チームの役割が終わることが望ましい方向である。また、県の税務部門の人員が減少していくことを考えれば、整理回収チームを持続的に設置することは困難であることも想定される。

したがって、個人住民税特別対策事業の終期については、上記の状況の変化を踏まえつつ、総合的かつ継続的に検討すべきである。

【7】不正軽油調査

1. 概要

「第3 課税・減免事務に対する監査手続と監査の結果及び意見【6】軽油引取税」において記述した不正軽油を撲滅するために、県では不正軽油の調査を強化している。そのため、県で実施している不正軽油調査の実施状況について、法的準拠性や事務処理の効率性について別途検討を実施した。

現在、県では、税務課において不正軽油特別対策官の指揮のもとに、以下のような取組みを企画立案し、軽油調査課及び各県税事務所軽油引取税所管課が実施している。

(1) 嘱託調査の実施

軽油調査課は、軽油の流通範囲が広域な場合など、各県税事務所では処理が困難な事案について、県税事務所から業務を受託し、調査を行っている。

平成22年度では、10県税事務所から27件（前年度繰越分2件を含む）を受託し、各県税事務所において6件6,621千円の更正・決定を行っている。

(2) 抜取調査の推進

年に数回、不正軽油抜取強化月間を定め、販売業者や大口需要家に対する事業所抜取調査や路上抜取調査等を実施している。検出した不正軽油については、帳簿・流通調査等に早期着手し、更正・決定を行うほか、特に悪質で罰則を科す必要がある場合には告発等を実施している。

平成22年度では、不正軽油の検出により22件(10,603千円)の更正・決定を行った他、悪質な業者に対して地方税法第144条の33(軽油の製造承認義務違反)の嫌疑で国税犯則取締法に基づく強制捜査を実施し、調査結果を踏まえて、平成23年7月22日に神戸地検へ告発を行った。

(3) 密造施設の監視

過去の調査により稼働停止に追い込んだ不正軽油密造関連施設に対して、毎年監視を継続しており、平成22年度では三田市、姫路市、たつの市の3ヶ所の現地確認を実施している。

(4) 情報収集の強化

税務課と神戸県税事務所に不正軽油ホットラインを設置したり、国や他府県との連携により調査の指示を依頼したりする等して、情報収集の強化に努めている。この結果、平成22年度では不正軽油の使用等に関する県民からの情報が15件、他府県や国からの情報を5件入手し、不正軽油調査に役立っている。

(5) 啓発広報の推進

消費者等へのポスターやリーフレットの配布を行ったり、ラジオによる啓発広報を行ったりして、不正軽油の流通を阻止する活動を実施しているほか、兵庫県不正軽油対策協議会との連携により対策協議会を定期的を開催し、官民での連携を行っている。

2. 監査要点及び実施した監査手続

(1) 監査要点

- ① 不正軽油に関する調査及び課税処分が法律等に準拠して行われているか。
- ② 不正軽油に関する調査及び課税処分が効果的かつ効率的に行われているか。

(2) 実施した監査手続

神戸県税事務所軽油調査課において、担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。また、「1. 概要 (1) 嘱託調査の実施」に記載した嘱託調査27件から任意に6件のサンプルを抽出し、調査及び課税処分の実施状況を検証した。

3. 監査の結果及び意見

(1) 調査の過程で発見された法令違反に対しては厳格に対応するとともに、対応の判断根拠は明確に記録しておくべき(意見)

不正軽油調査のサンプル検証を行った結果、以下の事例が発見された(免税軽油の事務フローについては、「第3 課税・減免事務に対する監査手続と監査の結果及び意見 【6】 軽油引取税 1. 概要 (3) 課税事務の流れ」を参照)。

- 免税軽油使用者が県に対して免税軽油の消費実績を報告する「免税軽油使用状況明細書」に事実と異なる記載をしていた。
- 免税証に記載している数量より少なく免税軽油を引き取っていた。

これらについて、調査担当者は税額の更正等の手続は実施しているが、法令違反の事実に対しては、脱税の事実及び意図がなかったことから口頭での指導に止めており、これら法令違反の詳細や対応方針の根拠については調査報告書に記録されていなかった。

使用状況明細書は免税軽油の用途外使用等を防止するための重要な確認書類であり、また、免税証に記載された数量と異なる免税軽油の引き取りは脱税に結びつく可能性があることを考えれば、これらは本来簡単には看過し得ないものである。今回発見された事例については、報告書を見る限り事務手続の遺漏・不備が原因であって悪質性は乏しいことから、担当者の判断が妥当性を欠くとは言えないが、少なくとも、発見された法令違反の詳細や悪質性の評価、対応方針等については、調査報告書に明確に記録しておくべきである。

第5 その他税務事務に対する監査手続と監査の結果及び意見

【1】文書管理

1. 概要

県における文書の管理については文書管理規則に定められており、文書管理規則の対象となる「文書等」とは以下のとおり定められている。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書等 本庁及び地方機関等（以下「本庁等」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他これに類するものを除く。

また、文書等の管理については、同第3条において以下のとおり定められている。

(文書等の管理の原則)

第3条 本庁等の職員は、文書等を正確かつ迅速に取り扱うとともに、文書等を良好な状態で保存し、常にその所在を明らかにしておくこと等により、文書等を適正に管理しなければならない。

2 文書等の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理は、原則として、文書管理システムにより行うものとする。

2. 監査要点及び実施した監査手続

(1) 監査要点

- ① 税務に関連する文書の管理は法令等に準拠して行われているか。
- ② 税務に関連する文書は安全な場所に良好な状態で保管されているか。
- ③ 税務に関連する文書の保管場所や保管数量は正しく記録されているか。

(2) 実施した監査手続

4 県税事務所において、担当者への質問及び文書保管場所の視察を実施した。また、文書管理システムに登録されている文書のリストを査閲した。

3. 監査の結果及び意見

- (1) 管理対象となる公文書の範囲及び管理方法を明確にし、統一的に運用すべき（結果）

上記のとおり文書管理の事務処理は文書管理システムにより行われているが、例えば滞納整理事務に使用している県税整理票の登録状況を検索した

ところ、西宮県税事務所のみが、「県税整理票（完了分）」「県税整理票（不納欠損分）」等の小分類を設けて登録しているのみであった。また、県税整理票以外の文書についても、毎年度作成あるいは入手していると考えられるにもかかわらず特定の年度のみ登録されている文書があるなど、管理対象や管理方法が不明瞭であり、統一されていない。

税務事務において作成あるいは入手する文書は個人情報を含む秘匿性の高い文書も多く、文書の量は膨大である。したがって、公文書として管理すべき文書の範囲、編纂・登録の方法を明確に定め、統一的に運用しなければならない。

(2) 保存文書のリストを作成し、定期的に文書の現物確認を実施すべき（結果）

文書管理システムに登録されている文書は原則として標題と件数が明記されているが、必ずしも文書管理システム上の件数と実際の簿冊の冊数とは一致しておらず、具体的な保管場所も記録されていない。また、文書管理システムに登録されていない文書も相当数保管されているが、これらについてのリストも作成されていない。

したがって、現状ではどのような標題の文書がどこに何冊保管されているかは把握されていない。したがって現物確認も行われておらず、盗難や紛失があっても適時に発見できない状況である。

速やかに保存文書のリストを作成し、定期的に文書の現物確認を実施すべきである。

(3) 保存期間が満了した文書は速やかに廃棄すべき（結果）

各県税事務所の書庫を視察したところ、保存期間が満了したと思われる文書が相当数保存されていた。盗難・紛失のリスクを排除するためにも、保存期間が満了した文書は、事案が継続しているなど特段の事情が無い限り速やかに廃棄すべきである。

なお、文書に保存期間が明記されていないため、一見して保存期間を満了しているか判別できない。各文書には保存期間を明記し、年度ごとに整然と保管すべきである。

【2】税務オンラインシステム

1. 概要

(1) 現行システムの概要

現行の税務オンラインシステムは、納税者サービスの向上、地方税に関する賦課、収納及び還付並びに滞納整理等の税務事務の効率化及び税務情報の共有化推進を目的として運用されている。同システムは、課税台帳、納税状況の即時検索、納付書・納税証明書等の端末出力等の機能を有しており、昭和63年に構築された自動車税オンラインシステム、平成6年に構築された税務総合オンラインシステムから構成され、システム管理室が管理しているIBM社製の汎用機上で稼動している。プログラム量が非常に多く、県が保有するシステムのなかで最も大規模なシステムである。また、地方税電子申告システム（eLTAX）、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）や国税連携システムと連携されており、電子申告や自動車の新車新規登録にかかる自動車二税の申告納付等へ対応している（これらのシステムは、県が独自に開発したものではなく、他の都道府県、政令指定都市と共同で開発したものであり、汎用機とは別のマシン上で稼動している）。

現行の汎用機は、平成21年に導入されたものであり、税務オンラインシステムのほかにも県庁の他の業務システムが稼動している。システムの運用業務及び保守業務は外部業者に委託されており、それぞれ実施結果は、月次で県に報告され評価されている。

税務オンラインシステムを利用するには、各職員が個人単位に貸与されたパソコン端末からアクセスするほか、各県税事務所の相談窓口等で共同利用するための業務専用端末からアクセスする場合がある。いずれの場合もIDとパスワードを入力し認証が必要である。税務総合オンラインシステム上では、全事務所分のデータの参照や閲覧は可能であるが、データの更新（追加・変更・削除）は、所属事務所分しかできないように制限されている。処理の結果は、画面での検索や帳票での回付が基本であり、個人端末で各職員がデータをダウンロードすることはできない。業務を実施するうえで、別途、データが必要な場合には、随時、要求を出してデータを入手する必要があり、暗号化ツールによる暗号化を実施しなければ、外部記録媒体（USBメモリ等）に、データを書き出せないような仕組みとなっている。また、県では、職員を対象に年1回、個人情報保護を含む情報セキュリティ教育を実施している。

現在、次項に記載しているように業務・システム最適化計画に基づいて新システムの開発プロジェクトが進行している。

（2）新システムの開発状況について

兵庫県のホームページにも掲載されているように、県ではこれまで各業務

の主管課が個別に導入してきた業務システムについて、全体最適を図るために平成17年度から3ヵ年度計画で、外部コンサルタント会社に業務委託し、また、有識者の意見も活用しながら、現状のシステムの分析、評価を行い業務・システム最適化計画をまとめている。税務オンラインシステムに関しては、3ヵ年計画の最終年度における平成19年度において、情報システムの適正化と高度化を基本理念として、それぞれ最適化として実施する内容が下記のようにまとめられている。

(情報システムの適正化の観点)

- ・ 税制改正等の頻発するシステム改修へ柔軟に対応できるように拡張性をもったシステム構成とすること
- ・ システムへの登録処理や検索処理等の操作性を向上等利用者の視点に立った使いやすいシステムにすること
- ・ 各職員が使用している県庁W A N端末を利用することにより経費の削減すること
- ・ 運用委託しているS Eの単価や機器の保守料率や保守サービス内容の見直しによる運用費用の削減を図ること

(情報システムの高度化の観点)

- ・ E U C²⁸の推進による職員の業務の効率化、高度化を図ること
- ・ マルチペイメントを推進することにより、納税者等の利用者の利便性を向上させ、収税率の向上を図ること

上記のような最適化計画に基づいて、県では平成26年1月稼動に向けて新システムの開発プロジェクトが進行している。

(参考) 開発スケジュール

22	23	24	25	26～
				26年1月稼動開始
	設計(基本・詳細)	プログラム開発	テスト(結合・総合・運用) 稼動	保守・運用

今回のプロジェクトを実施するに際して、総合評価方式による一般競争入札にて新税務システム開発業務の委託業者を選定している。システム開発経験のある県の情報企画課や税務課システム係メンバー等を異動させて税務課内に新システム開発係を設置し、各税目単位に開発委託業者と開発チームを

²⁸ エンドユーザコンピューティングの略称であり、ここでは、現場で実際に業務を行う担当者が、自らコンピュータシステムを利用して業務に携わることを指している。

構成している。また、業務要件をまとめるに当たっては、実際に業務を実施している県税事務所職員で構成される検討部会の意見を踏まえながら基本設計を進めている。検討部会は、平成23年2月から各税項目別の8部会で合わせて34回開催され、平成23年10月時点で検討部会の中間とりまとめとして、新システムでのねらい（改善テーマ・課題）とねらいに対する検討事項をとりまとめ各県税事務所の会議体である所長連絡協議会等に報告が行われているが、そこでは、特に開発プロジェクトの進行に支障となる事象は認識されていない。

2. 監査要点及び実施した監査手続

(1) 監査要点

- ① 税務システムのセキュリティ管理、運用管理は適切に行われているか。
- ② 税務新システムの開発プロジェクトは適切に管理されているか。

(2) 実施した監査手続

現行の税務オンラインシステムに関して概要をヒアリングするとともにIT全般統制（システム開発・保守、運用及びセキュリティに関する内部統制）のうち主としてセキュリティに関する管理状況について、担当者へのヒアリング、規程類等の関連資料の査閲及び実機での設定状況の確認、並びにシステムが稼動している汎用機が設置されているマシン室の視察を行った。また、現在進行している新システムの開発プロジェクトの進捗状況に関して、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行った。ただし、運用証跡のサンプルチェックまでは実施していない。

3. 監査の結果及び意見

(1) 業務専用端末のパスワードを定期的に変更すべき（意見）

税務オンラインシステムへのアクセスに関しては、主に各担当者が個人別に貸与されているパソコン端末からアクセスする（2011年9月末現在、税務オンラインシステムへアクセスが可能な端末は696台ある）。ただし、各県税事務所の相談窓口等で使用するために利用する業務専用端末が、2011年9月末現在で各県税事務所（本庁の税務課も含む）に合計で69台設置されている。業務専用端末は電源を入れて端末を起動させた後、IDとパスワードを入力することによって利用可能となる。各県税事務所には複数個の共有ユーザーIDが付与されているが、それらのパスワードは共有ユーザーIDと同一のものとなっており、定期的な変更は行われていな

い。

I Dとパスワードが同一で、しかも長期間変更されていない現状では、パスワードが漏洩する可能性が高くなり、ひいては不正な操作によるデータの漏洩や改ざん、消去等のセキュリティ事故が発生する可能性が高くなるおそれがある。

業務専用端末のパスワードに関して、少なくとも職員の人事異動のタイミング等に合わせて年に1度は変更すべきである。

(2) 個人端末のパスワードポリシーの設定を強化すべき (意見)

「兵庫県情報セキュリティ対策指針」第19条では、I D・パスワードの管理に関して以下のとおり定めている。

- ・ パスワードは十分な長さとし、文字列はアルファベット、数字及び記号を混在させるなど容易に推定できないものとする。
- ・ パスワードは定期的に変更し、古いパスワードの再利用はしないこと。

個人貸与のパソコン端末から税務オンラインシステムにアクセスする際のパスワードについて、現状のパスワードポリシーの設定では、パスワードの長さは6文字以上、パスワードの有効期間は180日、パスワードの変更履歴の保持は1個となっている。ただし、パスワードの複雑性の設定(アルファベット、数字及び記号を混合して使用しているかどうかのチェック)に関しては、税務オンラインシステム側の制約により、現在は設定されていない。

現状の設定では、6文字以上であれば単純な数字や文字の羅列でパスワードの設定が可能であり、また、変更履歴の保持が1個であるため、2つのパスワードを使い回すことが可能である。パスワードの管理が徹底されていないとパスワードが漏れる可能性が高くなり、ひいては不正な操作によるデータの漏洩や改ざん、消去等のセキュリティ事故が発生する可能性が高くなるおそれがある。

パスワード管理を徹底させるためには、パスワードの変更履歴は1個ではなく複数個を設定することが望まれる。また、複雑性に関しては、現状のシステム上での対応が困難であれば、セキュリティ教育での指導を徹底し、将来的にはシステム要件として盛り込み実装することが望まれる。

(3) コンティンジェンシープラン (事業継続計画) の策定について関係部署と協議して取り組むべき (意見)

自然災害や大規模障害等の危機が発生した場合に、安全かつ迅速に対応

し、事業を継続していくために、情報システムの代替運用手段の確保・復旧手順も含めた計画をコンティンジェンシープラン（事業継続計画）という。例えば、システム障害や大規模災害に備えて、バックアップシステムの準備、障害復旧マニュアルの整備及び顧客へのサービス提供の供給継続等が挙げられる。

現在、県では、税務情報システム運用管理要綱に基づき、自然災害等に備え税務オンラインシステムのデータやシステム環境設定情報等を取得したバックアップテープを定期的に県庁外の遠隔地にある委託先の外部倉庫に保管するとともに、緊急時対応計画書として災害発生時の対応手順や緊急連絡網を整備している。

しかしながら、緊急時対応計画書は障害内容の把握や復旧作業の手配が中心となっており、税務オンラインシステムの代替運用手法、復旧の手順に関して関係部署との調整が十分ではなく、災害発生時の税務オンラインシステムの復旧が適切に実施されないリスクがある。災害の規模に応じた復旧優先順位を決めて災害時における対応策を検討し、包括的なコンティンジェンシープランの策定に取り組むように関係部署へ働きかけるべきである。

【3】委託事務

1. 概要

税務事務の一部は外部に委託して実施しており、平成22年度における委託契約は以下のとおりである。

業務内容	委託先	契約方法	委託期間	契約年月日	金額
1 県税の収納・課税テープ作成業務	株式会社A社	一者随意契約	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	93,846,534 ^円
2 免税軽油システム運用業務	株式会社A社	一者随意契約	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	6,188,020
3 収納代行業者変更に伴うコンピュータ収納システム改修等業務	株式会社A社	一者随意契約	平. 22.10.1 ~ 平. 22.12.31	平. 22.9.30	1,785,000
4 自動車取得に伴う申告等の精査検算業務	社団法人L連合会	一者随意契約	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	11,894,742
	財団法人M協会	一者随意契約	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	14,453,975
5 自動車税納税通知書等作成・封入封緘業務	株式会社B社	指名競争入札(6社)	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	59,967,168
6 法人税関係データに係る磁気ファイル作成業務	大阪国税局	一者随意契約	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	55,777
7 自動車税に係る申告書のコード記入及び分類業務	株式会社C社	一者随意契約	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	16,317,000
8 軽油流通情報管理システム運用業務	財団法人Nセンター	一者随意契約	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	13,665,540
9 利子割還付調整システム運用業務	財団法人Nセンター	一者随意契約	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	344,295
10 自動車税分配データ作成業務	財団法人Nセンター	一者随意契約	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	18,787,093
11 たばこ流通情報管理システム運用業務	財団法人Nセンター	一者随意契約	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	5,012,280
12 地方消費税都道府県間清算システム運用業務	財団法人Nセンター	一者随意契約	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	439,740
13 県民税配当割・株式等譲渡所得割課税システム保守業務	株式会社D社	一者随意契約	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	157,500
14 税務総合オンライン・システム等保守運用業務	株式会社E社	一者随意契約	平. 22.4.1 ~ 平. 23.3.31	平. 22.4.1	69,864,480
15 国税連携の開始に伴う税務総合オンライン・システム等の修正開発業務	株式会社E社	一者随意契約	平. 22.9.1 ~ 平. 23.1.31	平. 22.9.1	29,820,000
16 税務システムデータ移行業務	株式会社E社	一者随意契約	平. 23.1.4 ~ 平. 26.3.31	平. 23.1.4	13,759,200
17 税務システム開発業務	株式会社F社	総合評価一般競争入札(5社)	平. 22.10.1 ~ 平. 26.3.31	平. 22.10.1	202,755,000
18 税務総合オンラインシステム及び自動車税オンラインシステム間の自動切替設定作業等	株式会社G社	一者随意契約	平. 22.9.2 ~ 平. 22.10.28	平. 22.9.1	370,650
19 軽油等見本品分析後の廃油収集、運搬及び処分業務	株式会社H社	随意契約(見積合せ: 2社)	平. 23.2.23 ~ 平. 23.3.31	平. 23.2.23	121,905
20 簿記研修実施業務	株式会社I社	随意契約(見積合せ: 9社)	平. 22.8.19 ~ 平. 22.9.17	平. 22.7.5	226,800
21 県税徴収金収納事務	株式会社J社	一者随意契約	平. 21.12.1 ~ 平. 22.12.31	平. 21.12.1	32,268,787
	株式会社K社	一般競争入札(2社)	平. 22.12.1 ~ 平. 25.11.30	平. 22.12.1	1,561,108
合 計					593,662,594

(注) 金額は、平成22年度中に支払った金額である。

2. 監査要点及び実施した監査手続

(1) 監査要点

- ① 委託業務の契約事務は法令規則に沿って適正に行われているか。
- ② 契約方法の決定及び委託先の選定は公平かつ透明に行われているか。
- ③ 予定価格は適切に積算されているか。

(2) 実施した監査手続

税務課において担当者への質問を実施した。また、平成22年度の委託業務21件から、契約金額及び契約内容を勘案してNo. 1, 4, 5, 7, 21の5件をサンプルとして抽出し、契約書、仕様書その他委託契約事務に関連する資料を閲覧した。

3. 監査の結果及び意見

(1) 契約金額の積算に使用する人件費単価は定期的に見直すべき（意見）

サンプルとして抽出した委託業務のうち、「自動車税に係る申告書のコード記入及び分類業務」は、随意契約によりC社に委託されている。コード記入・分類業務はパンチ業務、課税テーブル作成業務（委託業務 No.1）をするための前処理業務であり、A社のデータ入力を行っているC社に随意契約することは問題ないと考えるが、契約金額の積算に使用する人件費単価は調査可能な最も古い年度以降、10年以上変更されていなかった。

一般的に、経済情勢・雇用情勢等により賃金水準は変動しており、また、技術革新等の影響により業務に携わる者に必要とされる経験や能力が変化している可能性もある。随意契約においては競争原理が働かないこともあり、契約金額の積算には特に留意する必要がある。他の随意契約も含め、県の臨時職員の賃金単価等を参考に、人件費単価を定期的に見直すべきである。

(2) 単価契約を積極的に検討すべき（意見）

サンプルとして抽出した委託業務のうち、「自動車税に係る申告書のコード記入及び分類業務」のみ定額報酬であるが、業務内容からは単価契約とすることも可能であると考えられる。特に自動車税の申告書は減少傾向にあり、単価契約とすることにより、今後金額的なメリットも生じると考えられる。

実際、「自動車取得に伴う申告等の精査検算業務」は平成22年度から単価契約に変更したことにより、契約金額を14%低減させることができている。他の契約も含め、処理件数等により業務量を測定可能な契約については、処理対象件数の変動状況も踏まえつつ、積極的に単価契約の導入を検討すべきである。

(3) 指名業者の選定要件を見直すべき（意見）

「自動車税納税通知書等作成・封入封緘業務」は、指名競争入札により委託先が選定されているが、「『県物品関係入札参加資格者名簿』にフォーム印刷を第1希望として登録している」ことが指名業者の選定要件の一つとなっていた。

県の入札参加資格申請においては、小分類ごとに希望業種を希望順に最大5個まで記載することが可能となっており、小分類として「軽印刷」や「フォーム印刷」、「特殊印刷」等が設定されている。県の「会計事務の手引」においても、入札参加者の指名に当たっては、「物件の種類に対応する第1希望業種の登録業者を優先すること」とされているところである。

しかしながら、印刷業者の中には、特殊印刷を第1希望としていてもフォーム印刷にも対応できる業者もあり、実際に当委託業務の選定にあたり指名された業者についても、第2希望以降で軽印刷や特殊印刷を登録している業者も見られた。第1希望、第2希望といった順位は県の入札参加資格申請上、序列を付けざるを得ないものであり、フォーム印刷を第2希望以下としている業者がフォーム印刷を第1希望としている業者よりも技術力が低いとは言えない。

当委託業務において指名業者は6社となっており結果的に競争原理は働いているものと考えられるが、「会計事務の手引」では、指名業者数の目安として契約予定金額10,000千円以上の場合は10人としており、フォーム印刷を第2希望以下としている業者にも指名対象を広げる余地はあったものと思われる。指名業者の選定要件はできる限り限定すべきではなく、他の委託業務も含め、指名業者の選定にあたって不要な要件が含まれていないか、見直すことが必要である。

【4】人材育成

1. 概要

(1) 税務職員に対する人材育成方針

県では、複雑・専門化する税務行政に対応するため、税務職員研修企画により職務遂行能力の向上を図るとともに、税務行政に精通した職員の知識や経験の継承・活用に努めている。また、税務職場の活性化等のため、中堅職員の監督職への登用や意欲的な取組への顕彰等の施策を積極的に実施している。

県の税務職員に対する人材育成方針は以下のとおりである。

① 職場内OJTの推進

ベテラン職員からの知識・経験の継承、計画的なジョブローテーション等により、実務を通じた人材育成（職場内OJT）を推進する。

② 研修の実施

業務遂行能力の育成のために、「税務職員研修計画」により、業務遂行に必要な知識の習得、能力の向上を図るための基礎研修、応用研修等全県的な研修を実施するほか、県税事務所において、地域の実情の応じた研修を実施する。また、簿記研修の実施等により更なる事務処理能力の向上を図るだけでなく、中堅職員研修、自治大学校等への派遣研修を実施し、より

高度な知識・判断能力を涵養する。

③ 人材交流の実施

実務を通じて市町職員の賦課徴収に係る技術・知識の向上を図るため、県・市町間における税務職員の人事交流を実施する。

(2) 平成22年度の研修実績

平成22年度において、県の税務職員を対象に実施された研修の内容は以下のとおりである。

区分	研修内容
税務課が実施する研修 (主に、新任担当者や一定の年数の実務経験を有する職員を対象として実施)	①基礎研修：個人関係税研修(県民税・事業税・利子割)、法人県民税・事業税1部研修、不動産取得税研修、不動産取得税家屋評価1部研修、ゴルフ場利用税研修、自動車税研修、軽油引取税研修、自動車取得税担当者研修、管理事務研修、新規徴収職員研修、徴収実務研修 ②応用研修：法人県民税・事業税2部研修 ③特別研修：租税法、簿記2級研修、中堅職員研修、近畿府県軽油引取税統一研修、換価研修、徴収事務マネジメント研修、徴収事例発表会、外形標準課税調査事務研修、電子申告操作研修
県税事務所が実施する研修 (新しく税務課職員となった職員や市町の徴収事務を担当する県税事務所職員を対象として実施)	①新規税務職員研修 ②地域別徴収事務研修
派遣研修 (税務課・県税事務所職員のうち、一定の年数の実務経験を有する職員から選考された特定の職員を対象)	①自治大学校が実施する研修：税務専門課程税務会計特別コース、税務専門課程徴収事務コース ②全国地方税務協議会が実施する研修：不動産評価研修、軽油引取税調査事務研修、直税課税研修、ブロック別徴収事務研修、滞納整理事務新任管理監督者研修 ③財団法人地方財務協会が実施する研修：都道府県財務職員研修会

2. 監査要点及び実施した監査手続

(1) 監査要点

- ① 税務職員に対する教育訓練は適切に行われているか。
- ② 税務事務のノウハウが承継される体制が構築されているか。

(2) 実施した監査手続

税務課において、税務職員に対する人材育成方針及び研修メニューについて担当者への質問を実施するとともに、関係資料を閲覧した。

3. 監査の結果及び意見

(1) 人材育成の体制を充実・強化すべき（意見）

人材育成のためのOJTや研修体制については上記のとおり設けられているが、それらにより達成すべき目標が明示されていないため、OJTや研修が期待される効果を発揮できているか検証できていない。税務事務職員としての職能要件を定め、それに基づいて職位や経験年数に応じた各職員の役割・目標を設定し、定期的にその達成度を評価する必要がある。なかでも職員の教育訓練におけるOJTの重要性は非常に高いと考えられ、県も人材育成方針の第一として職場内OJTの推進を掲げているところであるが、具体的なOJTの内容や目標に関する指針は設けられておらず、現場での各職員の対応に任されているのが現状である。OJTの基本的な実施項目を定めるとともに、OJTの実施状況を記録・報告する報告書を作成し、定期的に上席者あるいは税務課がレビューすべきである。また、効果的なOJTを実施できるよう、各職員の役割・目標の達成度について本人及び上席者への定期的なフィードバックを行わなければならない。

(2) 若手職員を積極的に配置すべき（意見）

県税事務所職員の平均年齢は平成22年度で48.3歳となっており、高齢化が進んでいる。現在は再任用職員も活用して業務をこなしているが、今後数年間で熟練層が大量に流出することが予測される。長期的に安定した水準で職務を遂行していくためには、若手職員を積極的に配置するとともに、一定期間は継続して実務経験を積める環境を整備し、ノウハウを伝授していきけるよう早急に対応策を講じることが求められる。

(3) ノウハウをマニュアル化して体系的に整理すべき（意見）

税務事務の指針として事務処理要綱が作成されているが、実務においては事務処理要綱以外にも特定の事務についての研究報告書や研修用の資料が利用されていたり、県税事務所によって滞納整理のガイドラインを作成したりしているなど、県全体としての税務処理のマニュアルは体系的に整理されていない状況である。

税務事務には特に公平性・一貫性が求められることを鑑みれば、職員の経

験や能力によらず一定水準の事務を行うため、ノウハウのマニュアル化は重要である。ノウハウを確実に共有できるよう、現在実務にあたって利用されている各種情報を体系的に整理してデータベース化すべきである。

【5】県税事務所の統合再編

1. 概要

県は、行財政構造改革の取組みの着実な推進と適切なフォローアップを図るため、平成20年度に「行財政構造改革の推進に関する条例」を制定し、同条例に基づいた新行革プランを策定した。この新行革プランの一環として、組織のスリム化を図るため平成21年4月に県税事務所が統合再編され、以下の表のとおり、17県税事務所体制から11県税事務所体制となった。

旧県税事務所	新県税事務所
神戸県税事務所	神戸県税事務所 (管轄地域：神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区)
灘県税事務所	
兵庫県税事務所	
西神戸県税事務所	西神戸県税事務所 (管轄地域：神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区)
尼崎県税事務所	西宮県税事務所 (管轄地域：尼崎市、西宮市、芦屋市)
西宮県税事務所	
伊丹県税事務所	伊丹県税事務所 (管轄地域：伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)
加古川県税事務所	加古川県税事務所 (管轄地域：明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)
明石県税事務所	
社県税事務所	加東県税事務所(名称変更) (管轄地域：西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)
姫路県税事務所	姫路県税事務所 (管轄地域：姫路市、神河町、市川町、福崎町)
上郡県税事務所	龍野県税事務所 (管轄地域：相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)
龍野県税事務所	
豊岡県税事務所	豊岡県税事務所 (管轄地域：豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)
和田山県税事務所	
柏原県税事務所	丹波県税事務所(名称変更) (管轄地域：篠山市、丹波市)
洲本県税事務所	洲本県税事務所 (管轄地域：洲本市、南あわじ市、淡路市)

旧県税事務所のうち、灘県税事務所及び兵庫県税事務所は単独庁舎であったため、灘庁舎及び兵庫庁舎は廃止となり、その他の県税事務所については各県民局の総合庁舎から退去した。

2. 監査要点及び実施した監査手続

(1) 監査要点

- ① 廃止された庁舎及び旧県税事務所退去後のスペースは有効に利活用されているか。

(2) 実施した監査手続

税務課において、統合再編後の庁舎の状況及び対応方針について担当者への質問を実施するとともに、関係資料を閲覧した。

3. 監査の結果及び意見

(1) 旧兵庫庁舎について早急に売却あるいは利活用すべき（意見）

廃止された2庁舎のうち、旧灘庁舎は平成23年度に神戸市と売買契約を締結したが、旧兵庫庁舎は依然として売却あるいは利活用されず空き庁舎のままとなっている。

【旧兵庫庁舎の概要】

土地：1,624.18㎡（進入路344㎡を神戸市より無償借受）

建物：昭和57年9月建設、鉄筋コンクリート3階建、延床面積1,573.09㎡

平成21年度末に隣地との境界確定を実施し、神戸市から占用許可を受けている進入路部分の取り扱いを協議するなど、基本方針である売却に向けて調整中である。しかしながら、統合再編から既に2年以上経過しており、仮に売却が困難なのであれば、現況のまま他部局が移転して活用する、現況のまま建物を賃貸する、建物を取り壊して土地を賃貸するなどの次善策を講じるべきである。評価額から推計して、土地のみでも既に1千万円以上の機会損失が生じており、速やかに対応しなければならない。

なお、現在は税務課が所管して利活用方針を検討しているが、そもそも遊休財産の利活用を税務課が所管したまま検討することが望ましいのか、十分に検討する必要がある。

おわりに

今般の包括外部監査において発見された事項は本文に記載したとおりであるが、最後に、外部監査人の所感を述べたい。

「第2 県税の概要」に示したとおり、国からの税源移譲等の増収要因を除けば、県税収入は近年大幅に減少しており、今後も生産年齢人口の減少は続くと想定されることから、県税収入が大きく好転することは考えづらい。このような環境のもと、税務事務の中で実施できる対策としては、徴収率向上による収入確保と事務効率化によるコスト削減の2点に尽きると考えられる。

収入確保については、まず滞納を発生させないことが第一であり、現年課税分の収入を確保することが重要である。電子納税やコンビニ納税の税目拡大など、納税者の利便性を高めることが特に効果的であると考えられるが、この点については新税務システムでの対応が予定されているところであり、この機会に最大限の対応が図られるよう期待する。

一方、滞納整理事務については、本文に記載したとおり相当の改善を求めたい。滞納事案について個々の事情を考慮すれば納付を猶予することが最善と思われることもあろうが、滞納に対してはすべからず厳格かつ機械的に対応することこそが法の求めるところである。個々の担当者に裁量の余地はないことを銘記し、滞納者に対しては厳正な対応を徹底することを強く望む。

また、県税収入の最も大きな割合を占める個人住民税については、賦課徴収事務は法律上市町に委任されているところであるが、徴収率向上は市町の財政にとっても県の財政にとっても望ましいことであり、制度の壁を過度に意識することなく、県と市町との間で積極的にノウハウを交換し、県も市町も徴収率を向上すべく共に努力する姿勢が求められる。現在県が行っている個人住民税特別対策は一定の効果を発揮しており、現体制をさらに充実させることも選択肢の一つとして、効果的な取り組みについて引き続き検討されたい。

事務効率化の観点からは、費用対効果の観点が重要である。もちろん、税の賦課徴収という事務は正確性・公平性こそが第一に求められるものであり、費用対効果は二次的な要素ではあるが、そうであっても、1万円の税を徴収するために100万円のコストを投じることや、万に一つの誤りを防止・発見するために全件再チェックを行うことなどは、県民にとっても理解の得られるところではない。税務事務職員が減少するなかで、効果的かつ効率的な事務処理を行

うため、賦課徴収の誤りや漏れが生じるリスクを十分に分析し、リスクに応じたメリハリのある事務処理を行う必要がある。また、県税事務所間で不統一となっている事務については、ベストプラクティスを共有し、事務の統一化・標準化を図らなければならない。この点については、税務課が県税事務所に対する指導・監督機能を強化・充実することが望まれる。

県民の一人として、この報告書が、県税事務の公平性・透明性の向上と税込確保の一助となることを期待する。

以 上